

平成26年 9 月定例会 総務文教常任委員会記録

平成26年 9 月12日（金）

平成26年 9 月17日（水）

平成26年 9 月30日（火）

平成26年10月 1 日（水）

平成26年10月 2 日（木）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

平成26年 9 月12日（金）	7 頁
平成26年 9 月17日（水）	73頁
平成26年 9 月30日（火）	111頁
平成26年10月 1 日（水）	163頁
平成26年10月 2 日（木）	227頁

平成26年 9 月 定例会 審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	9 月 12 日 (金)	開 会 審査日程の決定 議案審査（総務部） 議案乙第19号 〔説明、質疑〕 議案審査（教育委員会教育部） 議案乙第19号 議案甲第25号、議案甲第26号 〔説明、質疑〕 報 告（教育委員会教育部） 報告第 9 号～報告第11号
第 2 日	9 月 17 日 (水)	現地視察 鳥栖市学校給食センター 議案審査 議案乙第19号に対する修正案 〔説明、質疑〕 議案審査 議案乙第19号 議案甲第25号、議案甲第26号 〔総括、採決〕
第 3 日	9 月 30 日 (火)	審査日程の決定 議案審査（総務部） 議案乙第25号 〔説明、質疑〕

日 次	月 日	摘 要
第 4 日	10 月 1 日 (水)	議案審査 (教育委員会教育部) 議案乙第25号 〔説明、質疑〕
第 5 日	10 月 2 日 (木)	現地視察 乗目交差点改良事業・麓小学校 (特別支援学級) 議案審査 議案乙第25号 〔総括、採決〕 閉 会

9 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔平成26年 9 月11日付託〕

議案乙第19号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）〔修正可決〕
〔平成26年 9 月17日委員会議決〕

〔平成26年 9 月29日付託〕

議案乙第25号 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定について〔認定〕
〔平成26年10月 2 日委員会議決〕

〔平成26年 9 月11日付託〕

議案甲第25号 鳥栖市いじめ問題対策委員会設置条例〔可決〕

議案甲第26号 鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例〔可決〕
〔平成26年 9 月17日委員会議決〕

2 報 告

報 告第 9 号 専決処分事項の報告について

報 告第10号 専決処分事項の報告について

報 告第11号 専決処分事項の報告について

平成 26 年 9 月 12 日 (金)

1 出席委員氏名

委 員 長	国 松 敏 昭	委 員	中 村 直 人
副 委 員 長	下 田 寛	〃	久保山 博 幸
委 員	成 富 牧 男	〃	柴 藤 泰 輔
〃	久保山 日出男		

2 欠席委員氏名

な し

3 委員会条例第19条による説明員氏名

総 務 部 長	野 田 寿	教 育 長	天 野 昌 明
総 務 部 次 長	松 雪 努	教 育 部 長	園 木 一 博
総 務 課 長	古 賀 達 也	教 育 部 次 長	白 水 隆 弘
総務課長補佐	古 澤 哲 也	教育総務課総務係長	原 祥 雄
総合政策課参事	藤 川 博 一	学校教育課長	柴 田 昌 範
総合政策課政策推進係長	田 中 秀 信	学校教育課参事兼学校給食センター長	佐々木 英 利
情報管理課長	青 木 博 美	学校教育課長補佐	宮 原 信
情報管理課情報化推進係長	佐 藤 正 己	学校教育課主幹	中 山 孝 史
財 政 課 長	小 柳 秀 和	学校教育課給食センター係長	豊 増 裕 規
財政課財政係長	古 賀 庸 介	生涯学習課長	佐 藤 敦 美
契約管財課長	三 橋 和 之	生涯学習課参事	近 藤 信 孝
		生涯学習課生涯学習推進係長	天 野 昭 子
		生涯学習課文化財係長	久 山 高 史
		文化芸術振興課長	石 橋 沢 預
		文化芸術振興課長補佐	久保山 卓
		文化芸術振興課文化芸術振興係長	古 沢 修
		スポーツ振興課長	石 丸 健 一
		スポーツ振興課長補佐	大 石 泰 之

会計管理者兼出納室長	権 藤 博 文	議 会 事 務 局 長	江 崎 嗣 宜
監査委員事務局長	中 山 泰 宏	議 会 事 務 局 次 長	緒 方 心 一
		議 会 事 務 局 庶 務 係 長	野 中 潤 二

4 議会事務局職員氏名

議 事 係 長 江 下 剛

5 審査日程

議案審査（総務部）

議案乙第19号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

議案審査（教育委員会教育部）

議案乙第19号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第25号 鳥栖市いじめ問題対策委員会設置条例

議案甲第26号 鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

〔説明、質疑〕

報 告（教育委員会教育部）

報 告第9号 専決処分事項の報告について

報 告第10号 専決処分事項の報告について

報 告第11号 専決処分事項の報告について

6 傍聴者

3人

7 その他

な し

午前 9 時 58 分

開会

議開

国松敏昭委員長

ただいまから、平成26年9月定例会総務文教常任委員会を開会いたします。

審査日程の決定

国松敏昭委員長

早速ですが、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、甲議案２件、乙議案１件の計３件でございます。

審査日程につきましては、本日12日、総務部関係議案及び教育委員会教育部関係議案の審査を行い、16日は休会、17日は現地視察、その後自由討議、総括、採決ということでお願いしたいと思います。なお現地については、後ほど副委員長のほうから御説明をいたします。

また、決算関係議案につきましては後日当委員会に付託されますので、決算の審査日程については、また改めてお諮りさせていただきます。

よろしく御理解のほどお願いいたします。

審査日程については以上のとおり決したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

いいですか。はい。御異議なしと認めます。よって委員会の日程についてはお手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして、御説明をお願いいたします。

下田 寛副委員長

視察に関してですが、今回は給食センターを視察させていただきたいと思っております。

なお、こちらの視察については3委員会合同で、朝9時半出発で行かせていただきたいと思います。通常10時からですが、朝9時半にこちらの市役所を出発をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

あとほかに御希望があれば、またお伝えをいただければ、協議をさせていただきたいと思

議案乙第19号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小柳秀和財政課長

おはようございます。

議案乙第19号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）、総務部関係について、順次説明をいたします。

なお、説明につきましては、お手元に配付しております総務文教常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務文教常任委員会資料1ページをごらんください。

歳入から説明をいたします。

款10. 地方特例交付金、項1. 地方特例交付金、目1. 地方特例交付金、節1. 地方特例交付金1,030万5,000円につきましては、地方特例交付金の額の確定に伴う補正でございます。

次に、款11. 地方交付税、項1. 地方交付税、目1. 地方交付税、節1. 地方交付税、マイナス1億2,356万6,000円につきましては、普通交付税の額の確定に伴う減額補正でございます。

お手元に配付しております参考資料の1ページのほうをお願いいたします。普通交付税の推移等につきまして、1ページのほうに記載しております。

平成26年度につきましては、交付基準額が6億3,484万9,000円です。現時点でございます。

今回の当初予算からの減につきましては、基準財政需要額の増、基準財政収入額の増であります。税収の増が見込めることにより、減額しておることとさせていただきます。

以上で、地方交付税の説明を終わります。

青木博美情報管理課長

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目5. 総務費国庫補助金、節1. 総務管理費国庫補助金2,466万5,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として計上しております。

これは総務省と厚生労働省の補助を受けるものでありますが、総務省分については、補助の内示がっておりますけど、厚生労働省につきましては、補助の見込みということで計上させていただいております。

以上です。

小柳秀和財政課長

次に款20. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金、節1. 繰越金5億5,792万6,000円につきましては、平成25年度一般会計繰越額の確定に伴う補正でございます。

お手元に配付しております参考資料の２ページのほうに、繰越金の詳細について書いております。

歳入繰越金と歳出繰越金を足しまして、翌年度に繰り越すべき財源を引いた金額が５億５,７９２万７,０００円ということでございます。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

次、２ページ目お願いいたします。

款21. 諸収入、項 6. 雑入、目 4. 雑入でございます。

この分につきましては、平成25年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金のうち、組合の運営費、議会等ですね、の運営費に係る返還金を歳入として補正をさせていただいているところでございます。金額につきましては60万6,000円でございます。

以上でございます

小柳秀和財政課長

次に、款22. 市債、項 1. 市債、目 2. 土木債、節 1. 道路橋梁債、マイナス2,030万円につきましては、道路改良事業の国庫補助金の交付決定に伴う減額補正でございます。

節 2. 住宅債420万円につきましては、公営住宅改善事業に伴うものでございます。

次に目 5. 臨時財政対策債、節 1. 臨時財政対策債、マイナス3,460万円につきましては、発行可能額の確定に伴う補正でございます。

目 6. 災害復旧債、節 1. 農林水産施設災害復旧債20万円につきましては、平成26年発生災害復旧事業に伴うものです。

節 2. 土木施設災害復旧債160万円につきましても、同じでございます。

以上、歳入についての説明を終わります。

江崎嗣宜議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

委員会資料３ページをお願いいたします。

議会費でございますけれども、節12. 役務費及び節18. 備品購入費につきましては、議員控室におけるインターネット環境の整備に要する経費でございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

続きまして、款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 4. 情報管理費、節13. 委託料2,120万円につきましては、歳入でも計上しておりますが、社会保障・税番号制度導入に伴う基幹システムの改修委託料として補正をお願いしているものでございます。

以上です。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

続きまして、目9. 企画費でございます。

一般質問等でもお答えをしてくれているところでございますが、今回、鳥栖駅等の鉄道施設及び分断化されている中心市街地の東西連携を図り、鳥栖駅周辺の利便性向上と、東西交流の活性化を目指すという目的のために、今回基本構想を策定をしたいという考えのもと、この委託料並びにその策定に当たり幅広い意見を取り入れるための検討委員会の開催経費をですね、今回補正をさせていただいているところでございます。

こちらの資料でいきますと、節8の報償費、それから節9の旅費、そして節14の使用料及び賃借料につきましては、検討委員会の開催費用に当たる部分でございますが、節13の委託料756万円、これが基本構想の策定のための委託料でございます。

ちなみに、参考資料の7ページに主要事項説明書というものを掲げさせていただいております。

こちらのほうに目的、それから事業内容ということで書かせていただいておりますが、「3その他」ということで、「基本構想素案についてパブリックコメント等の手続を経て、平成27年8月を目途に基本構想とする。」と、いうことで書かせていただいておりますが、今年度につきましては、構想の素案、この策定のために時間をかけて素案を策定し、それから新年度になりまして、パブリック・コメント等、もちろん議会への説明も含めパブリック・コメント等の手続を経て、来年の8月に基本構想として、成案としていきたいというようなことでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

続きまして、目12. 財政調整基金費、節25. 積立金2億8,570万円につきましては、平成25年度繰越額の確定に伴う財政調整基金への積立金の補正でございます。

目13. 公共施設整備基金費、節25. 積立金5,000万円につきましては、公共施設整備基金への積立金の補正でございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の3ページをごらんください。

財政調整基金につきましては、平成26年度9月補正後現在高約20億700万円、公共施設整備基金につきましては、平成26年度9月補正後の現在高が、22億5,797万5,000円となる予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。

柴藤泰輔委員

説明資料の３ページですね、総務費、総務管理費の目９．企画費ですね、今説明されましたけども、この説明資料で、まず、事業内容、それからスケジュールについて、今年度が素案、新年度がパブコメなどの手続を経て、平成27年８月を目途に基本構想とするで説明いただきましたけど、もうちょっと具体的なスケジュールの詳しい内容を教えていただければと思います。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

現在予定をしておりますところでございますが、当然その議決をいただいた後にコンサルタントへの発注、並びに検討委員会の設置という事務に取りかかりまして、それからもう１点ですけども、実は公募の委員を予定しております。

ですので、まずは公募委員の募集から入りまして、そして、コンサルタントへの発注の準備、そして検討委員会の設置の準備にかかりまして、目途といたしましては11月の中旬ぐらいに第１回目を開催できればというふうに考えているところでございます。

その後に、11月の下旬にもう１回、それから間あけまして、１月、２月、３月というふうな形ですね、大体月１回程度をめぐりに検討委員会を開催をさせていただき、そういう検討委員会でそれぞれ意見をいただきながら、基本構想は策定を続けていくというような流れで考えているところでございます。

一定３月の末に素案として策定をさせていただいたものを、その次の平成27年度には、パブリック・コメントの準備、それからパブリック・コメント、そして議会への説明というような形で、鳥栖市としての基本方針をですね、それぞれ固めていく作業をしていきたいと。

で、それぞれの意見をいただいた後に、来年の８月をめぐりに成案、基本構想案という形ですね、基本構想として取りまとめをしていくというような予定でございます。

以上です。

柴藤泰輔委員

ありがとうございます。

これで委員会、公募ということで、まず委員会全体のメンバーが何人で、そのうち公募が何人かというのをちょっと教えていただければと思います。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

今予定をしておりますのは、９人を予定をいたしております。

学識を１名、それから答弁でもいたしておりますけども、自治会、地元代表を３名程度、それから、商工関係者の方を２名、それから観光関係の代表の方を１名、そして、公募とい

うようなことで2名を予定をさせていただいているところでございます。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

この予算立案は、いろいろ一般質問でも多く出てたんですけど、で、もう一つですね、なぜこの、この時期に、この予算出されたということをお尋ねします。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

なぜ今かというようなことでございますけども、これまでもJR九州、県とですね、協議を行ってきているところでございますが、今回、これまでよりも一歩踏み込んでですね、東西連携の具体策を検討していくということについて、一定の御理解を示していただいたという認識を得たというのがこの時期になったというようなことでございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

柴藤泰輔委員

はい、また後ほど。

はい、ありがとうございました。

国松敏昭委員長

ほかは、ございますでしょうか。

成富牧男委員

ほかにも尋ねたいことがあります、今出ておりますので、関連して私も、鳥栖駅周辺まちづくりの基本構想委託料関係、委託料それから謝金も含めてですね、お尋ねをしたいと思いますが、今大体、いろいろ私が尋ねたいことの半分以上は、尋ねていただいたんですけども、公募で9名ですよね。（発言する者あり）ああごめんなさい、公募合わせて9名、はい。

それで、これは予算は今言われた5回分を計上されているんですかね。そこら辺はどうですか。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

一応、今予算はですね、6回分ということで計上させていただいております。予備という形でですね、はい。

以上でございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

はい、今のはいいです。

で、今の言われたように、仮に議決されたとしても、11月中旬から第1回が始まると。11月にばたばた2回されると。これは私の主観が入っています。ほんであと1、2、3月に、今の予定では1回ずつということですね。

何かこれ、デジャブやないですけどちょうど学校給食のときばたばたされた検討委員会、もちろんこれとは違うですよ。役割も違いますけど、第三者を入れてされた委員会。あれも何かばたばたつくられて、3カ月ばかりで、7月から9月でやられた、なんかそんなとちょっとダブるんですけどね。

委託料、今度はちょっと委託料のことで少し聞きます。

委託料で何をしてもらうのか、業務の具体的内容。それから積算の内訳、主な内容についてお尋ねをいたします。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

委託の内容につきましては、基礎データの整理・更新、こちらに約95万円。それから、ランドデザインに関する図面の作成、これが約130万円。それから、その検討委員会の運営補助という形で約50万円、それから報告書取りまとめというような形で約24万円、それから打ち合わせ協議というものが10万円程度ございまして、それに管理費などを含めましてですね、あと消費税等含めまして、それらを含めまして、756万円というような形になっております。

ちなみに、間接原価、それから一般管理費ということで370万円ほどございますので、ほぼ人件費のような形ではなっております。

以上でございます。

成富牧男委員

今の、だから、七百何万かいな、委託料のうち、今三百幾らと言われた分が人件費にかかわる額ということですか。じゃないんでしょう。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

700万円掛ける税で756万円になっておりますが、700万円の中で、その基礎データの整理、それから図面作成、それから運営補助、それと報告書取りまとめ等で、大体、350万円ほどですね。それから、それにプラス、管理費等がまたプラスされて700万円になるというような状況でございます。

成富牧男委員

いろいろ詳しく説明された分で350万円、そのあとの管理費いろいろ等で350万円。その管理費いろいろ等ちゅうのは何ですか。

半分を占めとるのにいろいろ等じゃちょっとあんまり……。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

いわゆる諸経費分というものです、はい（「例えばとか、例示できますか」と呼ぶ者あり）。人件費の35%とかですね、業務原価の30%というような形で算出をされる、コンサルタントの諸経費分になります。

成富牧男委員

それともう一つ今の内訳の中でわからなかったのが、検討委員会の運営費補助、（発言する者あり）運営補助。それはどういう性格のものですか。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

検討委員会を開催するときの運営の補助というような形で、コンサルタントも出席をいただいて運営支援というようなこととか、あと、我々も記録、取りまとめ、こちらをですね、検討委員会の運営の補助ということをお願いを、はい。

成富牧男委員

はい、わかりました。

それではですよ、その検討、これ見よったら結局検討委員会でばたばたしながらですね——すいません、主観が入っているんで。ばたばたしながら、あわせて、この成果物は3月いっぱい出さんといかんわけですよ、これ業者さんは。ちょっと私はこれ、答えはこれ要りませんのでね、そういうことで……。ごめんなさい、答え要ります。そういうことですよね。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

はい、スピード感を持って進めていきたいと思っております、基本構想を策定をしていく中に検討委員会さんの意見を取り込んでいくということです、基本は、市がつくっていく基本構想素案というものに、検討委員会さんの意見を取り込んでいくというスタンスであります。

以上でございます。

成富牧男委員

だから検討、今言われたような検討委員会の内容も、業者さんの策定する、素案をつくり上げるための一つの過程であるということですかね。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

おっしゃるとおりでございます。

成富牧男委員

なら最後です。これに対しては、最後。

これずっと一般質問でも出てましたけど、ちょっと改めてこの場で、市長公約は撤回とおっしゃいました件、言われなかったんですけども、市長は。もう一度ここで、今回の、この委託料を計上して、基本構想つくることが、市長公約を撤回しなくても、できるんだ

と、市長公約はネックにはならないというところをちょっと、いいですか。

国松敏昭委員長

誰。

野田 寿総務部長

今回、この構想策定に当たりまして、市長のほうからも一般質問のほうで御答弁申し上げましたとおり、自分の公約、鉄道高架という話の白紙撤回の件で言われておりましたけれども、自分の公約とは関係なしで、ゼロベースで議論を、検討委員会のほうで議論をスタートしていただきたいというふうなことで、一般質問のほうでも申し上げましたとおり、そのような考え方で市長おられるというふうに思っております。

またそうしたいと、検討委員会のほうにもそういうふうに御説明したいというふうに考えております。

国松敏昭委員長

よろしいですね。

成富牧男委員

繰り返しになるようですが、ということは、私は、市長としてはこう考えようばってん、それは関係なく、進めてくださいということですよ。建前ではね。

この件では終わります。私は。

国松敏昭委員長

ほかございますでしょうか。

久保山博幸委員

まず疑問なのがですね、私、建築の設計やっておりますが、たかだかその住宅1軒設計するのにですね、基本設計をまとめるのに、少なくとも50回はお客さんと打ち合わせをするわけですね、聞き取りを。ようやくそれで基本設計がまとまるんですが、今回、私から見るとですよ、この金額っていうのは、こんなに安くて済むの、どの程度の内容までできるのかなと、実質350万円ぐらいですか、そのグランドデザインと基礎データの精査、整理。

だからその、どの程度の、まちづくり周辺と言いますけども、どの程度のことを今回、基本構想としてまとめられようとしてるのかですね。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

先ほども若干成富委員のほうにも御説明をいたしましたが、今回は、鳥栖駅周辺のグランドデザイン、いわゆる整備方針、それからイメージ図、ゾーニング図、ゾーンごとの説明図、それから将来のイメージ図を作成を考えているところでございまして、いわゆるその基本構想というものを作成をしまして、その後に、実際その事業を動かしていくということになれ

ばですね、基本設計なり、実施設計というような段階で進めていく必要があるというふうに思っておりまして、御質問の今回のものにつきましては、将来のこういう形になったらいいなというようなイメージ図をですね、イメージ図、それから、整備方針、こちらを打ち立てていくための構想の部分に当たるところを策定をするものでございます。

以上です。

久保山博幸委員

何にしても、やはり基本の基本ですから、例えば家づくりに関するとお客さんからいろいろ聞き取りをして、自分なりのイメージを伝えて、やりとりをしながらですね。で、それが一番基本なってくるわけですね。それから、実施設計をまとめて、基本設計をまとめて、実施設計に。だからも実施設計というのは、結局、ある程度その事務的な作業になってきて、だから、一番の種ですよね。種が一番その、ここ、コンセプトっていうかキーワードちゅうか、それ見つけるのが、時間もかかるし、やりとりもかかるんですね。

だから、それが、この短期間でですね、本当に鳥栖市の未来を左右するわけですから、できるのかなっていうのが一つ疑問です。

それともう1点、これは平成21年のみらい会議のときですね、あの時は、みらい会議の報告書に、今回のみらい会議の取り組みは、鳥栖市長の政治的リーダーシップで、今までなかったその市民によるまちづくりの試みということで、大いに称賛していただいて、その中でも、都市整備グループで、やってますよね。そのときは、高架、グループの意見としては高架が望ましいと。だからそういうふうな、流れで行ってほしいという、そういうふうに市民の皆さんから応援してもらってたと思います。

で、私が思うのは何であの時にですね、タイミング的に言うと、あのタイミングでこういう検討が、同時進行じゃなくてもいいんですけども、あのタイミングを逃さずに、これをやればよかったのに、何で今の時期なのかな、というのが、やることじゃ全然私はもうこれ必要だと思うんですが、何で今の時期なのかなっていうのがですね。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

1点目につきましては、先ほども申しましたとおり、もちろん我々もスピード感を持って取り組んでいきたいというところがございますので、鋭意そこは努力して詰めていきたいなというところでございます。

先ほども、何で今かっていうところは御説明をさせていただきましたが、若干回りくどい部分もございますが、これまでJR九州との協議を行ってきた中で、今回の東西連携の具体策を検討していくことについて一定の御理解を示していただいたという認識を持てたというのが、今になったと、というのが正直なところでございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

はい、ほかございますでしょうか。

久保山日出男委員

これまでですね、お三方いろんな面で言われました。やっぱこの地に及んででして、なぜ今かということですね。

それと、法の改正になりましたですね、平成23年11月やったですかね。あれでだいぶ緩和された、それからにしても、もう3カ年、たとうとしてますね。その間にどういう方向で、実際されてきたのか。

協議してまいりたいという答弁、委員長も、東口に関してちょっと質問されたことありますが、私も2回ほどさせてきました。それぞれの立場で見方は違ひましようけれども、東口、高架とか、いろんな質問なされたと思うんですよ。

そういった中で、ここに来るまで3カ年ありますね。法の簡略化といいますか、なされた中で、実際、本当にされてきましたか、協議とか。ここに来るまでに至って、J Rとの。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

この件に関しましては、3月の定例会でも久保山議員に御質問をいただいている部分かとも思いますが、法が改正になりました、いわゆるアンダーの東口という部分につきましては、これ、答弁でもお答えをしておりますけれども、その必要性についてJ R九州との相互理解が築けていないというようなところが、大きなところであったのかなと。

ただ今回、今回の提案につきましては、先ほどから何度も御説明をしておりますけれども、検討していくことについて一定の御理解を示していただいたという認識を今回持てたというのが、今回、今の時期に提案をさせていただいている大きな理由でございます。

以上です。

久保山日出男委員

理解を得たというのは、いつ時点で理解を得たととったわけですか、こちらは。J Rからの、一定の理解を受けたと。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

9月の議会にこういう形で提案をさせていただくというようなことをお伝えを、当然お伝えしておりますので、それについては、異議というか、異論はですね、唱えられていないというようなことでございます。

久保山日出男委員

いつ、言ったわけですか、J Rのほうに。9月には……

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

新年度からですね、議論はもちろんスタートはしておりますけども、6月議会以降にそういう形ですね、提案させていただこうというようなお話になったというようなことです。

久保山日出男委員

私もあの、前向きな形じゃから、反対とかそういうもんじゃなくてですね、首長選も控えてる中で、時期尚早ではないかと。

ただし検討委員会をしていく、入念にした上で、新たな年度でされたらどうかなという気はします。ここで私、一存の考えじゃないんですけども、私だけの考えで申し上げてますけどですね。

その辺のところも、ちょっと腑に落ちない部分があります。

国松敏昭委員長

お答えは。

久保山日出男委員

答えは要りません。

国松敏昭委員長

はい。

ほかはございますでしょうか。

下田 寛委員

この件に関してなんですけれど、コンサルタントに発注をされるということでしたが、これはどのようにして決めていくのかというのを教えてください。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

発注につきましては、これから検討するんですが、一般的な指名競争入札なのかなというふうには考えております。

下田 寛委員

もし、議決されたと仮定して、いつごろになるんでしょうかね。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

当然準備を始めまして、でき次第、発注をかけていきたいとは考えております。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

ほかは。

中村直人委員

関連した質問になるかと思いますが、今まちづくりの関係、駅周辺ですね、質疑があつて

おりますけれども、やはり少し経過をきちんとやらないと、これはできないんじゃないかというふうに思いますよ。

今話がされてますけれども、これは、昭和でいうと59年、ヤードが廃止をされたわけですね。これ私仕事場でしたから。そして昭和60年に民営・分割、民営化されて、それ以降の昭和62年以降の話になってくるだろうというふうに思いますけれども、当時は鉄道高架等を含めて駅周辺の整備、レインボーコア21か何かそういったものをつくりながら、やってきたわけですね。

そして、いろんなヤード跡地の活用のために、起爆剤としてサンメッセを建てた、そしてその後ヤード活用のためにいろんな協議をし、やっとスタジアムをつくろうという建設に入り込んだ、そしてそれにするためには、東西連絡が必要だから、東西の連絡の橋をつくった、そういった流れがずっとあるんですよ。

それで、何年からかな、平成2年からか、鉄道高架用地をじゃあ確保しようということから、1,000平米に始まって2,000平米、1万平米とかずっとう買ってきただけですね。平成2年が1,000平米、平成3年に2,000平米と1万平米、平成5年が2万5,313.06平米、平成7年が1,397.42平米買ってきた。

これはいまだに土地開発公社が持っていると思いますが、その詳細を説明をしてください。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

中村委員の御質問にお答えいたします。

今現在、鉄道高架用地ということで、鳥栖市の土地開発公社が所有しております面積が2万8,020.12平米。金額にいたしますと、平成26年3月31日現在の開発公社の期末の残高でございますが、12億5,800万円でございます。そのほかに、鳥栖駅東の駐車場、こちらが約7,000平米ございます。

購入につきましては、私もちょっと調べてみたんですけども、平成2年に1,000平米とかおっしゃってましたように、鉄道高架用地を平成3年に2,000平米とか、また1万平米、そして平成5年に2万5,000平米というような形でずっと買い進めてきたという経緯がございます。

以上でございます。

中村直人委員

それでは、今これは目的として、目的財産として鉄道高架用地として購入してきたわけですね。

これは現在も鉄道高架用地として残っていると思うんだけど、その確認したいと思います。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

おっしゃるとおり、鳥栖市の開発公社が鉄道高架用地として保有しております。

中村直人委員

そうしますとね、平成18年に白紙撤回をしたわけですが、白紙撤回をするときにこの鉄道高架用地をどうするかという土地利用計画は立てざるを得なかったんじゃないかと、今相反することがここにあるんじゃないかと思うんですが、勝手には土地利用されないわけですから、目的で財産ですので。

ですから、白紙撤回するときに、鉄道高架用地を買ってきたけれども、これについては、土地利用計画を変更して、普通財産かなんかになして何かをやるべきだと、これも同時並行しておかないとおかしな話じゃなかったのかと、今考えるんですよ。

ですから、今白紙撤回しなさいどうのこうの言われているけれども、鉄道高架用地をどう扱うかについては、何も触れられていない。これはやはりきちんと整理をしないと、鉄道高架用地は安易に白紙撤回されないということに逆になるんですよ。

そこら辺の見解どう思われますか。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

今回の基本構想策定に当たりましては、議論させていただいております鳥栖駅をじゃあ、高架なのか、橋上駅なのか、もしくは東口を掘っていくのかっていうようなお話もございます。

あわせて、その方向性によっては、当然その高架用地の取り扱いにつきましても、今回の構想の中でじゃあどう扱うのか、じゃあどういうゾーニングをしていくのかというようなところは決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

中村直人委員

そのとおりだと思うんですよ。ですから、鉄道高架用地を、この鉄道高架を断念するならこの用地はそのまま放置するわけいかんわけですよ。

じゃ、どのように活用するのか、ということをするためには、何らかの考えで基本的な考え方を提示をして、土地利用計画を提示をして、そして、普通財産に戻しながらどうかやっていくというふうな手続が必要になってくるんじゃないかと思うんですよ。ですから今の時期だどうだこう言われるけれども、これは当然やるべきものだと考えます。

じゃあＪＲ九州との協議ができなかった、最終的に何年の何の時点で、ＪＲ九州と協議してきたけれども、そこで、若干ＪＲ九州が、ちょっとおかんむりになって、協議を断念したところがあると思うんですよ。それが何年なのか。その後今日に至ったと。この経過がな

ければ、お墨つきをいただきましたちゅうことにはならないと思うんだから、やはり何年まで協議をしたけれども、ここで断念をせざるを得なかったと、J R九州との協議を。そしてこの期間があったと、冷却期間があつて今日に至ったというふうな説明が今必要じゃないですか。

そうしないと、J R九州との協議が調ったのでということになると、じゃあいつの時点からこうやられたのか、これは東口の時はずっとやられてたんですよ、J R九州との協議を。東口を設置しようかどうかというというときにずっと協議はしてきたはずですよ。それでも総務省の見解として、新駅の設置じゃないと、改良だと。改良になるなら、総務省は寄附行為はだめですよと、こうなってきたんでしょう。

ですから、それがずっと今日まで、昭和62年のこの次官通達か何か知らないけれども、総務省の通達のままずっときてるんですよ。一向に総務省は変えてないんです。通達を、通達以降。

ですからそこら辺の問題をね、やっぱりきちんと整理をせにやいかんのじゃないかというふうなのありますので、そこら辺の見解を求めておきたいと思います。

国松敏昭委員長

いいですか、今のは。

中村委員のおっしゃってる経過のきちとした説明をやって、進めるべきだという趣旨の。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

おっしゃるように、平成18年にですね、白紙撤回と。4.3キロの連続立体交差の白紙撤回ということを受けまして、その前段からでございますけども、J R鳥栖駅周辺の整備推進協議会というものを県、J R、市で設立をし、それから、じゃあ、鳥栖駅の周辺の整備をどのようにしていくのかというようなことで、駅西の駅前広場の整備、それから駅前の交差点の改良、そして東口の設置、駅の西側の立体駐車場というようなことで、この四つの事業を平成18年の10月に進めていこうというようなことがされております。

この中で、駅前の交差点は暫定整備というふうにはなっておりますが、できていないのは東口の設置でございます。

ここから以降、平成22年に駅前の周辺整備を暫定整備というような形でさせて、歩行者と車の明確な分離というふうな形で整備をさせていただいておりますが、東口も含め、それ以降はですね、それ以外の事業については進んでいないというのが現状というふうに認識をしております。

ですので、平成22年の整備以降は、進んでいない、東口を含め進んでいないというのが現状の認識でございます。

それを今回、こういう形で提案をさせていただく御理解を得たというようなことで、進めさせていただくというような、そういう認識を得たというようなことでございますので、ここでワンステップ進んだものというふうに考えているところでございます。

以上です。

中村直人委員

そうしますと平成21年度ですね。平成22年の1月、2月ぐらいまでで、（発言する者あり）駅周辺……。平成22年の11月。というと平成22年度までは、協議があったと、いうと、4年間。

そうしますと空白の8年じゃなくて、空白の4年ですね、協議の空白は。と確認をしたいと思いますが、そうしますとね、高架を断念をして、駅前の歩行者と車の問題、それから、駅周辺の整備事業、交通安全対策、そういったものを優先してやろうということで今日来とるわけですね。で、平成22年度ぐらいで終わつたと、その後何もしていないと、極端言えば、何も扱ってませんよということだろうと思うけれども、その間に駅東の陳情とかずっとあつたわけですね。あつたけれども、どうしてもひっかかるのはやっぱり総務省なんです。総務省の通達なんです。

これで一向に進まないということで、今回、J R九州と若干話が進むようになったので、この場に至つたと、いう確認でいいと思うんですが、どうでしょうか。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

はい、おっしゃるとおりだと考えております。

以上です。

中村直人委員

それで、やはり最終的には市長の判断ですから、提案権も市長が持つてゐるわけだから、きちんとした形をやはり委員会もしたほうがいいだろうということで、質疑は今、私はここではもう終わりますけれども、やはり最終的に採決の前に、市長の出席を求めて、そこで、市長の決意なり、それから今後の、これまでの至った経緯だとか、そういったものについてですね、きちんと説明をしてほしいということの確認を、委員長のもとでしてほしいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

国松敏昭委員長

ただいまの中村委員より、市長のそういう、経過等も踏まえて、総意として市長を呼んで、今後のことを聞きたいと、経過と今後のこと聞きたいということの発言だったと思いますが、総意として、今の中村委員の御意見、受けてよろしいでしょうか。市長を、この場に呼ぶということに対しては。よろしいですね。

久保山日出男委員

中村直人委員

国松敏昭委員長

午前10時53分休憩

国松敏昭委員長

国松敏昭委員長

それからまた、もう今までも一般質問等々でも発言もあったし、あえて呼ぶ必要はないと

いう御意見もございますが、その辺も踏まえて、再確認の意味で、私としては一つの経過も踏まえて、見解を求めるということも一つのやり方やないかなという思いがございまして、その辺のことも、再度皆さんの御意見があれば聞かせていただきたいと思います。

成富牧男委員

私、あえて絶対反対とは言いませんけどね、今、中村直人委員のほうからの話聞きよってから、それに対して、そのとおりですて、執行部言われましたけれども、何か、そういう形での、何か一般質問の中ではあんまり話が執行部から積極的に語られてたんですかね。何かそこんところがなかったような。それはもう私が聞いとらんやったとかもしれんけど。

一回、高架がだめになって、駅前周辺とか、そこら辺を、繰り返しであつても何かそこら辺御説明があったほうが、かえってそこら辺私たちが共通認識持つのはそこら辺、そっちのほうが先かなと思います。

あえて、その絶対もう来るなどは言いませんけど。市長については。

以上です。

国松敏昭委員長

それでは執行部のほうから、今経過を踏まえて、先輩議員であります中村直人委員より、その経過も踏まえて、御質問いただいたわけですが、その経過の状況を皆さんにお配りしたいと思いますが、いかがでございしますか。

必要なければ。

経過を踏まえて、状況がよりわかって、また、皆さんの御意見をいただけることができるんじゃないかという思いでおりますので、委員長として皆さんに、概要、経過の概要という形でお配りしていきたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、じゃあ手元に用意しておりますので、配付させていただきます。

〔資料配付〕

お配りしまして、今やりとりの中で、進んでいくわけですが、最終的には、大事な、今後の鳥栖市大きく担う大事な、議案でございしますので、私としては、市長のこの場への出席を求めたいと思っています。

委員長にそれはお任せいただいてよろしいでしょうか。

成富牧男委員

それはお任せしますけど、さっき言ったように、この、今配付いただきました資料見てなおさらですけども、要は断念した後に、鳥栖駅周辺整備推進協議会というのができていると。

そこら辺のやつは若干説明を受けたいと思います。その通りですやなくて。

国松敏昭委員長

いいですか。この説明を受けて、それから次の話にするということ。

〔発言する者なし〕

はい、そしたら松雪次長より、手元に配り、お手元に届いております内容についての御説明をいただきたいと思います。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

御説明を差し上げます。

今回、鳥栖駅周辺まちづくり基本構想策定委託料についてということで、これまでの経緯をお手元に配付をさせていただいております。

まず一番上でございますが、これが先ほど中村委員からもございました、昭和62年の4月でございますが、鳥栖駅周辺市街地整備構想策定ということで、約72ヘクタール、これは鳥栖の駅東、それから駅の西、本町北交差点から南に行った、抜けてJRまでというようなところの範囲の構想でございます。これが、鉄道高架も含んだ構想でございました。

続きまして平成9年でございますが、鉄道高架事業の実現について次世代に送るというような御答弁がございます。これは山下市長時代でございます。山下市長時代にこういうことをおっしゃっていただいております。

平成17年8月1日、佐賀県の検証結果ということで、高架化計画区間4.3キロのうち、田代駅周辺の1.3キロ以外は採択要件に適合しない、それから費用対効果も1に満たないというような検証結果を受けております。その検証結果につきまして、8月5日に全員協議会に報告をさせていただいて、利便性向上など諸施策について、早急に検討を行うというようなことを申し上げております。

その後、平成17年10月にメンバーが県、JR、市でございますが、第1回のJR鳥栖駅周辺整備推進協議会、これを設立をしたところでございます。

で、平成18年2月7日、これ庁議でございますが、鉄道、これ鉄道高架化と書いておりますが、連続立体交差の4.3キロですね、この連続立体交差4.3キロの高架化を断念するということです。それから周辺整備を推進するというような庁議を行っております。

その後、第2回のJR鳥栖駅周辺整備推進協議会、そして平成18年3月1日に市議会全員協議会ということで、先ほど言いました鉄道高架の連続立体交差事業を白紙撤回というようなことでございます。これは牟田市長のときでございます。

それから、平成18年10月26日、第3回のJR鳥栖駅周辺整備推進協議会におきまして、当面の整備ということで、駅前顔づくり事業、駅西側の駅前広場整備、それから駅前交差点改

良、東口設置、駅西側の立体駐車場ということで整備をしていこうと。完成の目標ということでおおむね5年後という、九州新幹線鹿児島ルートの開業年度でございます平成23年度というような目標を立てております。

アンダーラインを引いておりますが、広場、それから西側については実現をしたというようなことでございます。

続きまして、平成19年5月の立体駐車場の開業、それから平成19年12月22日、これは、鳥栖駅前整備説明会というふうに書いておりますが、これ駅の交差点ですね、交差点の改良に係る整備の説明会でございます。

で、平成22年11月ということで、駅前周辺整備事業という形で、歩行者と車両分離、タクシー、バスのスムーズな動線確保というような形で整備を行ったというようなところが一連の経緯でございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

ただいま説明について、何か御質問ございますでしょうか。

成富牧男委員

少し、ちょっとわかってきたんですけども、こういう説明は、今回の一般質問でもされたんですかね。

私はあんまり、ちょっとそこまで……。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

古賀和仁議員にお答えをしております。

成富牧男委員

わかりました。

それと、なら、もう1点だけですけど、検討委員会は、白紙からゼロベースから出て、こういう形になるんですかね。業者さんがざっとした、それと、案をつくるんですか。

みんな投げ、ゼロベースからという話と、具体的なところの話ですけど教えてください。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

お答えいたします。

まずはですね、一般質問でもお答えをしておりますが、連続は白紙撤回ですので、単独の、単独での鉄道高架、それから橋上駅、そして、現在の地下道を延伸をする東口、もしくは新たに掘削をする地下道、この案になるかと思いますが、この案のメリット、デメリットを提示をしてスタートしたいと。

そこで、検討委員さんの意見をいただきながら、その意見を踏まえて、構想策定に着手を

してい、じゃあどうい、形が、一番いいのか、という、案を、です、描いて、いく、絵姿を、描いて、いく、という、スケジュールで、考えて、おります。

成富牧男委員

はい、わかりました。

国松敏昭委員長

よろしいですか、はい。

この、辺も、踏まえて、今、先ほど、経過、これまでの、経過、ということと、今後、どうい、形で、この、検討、委員会を、やる、という、趣旨の、説明、ござい、まして、私、としては、今、委員の、ほうから、お話、ありました、ように、再度、市長の、そういう、見解、という、か、それを、聞きたい、な、と思、っております、ので、御意見が、いろいろ、ござい、ましたが、進めて、いきたい、と思、っております、が、よろしい、でしょうか。

〔発言する者なし〕

いい、ですね、はい。

委員会として、市長の、委員会、出席を、お願い、したい、と。

部長、何か、ありますか。

野田 寿総務部長

はい、委員会の、総意、ということ、で、ござい、ます。市長の、ほうに、お話し、て、出席を、して、御説明、して、いただ、きたい、という、ふう、に、思、っております。

以上、で、ござい、ます。

国松敏昭委員長

はい。最終日、によ、ろしく、お願い、したい、と思、います、最終日、ね。

ほかに、御質問、ある、で、しょう、か。

成富牧男委員

この、常任、委員会、参考、資料の、歳入、で、いう、と、1 ページ、目の、歳入、で、いう、と、国庫、支出金。補正の、2,466万5,000円、の、分、です、ね、社会保障・税番号、制度、システム、整備、費、補助金、の、補正。これ、歳出、の、ほう、で、出、て、ま、す、よ、ね。

関連、で、2 款、1 項、4 目、委託料、2,120万円、の、補正、出、て、ま、す、け、ど、ち、よ、つ、と、こ、の、関連、それ、から、当初、予算、との、関連、で、です、ね、社会保障・税番号、制度、システム、整備、費、補助金、の、こと、について、も、ち、よ、つ、と、説明、して、いただ、け、ま、す、か。

それから、さ、き、ち、よ、つ、と、言、わ、れ、た、総務、省、分、と、厚労、省、分、が、あ、つ、て、今回、総務、省、分、と、言、わ、れ、た、ん、で、す、か、ね、総務、省、分、と、言、わ、れ、ま、し、た、け、ど、も、そこ、ん、と、こ、を、ち、よ、つ、と、当初、の、とき、に、は、どの、当初、これ、は、歳入、で、いう、と、補正、ゼロ、に、な、つ、て、ま、す、け、ど、歳出、の、ほう、では、その、分、の、当初、

これに関連する当初というのはあったのでしょうか。いわゆる、狭い意味の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の。

そこんとこ教えて。

青木博美情報管理課長

社会保障・税番号制度につきましては、まず総務省分が、国のほうから3月に要望調査というような形で出ておりましたので、頭出し的に1,080万円ということで予算を計上させていただいております。

で、総務省分につきましては、5月28日に国から内示がございまして、5月30日に補助金の交付申請1,420万円を申請しております。

厚生労働省分につきましては、事前調査ということで、年度内に入って申請をしておりますが、確実に今年度補助が実施されるのか、また、12月以降とかにも引き延ばしできるのかということを確認しておりましたが、12月以降はもう、見込みがはっきりしないということで、厚生労働省分も今回一緒に計上させていただいております。

ですから、総務省分については、もう交付決定まで受けておりますけれども、それを合わせたところで2,120万円、支出につきましては2,120万円、今回補正をして総額3,200万円ということで、事業を計画しております。

以上です。

国松敏昭委員長

はい、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、まだありますか。

成富牧男委員

これは関連して、済みません。3,200万円だったんですね。

で、これ今交付金が少しもたもたしているような話も聞いてますけど、それは厚労省分の話なんですかね。そういうこと、そういう心配は、今、合わせて計上したというふうに言われましたけども、入ってこん、若干もたもたしよるような話もちよっと聞いてるんですよ。そういうことないですね。

青木博美情報管理課長

はい、厚生労働省分につきましては、一応要望調査というような形で今出しておりますので、年度内には決定はされる見込みということで聞いております。

成富牧男委員

それで、ちょっとここら辺になると本来は当初予算のところでいろいろお尋ねすべきだったんですけども、今補正で、大分の金額が確定しそうですので、ちょっと幾つかお尋ねします。

この導入の目的ですね。制度の概要、必要性、それからそれに基づいて今進められている庁内での議論の状況などを教えてください。

ちょっとまとめて言いましょうかね。

そして、今市の現行の事務でも、例えば住民コード使って、税と福祉、それから市民課の関係とか、つなげればつなげるわけですね。私の聞いたところでは、市にとってのメリットちゅうのはあんまりないんじゃないかと。それよりも国民に番号が振られることによっての弊害が大きいというような話、話じゃなくてこれはそうですね、私もそう思ってますので。今皆さんも御存じのようにもうしょっちゅうあっちで漏れた、個人情報漏れた、ベネッセに限らずですよ、いっぱい出てますよね。

だから、そういう意味でメリットと思われる部分、それからデメリット、懸念されることとか、そういうことも含めてですね、ちょっとお答えをお願いします。

それから心配してるのが、総務省の許可が出ると行政以外にも法律施行の3年後には、開示できるっていう話もありますよね。だからそういうふうなやつが、例えば銀行とかですよ、そういうところにも開示できるというふうになると、本当、ちょっと、心配ですので、そういう意味でも、大体の、概要をちょっと説明してください。

それと、これ一番肝心なことですけど、かつて住民基本台帳ネットワークのときには、うちはつなぎませんちゅうところがあったですね、矢祭町とかね。そういうことは今回のほうは法律上できんごとなつとるとですかね。そういうのも含めて、教えてください。

以上です。

国松敏昭委員長

数点にわたっての、今の。

青木博美情報管理課長

まず、今回の社会保障・税番号制度の導入の目的でございますが、これは、国や県、市町村が保有しております個人情報を同じ番号つけることによって同一の情報であるという確認を行うための基盤であります。社会保障・税制度の効率性・透明性を高めて、国民にとって利便性の高い、公平公正な社会を実現するための社会基盤として整備するものであります。

市民にとってこういったメリットが得られるかということですがけれども、結果的に公平、公正、平等な、税の確認とか所得確認とかによって、公平に課税されると、いうふうなところですね。と、社会保障関係もきちんと支給される、平等な取り扱いをされるというところで、結果的に国民にメリットがあると思います。

と、市役所での手続等に関しましては、わざわざよそから、住民票とか、所得証明とか取って手続をしているものが、この番号制度を使うことによって、添付書類の省略とかはでき

るようになります。

そういった面で、今後またいろんな取り扱いが含まれて広がっていきますので、その利便性は十分にあると思っています。

と、あと、デメリットということで、情報漏えいに関してですけれども、この情報ていうの個人情報をどっか全部を1カ所にまとめるというものではなくてですね、ですから、例えば番号が漏れたら全て情報が抜き取られるというふうなことにはなっておりませんで、それぞれ、鳥栖市から情報が必要なときに、よそに情報提供依頼する場合は、個人番号を暗号化して、個別に情報提供依頼するというような形をとっておりますので、丸ごと情報が漏洩するというようなことにはならないようなシステムを計画されております。

それと法律……

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

総務省の民間の関係の分ですけれど、先ほど言いましたように銀行、そういうところに出されるとなっております。

それから最後、住基ネットとの関係についてですけれど、今回についてはそういったつながないとかいうようなことはできなくなっておりまして、先ほど言われた矢祭町の町長についても、この制度については賛成されております。

済みません。で、そういった部分もあってですね、(発言する者あり) はい、すいません、です。そうとなっております。

それから庁内の議論についてですけれど、ちょうど1年前ぐらいになりますけど、本部会議を開きまして、それから、各市内、市の庁舎で行っております事務の調査、それから事務の内容のヒアリング、事務のフロー等を現在情報管理課のほうで作成しております。

それからあと、国のほうが該当する事務ということで、法律、番号法別表第1で指定している事務、別表第2で情報照会で指定している事務について、各課に照会をして、それを鳥栖市が行っている事務と、国が行う、予定している事務との関連調査を今、やっているところでございます。

以上です。

国松敏昭委員長

いいですか。

成富牧男委員

はい、質問はしませんけど要望します。

もう世界的に見ると、私が言うまでもなく、例えばアメリカ、それからドイツ、オーストラリアとかそれぞれやっぱり、ドイツであれば、限定して幾つかのそれぞれ番号が行政分野

国松敏昭委員長

これより、教育委員会教育部関係議案の審査を行います。

教育委員会関係議案については、議案乙第19号、議案甲第25号及び議案甲第26号でございます。

最初に教育部長より挨拶の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。

園木一博教育部長

こんにちは。

御挨拶をさせていただく前に、7月1日及び9月1日の人事異動を行っております。

自己紹介をまずさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

佐々木英利学校教育課参事兼課長補佐兼学校給食センター所長

9月1日の辞令をもちまして、給食センター所長を拝命いたしました佐々木です。

よろしくお願いいたします。

原 祥雄教育総務課総務係長

失礼します。

7月1日付の人事異動で、都市整備課から教育総務課のほうに異動してまいりました原と申します。

今回、総務係長を拝命いたしましたので、よろしくお願いいたします。

豊増裕規学校教育課学校給食センター係長

おはようございます。

給食センター係長、7月1日より拝命いたしました豊増でございます。

よろしくお願いいたします。

園木一博教育部長

済みません、3名の異動がっておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

引き続きまして、委員会審査に当たりまして一言、御挨拶をさせていただきます。

本日御審議を賜りますのは、議案甲第25号 鳥栖市いじめ問題対策委員会設置条例及び議案甲第26号 鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の甲議案2件と、議案乙第19号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）の教育部関係補正予算でございます。

また、あわせまして専決処分事項の3件の報告をさせていただくことといたしております。

まず、議案甲第25号 鳥栖市いじめ問題対策委員会設置条例つきましては、いじめ防止対

次に、議案甲第26号 鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、子ども・子育て支援法等関係法令の制定及び児童福祉法の一部改正によりまして、放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があることから、今回御提案をさせていただいております。

歳出につきましては、学校用務員及び特別支援学級生活指導補助員の公務災害に係る災害補償費、いじめ問題対策委員会設置によります経費の組みかえ、図書館、文化会館及び定住交流センターの雨漏り等によります修繕工事費、及び、受託事業で行う民間開発に伴う市内遺跡緊急発掘調査に要する経費、合計いたしまして、1,229万4,000円をお願いいたしております。

よろしく願いたします。

いいですか。

– 37 –

款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節5. 教育費受託収入、埋蔵文化財発掘調査受託料は、民間開発に伴う埋蔵文化財発掘調査を受託するものでございます。

調査に係る経費につきましては、開発を行う原因者の負担となることから、埋蔵文化財調査にかかる経費850万円を受託費として計上いたしております。

歳入は以上でございます。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

引き続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

お手元資料2ページ、お願いいたします。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 総務事務局費、節5. 災害補償費でございますけれども、公務災害補償費といたしまして107万6,000円を補正するものでございます。

これは、去る3月3日に田代小学校の学校用務嘱託員が草刈り作業中に負傷を負いまして、その負傷のほどが殊のほかひどかったものですから、これにかかります療養費を補償するものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、学校教育課です。

目3. 学校教育事務局費、節1. 報酬4万6,000円ですが、これは、いじめ問題対策委員会の4名分の報酬となります。条例化に伴い、これまでいじめ問題等支援委員会で謝金として組んでいる予算からの組み替えとなっております。

節5. 災害補償費として1万7,000円ですが、これは、若葉小学校特別支援学級生活補助員が、特別支援学級に在籍いたします5年生の子供から突然ファイルを投げつけられ、目に直撃したことによるけがによるものです。

節8. 報償費4万5,000円の減額です。これは先ほど申し上げましたように、いじめ問題支援委員会4名に係る謝金を報酬に組み替えたことによるものです。

学校教育課からは以上です。

石橋沢預文化芸術振興課長

続きまして、2ページ下の段、項4. 社会教育費、目3. 図書館費、節11. 需用費、修繕料につきましては、年度当初に実施した図書館の雨漏り調査結果に基づき、児童図書コーナーの屋根防水修繕を行うために必要な経費40万円を計上しております。

佐藤敦美生涯学習課長

次のページ、3ページお願いいたします。

同じく、項4. 社会教育費、目5. 埋蔵文化財調査受託費につきましては、歳入で御説明

じゃあ、再開をいたします。

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。

柴藤泰輔委員

3点ちょっとお尋ねしたいと思います。

まず説明資料の2ページの、目2の総務事務局費で田代小の用務員さんですか、草刈り中にけがされたということ、具体的なその詳しい内容を教えていただければと思います。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

公務災害補償費にかかわります詳しい内容でございますけれども、去る3月3日に発生をいたしております。場所は田代小学校、新設されましたプールの西側です。民地との境目のところ、竹やぶの境になります。そこで、草刈り作業中の嘱託職員が、左手を負傷したという内容でございます。

で、詳しくはですね、そこに刈り払い機など持ち込みが非常に狭くできなかったということで、御自分で、何て言うんですかね、グラインダーですね、電動のグラインダーにですね、刈り払い機の刃をつけられて、竹ですので、それで伐採をされておったところ、その刃が手に当たって、負傷されたという状況でございます。

殊のほか重傷でしたので、現在もリハビリも含めて、治療が続いておるような状態でございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

ありがとうございます。

後遺症とかは残らないんですか、そのリハビリ中っていうことで。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

現在もですね、その傷が深いものですから、表面上は、傷は癒えているように思えますが、その機能が回復がまだ不十分だという診断でございますので、それに基づいて、継続的に治療をされてあるという状況でございます。

柴藤泰輔委員

ありがとうございました。

続きまして、次のいじめ問題対策委員会に係る報酬額ということで4名分今上げられてますけど、この条例案見ますと、委員は6人以内ということなんですけど、今回はもう4人ということですか、委員さんの委員の方は。

柴田昌範学校教育課長

構成メンバーは6名ということで考えております。

ここ4名分を上げておりますのは、経費がかかる分が学識経験者ということで大学の先生、それから、医師、弁護士、スクールカウンセラー、臨床心理士ということで、その4人。そしてあと2名は行政機関ということで、児童相談所並びに警察署ということで、その2名分は発生しないということで、4名分を計上させていただいております。

以上です。

柴藤泰輔委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

続きまして4ページの目7、節15の営繕工事費でですね、このサンメッセの雨漏りの改修工事なんですけど、これ5階の壁を先ほどされるという説明を受けたんですけど、たしか、最近直してあるかどうかあれですけど、4階のホールの北側ですかね、よく雨漏りがしていたと思うんです。

あすこの工事はもう完了してるんでしょうか。

石橋沢預文化芸術振興課長

4階のホールの天井から漏れますので、修繕としては5階の外側の防水層の面的な改修が必要ということになります。

柴藤泰輔委員

これ結構前から、もう天井も穴あいてこう半分こう崩れ落ちてるような感じの、結構前からこれ雨漏りしてしてなかったんですかね。

石橋沢預文化芸術振興課長

はい、以前から雨漏りしておりましたけれども、雨漏りの詳細な原因というのは、この調査を受けてしか判明いたしませんでしたので、それを待ってからの修繕ということになります。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

国松敏昭委員長

いいですか。はい。

ほかはございますでしょうか。

ありませんか。

久保山博幸委員

3ページの埋蔵文化財の調査の件なんですけど、調査の敷地の状態によって経費も違ってくるのかな、更地の場合と、現場の状況はどうなのか今回わかりませんが、例えば大きな

国のいじめ対策、いじめ防止対策推進法第12条の規定及び国のいじめ防止対策等のための基本的な方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、鳥栖市いじめ防止基本方針というのを策定いたしました。

6月の全員協議会のときにもその内容等についてお示しをし、パブリック・コメント等を実施した上で策定したところです。

いじめはどの子にも、どの学校にでも起こり得る問題ということで、学校、家庭、地域、その他関係の皆様との連携のもとで、いじめを決して見逃さない、いじめは許されないという意識を共有し、いじめ防止等に取り組んでまいりたいと思っております。

この基本方針の概要版を委員会資料の3ページと4ページにお示ししておるところです。この3ページ、4ページを見ていただきますとおわかりかと思いますが、鳥栖市としてのいじめ防止のための基本的な考え方、いじめ防止等のために、鳥栖市が実施する施策、学校が実施すべき施策、ネットいじめに対する対応、重大事態への対応等を網羅しております。

今回3ページに、波線で示しております、鳥栖市いじめ問題対策委員会を条例で策定して、教育委員会の附属機関として設置することといたしました。

では、鳥栖市いじめ問題対策委員会設置条例について御説明いたします。

条例の制定といたしまして、資料、委員会資料2ページの1番にありますように、鳥栖市立小中学校におけるいじめ防止等のため、昨年度制定されましたいじめ防止推進法第12条、第14条3項及び第28条1項の規定に基づいて制定する必要があると判断したためです。

制定の内容につきましては2番で掲げておりますが、1つ目がいじめ防止対策についての審議、2つ目が重大事態についての調査を行うことができるものとしております。

メンバーは学識経験者である者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命すると者としておるところです。構成メンバーにつきましては先ほどの御質問でお答えしたとおりです。

参考法令につきましては2ページの下のほうにお示ししているところです。

条例文につきましては、47ページ、48ページに掲載してありますので、詳しくはそちらのほうをごらんいただきたいと思いますと思っております。

以上簡単ですけど、御説明を終わります。

国松敏昭委員長

執行部の説明終わりました。

これより質疑を行います。

柴藤泰輔委員

済みません、ちょっとお尋ねしたいんですけど、会議は定期的に行われるんですか。

柴田昌範学校教育課長

このいじめ問題対策委員会につきましては、一応年に3回というのを予定としては考えております。

ただ、重大事態が起こったとき、調査が必要と認める場合には、回をふやすということも十分あり得るかとは考えております。

以上です。

柴藤泰輔委員

特に重大な問題があったときは臨時に開かれるんでしょうけど、例えば、この、今問題なってるネットいじめですね、例えばこのネットいじめも成り済ましてこう、Aさんということに成り済ましてそのBさんを責めたりとか、今そういう問題もかなり出てきてますんで、そういうときには警察、恐らく鳥栖署の方なんでしょうけど、あと専門家の、県警本部のですね、専門家の方とか呼ばれてとかそういうのは考えられてるんですかね、具体的な内容について聞きますけど。

柴田昌範学校教育課長

今、柴藤議員さんが言われましたネットいじめ等への対応ということも基本方針の中でもうたっておりますが、このいじめ問題対策委員会につきましても、鳥栖警察署のほうから今回委員に入っていただいておりますが、そうやって非常に、サイバーパトロール班という方が必要な場合にはということで、臨時に委員になれる方を選任できるということで、47ページの第5条のほうに臨時に任命できるということで、臨時委員を若干名置くことができるという条文を加えております。

以上です。

国松敏昭委員長

はい、ほかはございますでしょうか。

成富牧男委員

1点、質問をいたします。

この条例についてですけども……

国松敏昭委員長

マイク、マイク。

成富牧男委員

失礼しました。

質問と要望をいたします。

質問は、この委員会は何か鳥栖ならではちゅうのがあるんですかね。それが質問です。

よそと同じですよ、大体ちゅうのか、それが一つと、あと一つは、要望は、今回も多忙化、教師の多忙化の問題質問させていただきましたけど、ここにもありますが、今の参考資料ですかね、ありましたが、いじめの未然防止とかいじめの早期発見とか書いてあります。

それをちゃんと保証するのがやはり教師の目が、行き届くこともその中で重要だと思ってんですね。多忙、多忙でなかなかその、生徒に向き合えないとか、実際、本人は発しているのに、信号発しているのにそれに気づく余裕がないとか、そういうのも出てきます。わかったわかった、それはもう後、後、ちょっと今私は忙しかみたいに言うか言わんかは別として、頭の中が先生方になっていないか。

やはり、そういう意味では実効ある、実効性を高めるちゅう意味ではですね、未然防止の実効性を高めるためにはやっぱり、多忙化の問題は切っても切れないと、関係があると思いますのでよろしく、その点の多忙化解消についてお願いしたいと思います。

質問のほうよろしくをお願いします、お答えのほうよろしくをお願いします。

柴田昌範学校教育課長

この対策委員会について、鳥栖ならではのところがあるのかという御質問ですけれども、この法令ができてまだ1年ということで、比較的、鳥栖のほうは先行して取り組み始めたところですが、大きく組織として鳥栖ならではというところは特にございません。

ただ、2点目で御要望等ありましたように、早期発見とか、要望のところにつきましては、鳥栖のほうでも大きな事案がありましたので、そういったところに気をつけながらですね、早期発見、早期予防のための御意見というのをこの会でいただきたいなと思っているところです。

また教師の気づく力というところも御指摘ございましたけれども、教師自身にそういった力を育てるとともに、また、この教師だけでなく、やはり地域、家庭、いろんなところの力が必要かと思うので、この第14条第1項のところにいじめ問題対策、地域との連携というのがあるんですけれども、国の条文の中にですね。そこにつきましては、鳥栖市においては青少年問題協議会という組織がございますので、そこを活用しながら、また、家庭や地域との連携を図って、いじめの早期発見等に努めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

国松敏昭委員長

はい。いいですか。はい。

ほかはございますでしょうか。

下田 寛委員

ちょっと関連するんですけれど、何か年間通して具体的な事業っていうのはやられるんで

しょうか。

ここに、十日に何かをやると書いてますけれども、何か具体的なところを教えていただければと思います。

柴田昌範学校教育課長

基本方針のところでのお尋ねだと思いますけれども、鳥栖市が実施する施策としましては、先ほども言いました1番のところが、青少年問題協議会というところの御協力を得るということ、そしていじめ問題対策委員会、今度条例化しましたところの会議を3回は実施しながら、外部の御意見等も伺っていきたいと考えているところです。

そして、先ほど十日の話がありましたが、いじめ・命を考える日の実施ということで、この辺はもう鳥栖ならではの実施なんですけれども、子供へのアンケート、また年に1回から2回は保護者のアンケートも取りながら、いじめが起こっているのではないかと、起こっていて当然なのではないかという視点でですね、起こっているかもしれないというところを視点に置きながら、アンケートあたりの実施をしていきたいとしております。

また、各学校でも十日の日に子供たちによる集会を開いたり、あるいは校長先生による講話とか、開きながら、命の大切さ、あるいはいじめはだめだよといったことについて啓発をしているところです。

あと教職員の研修とか、関係機関との連携といったところで、定期的に、研修等も実施しているところです。

またネットいじめに対する対応につきましても、今年度調査をしました全ての学校が行っているわけでありませんでした、多くの学校で子供向けの研修会、あるいは保護者向けの研修会等を携帯電話会社から講師を呼んだり、いろんな形で行っておりました。

中学校で行っていなかった学校については、ぜひ実施するように教育委員会のほうからお願いをしたところです。

そういった取り組みをしながら、いじめ防止について力を入れて、教育委員会としても指導しているところです。

以上です。

国松敏昭委員長

いいですか、今。

ほかはございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

ちょっと私から1点ですけど、この中で、重大事態への対応ということで、いじめにより相当の期間、目安を30日欠席している疑いがある場合等が、ここに挙げられておりますが、

現実問題として、その辺はどのように、実際発生、言いにくいでしょうけど、対応してるケースはあるんでしょうか。

かつて、旭小学校やったですかね、旭やったかな。（「西中」と呼ぶ者あり）え、西中か、ごめんなさい、西中の話。随分ね、大変な思いで教育委員会も対応されたと思いますが、その辺の実態が報告、御報告できたら、状況。

柴田昌範学校教育課長

重大事態への対応というところでの御質問ですけれども、先ほど、委員長さんが言われた西中事案については、引き続き対応しているところでございまして、この委員会の中でも、この事例を中心的に、まず、扱いながら、委員さんの御意見、指導助言等もいただきながら、解決に向けて努力しているところでございます。

状況といたしましては、子供のほうはまだ中学校に行けていない状態でありまして、ただ夏休みはですね、1日だけ学校のほうにちょっと足を向けて、子供がいない状態ですね、1日登校したというところですが、後は、適応指導教室みらいのほうもございまして、そちらのほうの方向を進めながら、そこには、きょうは欠席しているんですけれども、大体、短い時間ではございますが行けている状態です。

あとは高校進学に向けまして、教育委員会としても、保護者と連絡をとりながら、サポートしていきたいというところと、あと、在宅の学習支援あたりを中学校の教員あたりが家庭に行きながら、支援しているという状態です。

以上です。

国松敏昭委員長

現状では、そういう重大事案というのはつかんでおられないと、ということですね。

柴田昌範学校教育課長

ほかの事案ということですかね。

重大事態については、特にありませんが、昨年度、本年度の発生状況について御説明しますと、昨年度は学校のほうでもいじめということで認知した分が3件、覚知として、子供のほうから、あるいは保護者のほうからいじめと上がってきた分で30件ほどございました。

今年度につきましては、もういじめ認知した分、学校での委員会等開いて、これはいじめと判定した分が6件ございます。

ただ、おとし発生しましたような大きな事態というのは発生していない状況にはあります。

ただ、各学校でこうやってですね、以前はいじめという報告はほとんど上がってきておりませんでしたが、非常に小さい事案から、学校のほうから積極的にいじめを見つけようとい

以上です。

はい。

じゃ、よかですね。質疑を終わります。

~~~~~

執行部の説明を求めます。

課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については、国が示す基準に従い定めるものとされております。またそれ以外の項目については、国の基準を参酌して定めるものとされております。

制定の内容でございます。資料の6ページのほうをごらんください。

国の示す基準との比較表をそちらに示しております。左側が国の基準を第1条から附則まで。また、一番右側が市の基準となっております。

この国の基準と市の基準との違いは、第6条に暴力団等の排除を追加しておりますこと、また、第10条第2項のうち、児童1人につきおおむね1.65平米以上とされております専用区画の面積について5年間の経過措置を設けることとしたこと、それ以外は全て国の示す基準どおりでございます。

なお施行日は、平成27年4月1日を予定されております子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日となっております。

以上でございます。

#### **国松敏昭委員長**

はい、執行部の説明終わりました。

これより質疑を行います。

#### **成富牧男委員**

そしたら、幾つかお尋ねをいたします。ごめんなさい、幾つかお尋ねをいたします。

結構詳しく説明いただきましたが、端的にですね、今回条例化されたことで、子供、特に保護者とか子供の立場にとってですね、これがこういう条例化されて、法律に基づく条例化でのメリット、もしくはデメリット。今まではこうだったけど、こういうところ、こういうことができるようになりましたとか、逆にこういう懸念も出てきますとかいうのがあれば、まずお尋ねしたいと思います。

#### **佐藤敦美生涯学習課長**

今回の条例化によって、子供、保護者のほうからの立場で、メリット・デメリットっていう、御質問でございます。

まず、メリットといたしましては、今回、この事業の対象児童が、これまでおおむね10歳未満でございましたが、今回は対象が小学校6年生まで、小学校に通う児童の全てが対象となっております。

また、条例化の中で、1人当たりの施設の面積、また、支援の単位、さらに指導員の資格、これらが数的な基準、あるいは資格の要件等が明確に基準として定めることになりましたの

で、事業の質の向上が図られるものと考えております。

以上が、メリット・デメリットの内容でございます。

申しわけございません、デメリットです。

今後、この基準に沿って運営をしていく必要がございます。そこで、新たに、これまでは定数を設けておりませんでしたけれども、この基準に沿って運営を行うためには、各クラブごとに、定数を定める必要があると考えております。

その場合、まだ、定数を定めてはおりませんけれども、その定数を超える利用申し込みがあった場合には、待機児童が生じることを懸念しております。

以上です。

#### **成富牧男委員**

今の定数のデメリットちゅうよりも、保護者とか子供からいうとメリットなんでしょうけど、大変さですね。教育委員会としても大変、もう大変ですね、いろいろと。大変さだと思います。

それで、今言われたところなんですけども、6年生まででなると今いみじくも言われたとおり、希望者全員入れるのかどうかという問題。

それから、これちょっと一つ確認したいんですけど、全協で、今度の、例えばこの条例の51ページの、12条の……。すいません、数字でいうと4、第2項の支援の単位の云々ちゅうところですね。

ここに、おおむね40人以下とするというふうに挙げてありますけども、全協のときにはおおむね40人以下というのは、県のほうに尋ねたら49人までいって言われたと。ね、県が言ったんですよ。

もう、到底考えられないんですが、それは、鳥栖市としてはおおむね40人の捉え方、どういうふうに捉えてあるか。

合わせお尋ねを、それが一つと、そっからさっきの、そんなに向上、向上していると思いませんけども、1人当たりの1.65という面積ですよ。尼寺議員の話では、これは保育所のゼロから2歳までの乳幼児の1人当たりの面積と一緒だということで、この1.65でさえ、そんなにいい環境だと思わないんですけども、これを今の現状に当てはめると、1人当たりどれぐらいなってるのか、直近の資料でお尋ねをしたいと思います。

#### **国松敏昭委員長**

以上2点。

#### **成富牧男委員**

とりあえず。

佐藤敦美生涯学習課長

はい……

国松敏昭委員長

51 ページ、51 ページの。

佐藤敦美生涯学習課長

6年生までに拡大をするということで、今回定数を設定する際の40人以下をどういうふう  
に鳥栖市として考えるかという御質問に関してですけれども、パブリック・コメントの内容  
について議員の皆様は御説明をした際に、県のほうから、40人以下の考え方をお尋ねしたと  
きの回答としては、50人を超える者は40人以下とは言えないという回答をしたかと思ひます。

鳥栖市といたしましても、その回答をもとに、できる限り40人以下、なので、基本はこの  
40人という数字にできるだけ近づける、またはそれ以下にするということで考えたいと思っ  
ております。

ただ今後、定数を設ける際に、1人当たりの面積が恐らく基準になってくるかと思ひます。

この際、1.65平米が、1.65平米以下が1人当たりの面積でございますので、施設の占有面  
積を1人当たりの1.65平米で割った場合ですね、この40人を超える施設が出てまいります。  
その際に、この40人以下の定数をどのように設定するかというのが一つ課題として、持って  
おります。

また、1人当たりの面積の現状でございます。

各小学校ごとに、1つないし複数のクラブがございますので、それぞれのクラブごとの1  
人当たりの占有面積を申し上げます。数値といたしましては、今年、平成26年5月1日現在  
の申込者数でございます。申込者数をですね、1人当たりの占有の面積を、申込者数で割っ  
た数字でございます。

鳥栖小なかよし会Aクラス1.47、鳥栖北小なかよし会Aクラス1.24、鳥栖北小なかよし会  
Bクラス1.95、田代小なかよし会1.42、弥生が丘小なかよし会Aクラス1.69、同じくBクラ  
ス1.67、同じくCクラス1.89、若葉小なかよし会1.11、基里小なかよし会2.13、麓小なかよ  
し会Aクラス1.40、同じくBクラス2.24、旭小なかよし会Aクラス1.08、同じくBクラス1.97、  
同じくCクラス3.9、となっております。

で、ただいま1.65平米以下のところがございますが、例えば、同じ弥生が丘小なかよし会  
AクラスからCクラスでそれぞれ1人当たりの占有面積が違いますので、それを合計して、  
1人当たりの面積に換算したところでもう一度申し上げたいと思ひますが、鳥栖小なかよし  
会は1.47、同じでございます。鳥栖北小なかよし会は1.57、弥生が丘小なかよし会は1.74。  
複数のところだけ申し上げます。麓小なかよし会が1.80、旭小なかよし会は2.02となってお

ります。

それから、これは5月の利用者の申し込み総数で割ったものでございますが、実際に利用される方は、これよりも、人数的には少なくなります。また、直近の9月現在の申込者総数も、この5月の利用者数よりも少なくなっております。

以上でございます。

#### 成富牧男委員

御丁寧にありがとうございましたけども、これ後のほうで3カ所のところは3カ所の平均で言われましたけども、この条例で言ってるのは基本的にはそれぞれの単位ですよね。ですから、それは前提に考えていただきたいということと、何かさっきのは逆ですよね。面積1.65平方メートルっていうのに合わせるために、定数を設定するみたいに言われたようなんですけど、そうじゃないですかね。わかりますか。

1.65平米、おおむね幅があるやないですか。それでその幅をですね、その設定、事業所で設定するときに、事業所で設定するんですよね、具体的には。そのときに、逆算してするようなふうに見え取ったんですけど、そうじゃないんですか。

#### 佐藤敦美生涯学習課長

今回、条例で最低基準を定めることといたしました。

この中には、1人当たりの占有面積が1.65平米以上となるようにしなければならない、このことから、基本的には、定数の考え方としては、この基準を、沿ったような形で定める必要があるというふうに見えてるところです。

#### 成富牧男委員

少しわかりましたけど、さっきのおおむね40人ちゅうのはやっぱ常識から言うんですよ、四捨五入ぐらいでないかなと思うんですよ。

だから、定員を設定するときには、そのつもりで、そんぐらいのつもりで、少なくとも49人はなかろうもんちゅうことでお願いしたいと思います。

そしたら、委員長。

#### 国松敏昭委員長

はい、どうぞ。

#### 成富牧男委員

そしたら次に、これ募集要綱かな、これ。（実物を示す）募集についての手引き、平成26年度。

これにいろいろとずっと書いてありますけども、当然ここに、まさに今回出てるのは、いろんな事業所があってもそれが基本的にこういうレベルを、保ってできるようにということ

で、基準とかいろいろ決められるんだと思いますが、一言で言うのですよ、今のなかよし会のレベルは落とさない、ということによろしいのでしょうか。

そして落とさないっていう根拠となるものを、例えばここに書いてあるやないですかとかいう形でも結構ですし、国の指導の中で、別に、Q & Aでこういうふうになってますとかいうのがあればそれも含めてですね。そうしないと、いや一緒、心配せんでいいですよ一緒ですよって言われてもその根拠がないと安心できませんので。

それか、もう一つの、別の答えがあればそれでもいいです。お願いします。特に利用料の件がちょっと気になります。

### 佐藤敦美生涯学習課長

現在のなかよし会の利用基準でございますけれども、1年生から3年生までの児童が対象になっておりまして、長期休暇のみ4年生も受け入れることとしております。

このことから、まず、そういった児童の対象基準としましては、基本的には小学校に通う児童が全てを対象とするというふうに考えているところでございますので、この基準、入会できる基準については、全く低下することはないと考えております。

また、利用料金につきましても、来年度に、特にこの新制度に伴い、この事業をスムーズに利用者の方に利用していただくと、保護者の方の不利益にならないような形で、来年に移行していきたいということから、できる限り、現在の基準または水準、利用料についてもそのまま来年度に移行していくことと考えております。

先ほど、こういったところで、法的に何かレベルを今後も維持または向上させる根拠となるべきものという御質問でございますが、まず、この子ども・子育て新制度につきましては、保育の量の拡充と質の向上を大きな目的として、関連する法律が改正されております。

で、資料のほうの5ページの下のほうに、児童福祉法を参考法令として挙げておりますが、この第34条の8の2、この中で、「市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。」また、同、一番下ですけれども、「放課後児童健全育成事業を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。」とされております。

また、今回の条例の中でも、最低基準の向上ということで、条例の第4条、この中に、第4条の第2項ですが、「市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。」としております。

さらに第5条の第2項では、「最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。」と、放課後児童健全育成に事業者に対しては、そういうふうに今後低下させてはな



らないこと、あるいは、常に向上させることを義務づけしているものでございます。

したがって、今後も、常にこの基準を満たすだけでなく、水準を向上させていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### 成富牧男委員

そうですね、だから今度条例ができたっちゃうことは、今までは、保育も含めてですけど、国とかの、ある意味では縛りがあったのが自由になると。

だから、逆に言うと役所の、自治体の、ここであれば、この事業であれば、生涯学習課がどれぐらい、どういうレベルのやつをやろうか、やろうとしてるかということで、どうにでもできる。だから、よくもできれば悪くもできるというものだと思うんですね。

ですから、ぜひ今言われた、そのことを忘れないようにやっていただきたいんですが、ちょっと気になったのが、これはもう、それ以上詰めませんが、やはり、これ一般質問の中ででしたかね、運営形態や利用料金等必要な見直しを行い、もうちょっと手前からお話しされたところ申し上げますと、平成31年度までの施設の整備計画を策定するとともに、て言われた後に、運営経営形態や、利用料金等必要な見直しを行い、量の拡充と質の向上云々というふうにあるんで、まさにこれ見直したら上もあれば下もあるわけですよね。だからそういう意味でも申し上げました。

最後ですけど、事業者の資格といいますかね、資格要件といいますか、今は、なかよし会だけですよね。

で、これは別になかよし会だけじゃなくて、純粋な民間に近いやつからいろいろ想定されていると思いますが、これまとめて尋ねましょうかね、まずどういう、資格要件は、その事業所開くことができる事業者の資格要件、例えば個人なのか、法人なのか任意法人なのか、そういうところの要件についてお尋ねをします。

そしてあわせてですね、こうした事業者がいて、なかよし会を運営してる、なんとか協議会、会長でしょう。それ以外に運営する事業者が仮に出てきた場合ですよ、ある意味じゃ、こちらには補助金が入ってると思うんですね。補助金が入っています。

そうすると、今度新しくできたところに補助金が入らないってなると、勢いそれは多分利用料金を上げるか、もう資格要件のところ、最低基準があるから、下手なことはできません、もうよかよか、あんた来てっていうふうな感じに、資格の有無の問題、いわゆる職員の資格要件がかなりあいまいなるとか、そういう問題が出てくるんじゃないかとちょっと懸念してるんですけど、どうなんですかね、補助金はそういう民間の業者さんが仮に出てきた場合、そこで事業所を開いた場合、保育所になぞらえばよくわかりますよね。そうした場合に

は、どういう財政的支援があるのか、保障されてるのか、そこら辺、こういうことにも続いてこういうのがありますみたいなのがあったらそこを。

2点ですね、質問。

で、大体もう、特になければもう以上で質問は終わりますけど。

#### **佐藤敦美生涯学習課長**

まず、この事業者の資格要件の御質問でございます。

今回、児童福祉法の改正によりまして、児童福祉法の第34条の8第2項で、「国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。」とされております。このことから、もし、国、県、市町村以外で事業を行うとする場合、あらかじめ事前に厚生労働省令で定める事項を市町村に届け出て事業を行うことになります。

ただ、今回、まだ省令が出ておりませんので、どういった事項を届ける必要があるのかというのが、現在のところまだ示されておられませんので詳細についてはわかりかねますが、もしこの後、そういう届け出が出た場合には、基準に照らし合わせて、その基準を満たしてるかどうかということが、市町村が判断する内容かというふうに考えてるところです。

また、もう一つの質問、新たな事業者が出てきた場合に補助金等についての考え方でございますが、まだ国や県の要綱は示されておませんが、基本的には国から、この市町村が放課後健全育成事業者に対して、事業をする際の事業費を市町村が負担している分の3分の1を、国からは一括交付金として交付する予定になっております。

また、県からは、市町村が負担している事業費の3分の1を補助金として、交付することになります。

またこの事業を行う事業費の基本的な負担割合というものが、全ての事業費の2分の1が利用者負担、残る2分の1を市町村、国、県がそれぞれ負担するという考え方が示されております。

このことから、鳥栖市といたしましても国や県の交付要綱等を見据えながら、新たな事業者が今後出てくることを想定して、補助金交付要綱を整備していく必要があるというふうに考えているところです。

以上です。

#### **成富牧男委員**

ちょっと確認だけさせてください。

そしたら、今の話によりますと、それは、今のなかよし会のレベルちゅうのはある意味では、ほかにできたとしても、さっきの質問ですけど、今のなかよし会のレベルと同じような

ちゅうたのは、現状ですよ、もちろん、同じように市も補助金を出す方向で考えてあるということでもいいんでしょうか。

**佐藤敦美生涯学習課長**

はい、来年度はそういった形で、この補助金交付要綱に沿った形で補助金を出していくということを考えてるところです。

**成富牧男委員**

これから事業、別な、どういう事業、事業主体の要件というのはまだ出てないということやったですよ。

まだ定まってなくて、ないが、なかよし会、別な言い方するとなかよし会以外の、直接市がかかわっていない事業主体が出てきたときも、同じように市が3分の1補助するという考え方だよっていいですか。現在は。

**佐藤敦美生涯学習課長**

3分の1という部分については、まだここでお答えすることができませんが、基本的にはそういった新たな事業者を想定して、今後補助金交付要綱を整備していくという予定にしております。

**成富牧男委員**

ちょっと今気になる場所ですけど、要は、今、だから、官民じゃないですよ、今は半分民が入っていますから、なかよし会も。なかよし会も全く官じゃないんですけども、なかよし会と、もう一度ざくっとした言い方しますと、なかよし会と同じような割合で市の補助金が入ってくるんですかっていうことで、いいですかね。

**佐藤敦美生涯学習課長**

はい、そのとおりです。基本的に同じ補助金交付要綱に基づいて補助金を交付いたします。

**園木一博教育部長**

今回の条例制定ですけども、国の子育て支援関係の法律で、保育園関係の大幅な改正がありますけども、この学童保育についても、大きくですね、まず、基準を国が定めたこと、最低基準を定めたこと、それと事業主体が国、県、市町村が事業主体ですよということの位置づけをしたことと、大きく民間事業者参入を認めますという制度になっています。

ですから、今後いろんな形で、特にまだ厚労省の省令等が明確にされてないんで、こういった基準になるのかっていうのが見えてきてませんけれども、ここら辺と、国の財政的な支援あたりが明確に見えてくると、いろんな事業主体が、この学童保育事業に参入してくることも想定されるということを念頭に置く必要があるというふうに認識をしておりますので、今後は、市としては、今のなかよし会の運営体制を維持しながら、しっかりとした体制、そう

いう意味で今回条例で、一つ経過措置を設置させていただいているのも、今の現状の学童保育の預けてある保護者の方々の定員は確実に確保していきたいと、そういうことで足切りができないようにしていこうということで、経過措置を設けさせてもらった趣旨もございますので、そういったもので、早急来年4月に、明確に体制変更というのは難しいんですけども、今の協議会体制からシフトしていきながら、この6年生まで預かれるような体制を行政側でもしっかりつくっていくというのと、もう一つ民間参入も今後想定して、新たなメニューを付随するような学童保育事業が立ち上がってことも、視野に置く必要があるというふうに考えてるところです。

以上、ちょっと総括的なお話になりましたけれども、御答弁とさせていただきます。

#### **成富牧男委員**

ちょっと要望です。

今の部長のもまだ大体見えてきましたけど、言うなら、私が一般質問した、高齢者関係の介護保険に係る総合事業の松竹梅みたいなのが今からでてくる、多様なそのサービス、民間。

だからそのときに、私が懸念しているのは、同じ鳥栖市の子供たちが、こっちが定員、なかよし会が定員いっぱいになったと、あと民間、民間参入でどんどん出てくると、そのレベルが、もう、もうちょっと、例えば、利用料金についても払うべき額としかここ載ってないんですよ。定めるやるのところではね、運営規定ですか、第15条のところ。

お金の問題、それからスタッフの問題、そういうのがちょっと危惧される、その結果、同じ、例えば学校だったら、市立の学校に行ってる人は、市立で、公立学校、全部一緒ですよ。

だからそれがなかよし会と、ほかの学校、Aランク、Bランク、Cランク、多様な事業主体が生まれた結果、その不平等が、格差が生じるようなことがないように、くれぐれも精いっぱい市の、いろいろ国のそういうガイドラインとか、これ厚生省令とか出てきましようから、厳しいところもありましようけど、精いっぱいやっぱなかよし会と同じレベルに、さっき言われたよう常に向上させなければならないわけですから、そこんところ、よろしく願います。

以上です。

#### **国松敏昭委員長**

まだ質問があるかと思いますが、休憩を、10分ほどしたいと思っております。20分から再開いたします。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 18 分開議



トスポイラーを損傷してしまったということで、18万6,571円を損害賠償額として予備費よりお支払いしております。

続きまして、61ページ……、

**国松敏昭委員長**

ちょっと課長、今のあれでわかりますか、状況。いいですか。

はい。

はい、済みません。どうぞ、続けてください。

**柴田昌範学校教育課長**

続けて御説明させていただきます。

61ページは、第10号について御報告いたします。

これは、7月22日、田代中学校の用務員さんが電動草刈り機を使って草刈りをしていたところ、小さな石が飛びまして、約4メートル離れていた車、駐車していた乗用車の右側後方部のガラスに直撃して、ガラスを破損させてしまったものです。

この分につきましては、6万7,090円を損害賠償額としてお支払いしております。

続けてになりますけれども、63ページ、専決処分事項第11号です。

先ほどの事例とよく似た事例で、約1週間後に発生しております。

7月29日に弥生が丘小で発生したものですけれども、学校事務職員が学校敷地内の除草作業を電動草刈り機で行っていた際、近くを通過しておりました軽トラック車両のフロントガラスに直撃しまして、窓ガラスを破損したものです。

これが8万3,873円を損害賠償額として予備費よりお支払いしております。

3件とも損害賠償保険から充当はされております。

電動草刈り機を使った事故が立て続けに発生しましたので、学校に対しては、再発防止のための指示はいたしております。

今回発生しましたことを教訓にいたしまして、施設の瑕疵がないように、また草刈り機につきましては、今回は車の破損でしたけれども、子供や児童生徒、あるいは作業員自身ですね、例えば目に当たったりとか、取り返しのつかない事故に結びつかないような対策を、今後再発防止に努めてまいりたいと考えているところです。

以上、御報告とさせていただきます。

**国松敏昭委員長**

ただいまより執行部の説明終わりました。

これより、質疑を行います。

**柴藤泰輔委員**

車どめの、これ田代中、テニスコートの横から入る所ですよ。グラウンドちゅうたら。

9センチちゅうたら、そいで、結構落としてあった車なんですか。その車検、車検でぎりぎりで普通。

これ多分時間帯、もう見えるはずですよんね、明るいから。やっぱそういうのもやっぱり責任というのは、出てくるんですか。

#### **柴田昌範学校教育課長**

これが、フロントスポイラーが、例えば車検に通らない高さであれば、損害賠償こちらする必要ないんですけども、ぎりぎり車検に通る純正のスポイラーだったということで、ほかの車は通ったんでしょうけれども、なかなか9センチという高さが見にくかったのかなと。

やっぱりこう、少し、スピードがどれぐらいだったかわかりませんが、運動場、舗装道路と違って、フラットじゃない関係で、ちょっとがすつといったところにばきつと、割れた感じですね、はい。

#### **国松敏昭委員長**

ほかはございますでしょうか。

いいでしょうか。

#### **成富牧男委員**

私も今のやつですけど、ほかの、一度上げてあったんですか、バリカーを。どういう状況ですかね。全部入ってきとったのが、皆さん帰るちゅう話でしょう。

一回上げてあって、入るときと出るときはやっぱりさっき言われた、こう、この違いで、入るときはひっかからんやったちゅうことですか。

#### **柴田昌範学校教育課長**

一回上げたわけではございません。はい。

ただ完全に普通は下さなくちゃいけないんですけども、通常は余り上げおろししない場所であるということと、運動場、参観日だけしか上げおろししないところで、舗装してあるところなら普通砂をかむことは少ないんですけども、砂をかんでいてもうおりなかったということで、もういいやろうという高さで、ほっておいたところ引っかかった車1台あったと、いう状況です。

#### **成富牧男委員**

入るときには支障なかったわけですよ。別のところから入ってきたんですか。二、何カ所があるんですね、出口、入り口。

具体的なそこら辺、ちょっと知りたいんですけど。

#### **国松敏昭委員長**



だから原因、原因が雨なのか、雨でね、流れてきたのか、「委員長、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）ちょっと待って。そういうもう少し、もう少し、「施設管理側から……」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってち言いよるじゃんね。

もう少しさい、丁寧に説明ばして、どうなのかと、今さっき余りで出入りせんところでしょ。ちゅうなら、逆に何で下げたかと。とかいろいろあるったい。

そいけんもうちょっと丁寧に説明してくれんですか。

#### **白水隆弘教育部次長兼教育総務課長**

施設の管理側から御説明申し上げます。

現在問題となっております出入り口は、通常は使いません。で、普通、生徒の出入りにつきましては正門、並びに校舎からグラウンドにおりるときには、通路使って行いますけれども、参観日など保護者の車が、どうしても駐車場として必要な場合は、この、現在問題となっております通用口を使用する、ということになります。

今回問題となっておりますバリカーにつきましては、通常は上げっぱなしです。今回おろしましたところ、センター部分、3本あるんですけどもその真ん中部分がですね、中、スライド式になっておりますけれども、中に砂が流入しているという状況で、約9センチ、おり切れなかったという状況でございます。

9センチであれば、通常の車は通るんですけども、今回問題になっております、高級車でございますので、道路から進入する場合につきましては、道路は平地でございますので、そのまま進入しておりますけれども、グラウンドが若干低くなっておる関係上、退出されるときにフロントスポイラーの一部を破損したと、いったような状況でございます。

この事故が発生した当時、9センチということ承っておりますので、すぐに車検の関係で、違反じゃないかというようなところを調べさせましたところ、純正ということでございましたので、やむを得ず、損害賠償という事態になっております。

現在その場所につきましては、相応の対応させていただきまして通常の利用ができるように、開設させていただいておる状況でございます。

以上でございます。

#### **国松敏昭委員長**

ちょっと、いいですか私から。

この何、2カ所、3カ所、棒があった。

#### **白水隆弘教育部次長兼教育総務課長**

車どめは3カ所あります。(63ページで「2カ所」に訂正)で、3カ所じゃなくて、3本あります。1カ所の通用口に3本のポールが立っています。

#### 国松敏昭委員長

写真ば見よったら２個も立っとるけんやった。（発言する者あり）

何か今の補足は、ないね。

はい、回して。

〔写真を回覧〕

今の、ちょっと補足ですけど、現実の状況の写真を回しておりますので、確認をしていた  
だきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

#### 成富牧男委員

似たような、さっき、柴藤議員が言われたこと、そしてそうか、白水課長、次長さんもち  
ゃんと向こうに意思はないのかちゅうて調べた言いよったけど、例えばですね、62ページ、  
この中学校の敷地内に置かれとったこの車ですね。敷地内て書いてあるでしょう。

ちょっと住所はちょっと気になるね、鍋島。あの道路を走行中の車に当たったわけじゃな  
いでしょ。何しよんしゃったとですかね、この車。置いてあったんですか。

#### 柴田昌範学校教育課長

62ページの田代中の事案につきましては、道路通過中ではなくて、職員の車となります。

4メートル離れていたということで、職員の車がとまっていた中の作業中だったんですけ  
れども、動かしてもらわなくても大丈夫だろうという判断でやっていたということですね  
ども、今後は、こういったことも予想されますので、草刈り機を使う場合はもう職員の車を  
違う場所に動かして作業させるというふうなことは、指示しているところです。

#### 成富牧男委員

念のためです、これ所定の駐車位置だったんですね。

#### 柴田昌範学校教育課長

はい、通常職員が駐車している場所で行っていました。

#### 国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

いずれにしても、この事案が３件続けて起きておりますので、私のほうからは、災害でも  
そうですけど想定外とかいろいろあるんで、細心の注意を、とともに、けがまで至らなかつ  
た、物損で終わったということでございますが、その辺のことも、で、しっかりマニュアル  
もしくは、準じて、対策を万全にやっていただきたいということを申し述べたいと思います。

#### 白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

先ほど車どめ、3カ所と申しましたのは、2カ所の訂正でございます。

以上でございます。

はい。

じゃあ、質疑を終わります。

~~~~~

国松敏昭委員長

今定例会には陳情第24号 市内小学校の特別支援学級に関する要望書が提出をされております。

陳情第24号。あの、資料。今から配らせていただきます。議運で出た分です。(発言する者あり)

いや、だけど、御意見があればということで。（発言する者あり） 自由討議。

下田 寛委員

– 64 –

と思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

特別支援学級につきましては、生徒数も、児童・生徒数も増加しているという状況です。

特に特別支援学級につきましては、障害種ごとに、以前は数名、複数名いないと新しい学級が設置できませんでした。

例えば肢体不自由児が1人いても、肢体不自由の学級はできないといった状況でしたけれども、一昨年あたりから1人でも1クラスという状況で、学級数もふえております。

対象児童数もふえております関係で、教室の配置につきましては1人の生徒に対して1つの教室を使うというわけではありませんで、特別支援学級の教室数が今不足しているという状況では、ありません。

一方で、生活指導補助員につきましては、毎年のような要望が出ておりますので、市の教育委員会としましても、支援員の配置基準あたりを明確にしまして、生命、安全、学習の保証、社会性の育成あたりをポイントに、配置の対象となる児童生徒の特性あたりも実際に見に行ったり、あるいは校長からの聞き取り等をもとに配置をしている状況です。

今年度につきましては、お手元の資料にありますように25人を配置している状況ですが、今回、要望書が出ているというところにつきましては、また、各学校の状況等もしっかり教育委員会として把握して、適正配置に努めてまいりたいと考えているところです。

下田 寛委員

ですので、恐らくふえていくであろうというところで、結局補助員をふやすなり、先生もふやすなりという対応をしていかないといけなくなる状況があると思うんですけれど、そこに対してその現状見て考えていきますということですが、具体的に、例えばもう来ないでくださいとは言えないと思うんですよね。

そういう点で、今後どういったスタンスでいくのかっていうところを聞きたいんですけれど。

柴田昌範学校教育課長

まず、定員につきましては8名までというふうに決まっておりますので、県費教職員につきましては、国の学級編制の基準に従って8名を超える場合には必ず1学級ふえていきますので、担任は1人ずつついていくという確実な状況がございます。

一方で、市費のほうで生活補助員を今市のほうで配置していますけれども、その分につきましても、市の限られた予算の中でありますけれども、できるだけ現場の声を聞きながら、また子供たちの状況見ながら、子供たちがきちんとした環境で学習ができるように、適正な配置をしていきたいと思っているところです。

天野昌明教育長

非常に、御存じのようにこの前の答弁でもお話をしたように、非常に今ふえております。

今課長のほうが話しましたように、一つは、保護者が、前は特別支援学級に入れるということに非常に抵抗があったんですけども、やっぱりそれは、先生方が非常に細やかな指導するということと、効果を上げているということもあって非常に喜んで入れられると。田代小なんかは1年生が6名一気に、あの小さな学校規模の中でたくさん入ってきたという状況ですし、幼稚園、保育園あたりも特別支援のそういう配慮の必要な子供たちを受け入れている、それを例えば旭地区なんかはそういう子供たちが一気に旭小学校の特別支援に入るという状況がふえてます。

それは確かにそういうふうなことで、そのための対応していかななくてはいけないというふうに思ってます。

ハード的な面から言わせれば、今言ったように教室の問題はあるんですけども、実際やっぱり教室もずっとふえてくると教室は足らなくなるだろうという見通しは持っています。

そういうことで、特別支援学級をどっかに集めるとか、教室、学校の中の1カ所に集めるとか、それから、将来的にはいろいろな、プレハブも含めて、そういったことも含めて考えていく部分も出てくるのかなという気はしてますけども、それよりも私はやっぱり人の問題というのが一番大事だろうというふうに思ってます。

そういった意味で、生活補助員の配置基準というのをきちっとこの前も説明しましたが、こう四つの視点とそれから八つの特性、子供の特性を踏まえて検討するということですので、まず。

今回25名ということで、一人一人の子供、ざっとじゃなくて、この子に対しては必要だろうということで25名入れました。

しかし今現実を見ると、その1年生なんかが入ってきた子供が想定外の子供がたくさん入ってきてた。

なかなか1年生とかいう子供のは、一生懸命うちの指導主事も園に回って実態を把握してますけどなかなかできない、特に環境になれることができなかったりしてる分がありますので、これについては、またじっくりその辺を見て、今後、その適正な配置ができるように、これはもうはっきり言って財政的な面も出てきますけども、考えていきたいというふうに思っています。

さっき言いましたように、特に一番大事なのはですね、やっぱり先生方の指導力というふうに思ってます。

それで、答弁のほうでもいろいろ、研修会あたりに行ってもらうとか、そういう話をして、

したんですけども、やはり教師がやっぱり一番のその子供たちの学習環境をつくりますから、やっぱりその指導力をしっかり高めていくというふうなことを含めて、人的な面、それからハード面、ハード面については皆さんのおかげですね、エアコンをつけて非常にもう、学校喜んでますし、非常に何か落ちついたという話も聞きました。

そういった面で、一つ一つ見通しを持ちながらやっていきたいというふうに思ってますので、よろしくお願いしたいというふうに思っています。

下田 寛委員

本当限りある予算の中でどうするかというのは本当非常に課題だと思っております。

今教育長が言われたところぜひお願いしたいと思ってるんですが、先生の指導力をどうするかというところで、何かこう、もうちょっと外部から見ても、今この教室はこのレベルにあるんだよというような評価システムを導入できないものかなあと思うんですけど、そういったものっていうのは、今のところは、中原支援学校や田代分校の先生たちが巡回してやられているということでしたけれど、まだそれだけで足りているのか。

もちろんその現場の保護者の方から、私自身もいろいろ相談を受けたりして、例えば、ちょっとお伺いしたいんですけど、田代分校と田代小学校の連携がこれ一般質問でもあったと思うんですけどね、田代小の特別支援学校に行った、学級に行った保護者からすると、ここは非常に鳥栖の中でもレベルの高い教育をしているのかと思いきや、余り連携がとられていなかったと、という残念だったけれども、しょうがないという声を聞いたりするんですけど、その分校と田代小の連携とかつてのをもっと密にすることっていうのはできないんでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

中原特別支援学校鳥栖田代分校と、鳥栖市立田代小学校につきましては、同一の校舎内で学習しておりますし、一方で、片方は県立学校、片方は鳥栖市立の学校ということで、非常に難しい面もあるのは確かです。

ただ、今議員さんがおっしゃったように、連携については年々進んでおりまして、例えば運動会は合同でやるとか、あるいは集会関係も合同で実施する、いったことについては少しずつ進んできております。

もっと教職員の研修あたりにつきましても、合同でできる分、せつかく、専門性の高い職員が分校におりますので、そういった面では、今後、田代小学校に限らず、鳥栖市立の特別支援学級を担当している教員あたりをそういった交流、研修の交流あたりを進めて、活用してまいりたいなと思っているところです。

そして田代小学校につきましては、支援員を1名ことし配置したんですけども、田代小

学校の状況については自分自身もよくわかっているつもりで1名を配置いたしました。

ところが、ことし、先ほど教育長も申しましたように、6人、新1年生で特別支援学級に入ったわけです。その6人の状況を、ちょっとやっぱり校長のほうに聞き取りをしたところ、非常に、常に支援しないと学習にならない子、あるいは排せつとか介助が必要なお子さん、それから、苦手なことがあると大泣きをしてしまう子供とか、いろんな大変なお子さんが入られておまして、その辺が新1年生で、大変大変で聞いていて、小学校入ってみると結構落ちついた状態になる場合もあるんですけども、今回の場合はなかなか、逆にですね、小学校に入って大変な状況にあるということで、この6人あたりに支援員さんが1人しかついておりませんので、今まで支援員さんから支援を受けていた2年生以上の子たちがなかなか支援を受けられていない、状況でこういった要望書が出てきているのかなということを感じておりますので、ちょっとこの田代小学校につきましては、今後対策が必要かなという認識をちょっと感じているところです。

以上です。

国松敏昭委員長

よろしいですか。もっとありますか。

下田 寛委員

ぜひ、お願いしておきます。済みません、ちょっと個別の学校名を出してしまったんですけど、そういった要望をいただきましたので、お願いします。

で、例えば特別支援学級の補助員の方々の研修が年に1回ほどやってらっしゃるということではあるんですけど、その部分を例えば、もっと深い研修をしていただきたいなというところと、あと個別指導計画書、というものの取り扱いについてっていうのは、しっかりとそれに基づいて、個別の計画書がつくられているのかっていう点をお伺いしたいんですけれど。

柴田昌範学校教育課長

まず1点目の研修のことにつきましては、鳥栖市教育委員会で企画してるのは、今、年に1回です。またこの辺もですね、できれば今後充実を図っていきたいと思っていることと、あとは、県で企画されている特別支援研修あたりもありますので、そういった研修にも参加させるように、参加できるように、声かけをしていきたいと思っております。

2点目の個別支援計画につきましては、特別支援学級のお子さんにつきましては、きめ細かな、支援計画を各学校全員分作成しております。それに基づきまして、いわゆる通知表あたりもですね、特別支援学級の分は、通常のお子さんは普通はもうA4の見開き1枚ものですけども、それはそれは細かいところまで支援計画に基づいた評価をですね、保護者さん

にお返ししているという状況で、1年きりではなくて、特別支援学級のお子さんについては6年間、あるいは中学校に行くまで、個別のファイルを上を持ち上がって、どういった支援をしてどういうふうによくなっているか、どういうことが得意なのか、あるいはどういうことが苦手なのか、いったところまで、きめ細かな支援計画というのを大事に行っているという状況です。

以上です。

下田 寛委員

多分やっていらっしゃる、とは思いますが、僕のところに相談にあつてのが、やっぱり子供人質にとられてるんで、なかなか先生に面と向かって言えない部分があるといったところがあつて、例えば、間違ってるにもかかわらず全部丸つけで100点で返ってきたとか、そういうを具体的に書類に書いていただいたんですけどね、そういったものがあつて、個別指導計画についても、本当に先生が理解しているのかどうか分からない、というような相談を、具体的な例としてあります。

そういったところの溝をぜひとも埋めていただくような形で、さっきのいじめの検討委員会じゃないですけども、ヒアリング調査なんかやっていただいて、ぜひとももう一歩進んだ形で、その特別支援教育に対してもう一歩、深いところでやっていただければなと思います。

これ要望です。

国松敏昭委員長

以上ですか。

下田 寛委員

私からは以上です。

柴田昌範学校教育課長

今の、間違っていて丸をつけて100点とかいうのはちょっと考えられないことですので、そういうことがもしあったならばですね、実際あつているという御指摘ですので、ぜひ早目の管理職への相談、あるいは教育委員会へ御相談していただいて、そういったことがないように厳しく指導していきたいなと思つているところです。

また、何かありましたらぜひ委員さん方からも御指摘お願いしたいなと思つております。

ありがとうございました。

成富牧男委員

今のやりとり聞きますと、教育委員会としては、今出てる要望書については、もっともだ、ざくつと言つたらもっともだという受けとめ方でいいんですよね。

柴田昌範学校教育課長

こういった要望書が出ないような形で、25人を配置したつもりでした。

ところがこういった文が出てきたということで、各学校に、状況を聞きますと、先ほど言いました田代小あたりは、やや厳しいのかなといったところの認識は持っております。

成富牧男委員

全部が全部やないけども、確かにそういうところもあるということだと思いますが、方針つくられて、生活指導員はこのほかに普通学級の生活指導員が別におられるんですか。25名。

お願いします。

柴田昌範学校教育課長

普通学級生活補助員というのが緊急雇用のときにございましたけれども、もう今それはないということで、もうこの特別支援学級と生活補助員ということで、この分で全てでございませう。

成富牧男委員

これが、この一番右の25人が全てだということですね。

この中でそしたら全てが生活、ごめんなさい、特別支援学級に当たられてる補助員さんじゃないということですか、そしたら。

柴田昌範学校教育課長

あくまで特別支援学級を中心にしながら、普通学級に在籍する中でいろいろ障害を抱えているお子さんもおられますので、この方々に当たっていただいている状況です。

成富牧男委員

あと1点質問ですけど、6人、新たに出てきたと。予想よりもちょっと、ちょっとちゅうよりもかなり多かったという、田代小の例ですけども、その6名っていうのは、転入かなんかですか、それとも市内の幼稚園とか保育所とかから来られたんでしょう。

国松敏昭委員長

誰かな。

中山孝史学校教育課主幹兼教育相談係長

2名ですね、お住まいは鳥栖だったんですけども、久留米の幼稚園に通っていたお子さんがいろいろ選ばれて、田代小学校に入学をされております。

国松敏昭委員長

いいですか。

成富牧男委員

言いたかったのは、支援学校の分校との連携とかもありますけども、就学前の、例えば、

鳥栖にはひかり園もございますし、それから民間の、いろいろあります。

だからそこら辺との連携ですよ、もう例えば就学前の、何ちゅうんですか今は、適正委員会、とにかく、そういう人たちは早目早目に把握できるようなこともさらに進めていただければと思います。

終わります。

天野昌明教育長

本当にいろいろ御意見いただきました。ありがとうございました。

今生活補助員の件が出た中で、特別支援学級の生活補助員と、前は普通学級ということでしておりましたけども、普通学級の生活補助員ということは病的でいろいろな面で緊急性や子供たちに対応して、去年入れたんですけども、ことしからは、特別支援全部生活補助員という形で、その、まとまりにしました。

それで、普通の学級の生活補助員が、普通学級に行くということで、行く対象の子供たちというのが、御存じのように発達障害の子供たちなんですね。この発達障害の子供たちが、非常にこれがまたふえているんです。昨年度調査をしたら、市内で一応309名ぐらいの名前が挙がりました。文科省は御存じのように6.5%という形を言っておりますけど、鳥栖の場合はですね、4.5%ぐらいになります。

そういう中の子供たちをいかにして落ちつかせて、しっかり授業に向き合わせていくかということが大きな、鳥栖市はこれからまた特別支援学級の子供たちもあるんですけども、ここに入らないで、各学級にいる発達障害の子供たち、この子供たちをどうするかということがもう本当に、先の見通しとして大きな鳥栖市の方向、見通しとして、施策を打たなくてはいけないんじゃないかなというふうに思ってます。

で、ちょっとその子供たちの具体的な対応は、通級学級というのがあります。御存じのように通級学級は鳥栖北小学校に二つ、言葉の学級として。そして、鳥栖小学校に学びの学級ちゅうて二つあるんですけど、この辺をもっと充実して、県のほうにお願いするなりして、その学級数ふやすとか、少しそこの中身の4学級の割り振りをちょっと考えていくとかですね、そういったことを含めて、そういったところの子供たちちゅうのが影響して、生活補助員に大きないろいろな面で影響出てるっていうことも、しっかりこちらとしては認識してますので、発達障害の子供たちの対応というのも、なかよし会のほうでも非常にそういった面でいろんなトラブルも起きてますけど、そういった子供たちについてもですね、今後じっくり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

国松敏昭委員長

以上で終わります。

平成 26 年 9 月 17 日 (水)

1 出席委員氏名

委 員 長	国 松 敏 昭	委 員	中 村 直 人
副 委 員 長	下 田 寛	〃	久保山 博 幸
委 員	成 富 牧 男	〃	柴 藤 泰 輔
〃	久保山 日出男		

2 欠席委員氏名

な し

3 委員会条例第19条による説明員氏名

市 長	橋 本 康 志	教 育 長	天 野 昌 明
総 務 部 長	野 田 寿	教 育 部 長	園 木 一 博
総 務 部 次 長	松 雪 努	教 育 部 次 長	白 水 隆 弘
総 務 課 長	古 賀 達 也	学 校 教 育 課 長	柴 田 昌 範
総 務 課 長 補 佐	古 澤 哲 也	学 校 教 育 課 参 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 長	佐 々 木 英 利
総 合 政 策 課 参 事	藤 川 博 一	生 涯 学 習 課 長	佐 藤 敦 美
情 報 管 理 課 長	青 木 博 美	文 化 芸 術 振 興 課 長	石 橋 沢 預
財 政 課 長	小 柳 秀 和	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	石 丸 健 一
契 約 管 財 課 長	三 橋 和 之		
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	権 藤 博 文	議 会 事 務 局 長	江 崎 嗣 宜
監 査 委 員 事 務 局 長	中 山 泰 宏		

4 議会事務局職員氏名

議 事 係 長 江 下 剛

5 審査日程

現地視察

鳥栖市学校給食センター

議案審査（総務部）

議案乙第19号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第19号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第25号 鳥栖市いじめ問題対策委員会設置条例

議案甲第26号 鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

〔総括、採決〕

所管事務調査

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

の企画費の中のまちづくり周辺、鳥栖駅周辺のまちづくり基本構想策定委託料等含めましての予算がなされておりますけれども、この検討委員会の設置に伴う費用の48万5,000円、これにつきましては、大いに賛成でございますけれども、ただし東西連携という狭い議論に終始せず、やはり検討委員会のメンバー、9人はちょっとお聞きましたけれども、会議の回数6回、いろいろありましようが、その中で議論を踏まえる中においては、この予算案ではどうかと思っております。

そういった中、基本構想策定に伴う費用の756万円は少し問題があると思っております。

これにつきましては、提案理由の中で示しておりますとおり、これからが本当の議論じゃないかと思うことで、今回、修正案を提出させていただいてます。

よろしくお願いいたします。

国松敏昭委員長

ただいま提案者のほうから修正案の内容についてのお話ありましたが、これより質疑を行いたいと思います。

下田 寛委員

ちょっとお伺いしたいんですけど、今の提案理由説明によりますと、この値段が高いから削るという、単刀直入な説明がありましたけれど、もうちょっと具体的に教えていただきたいんですが。

久保山日出男委員

これ高いということございません。この地に及んでですね、やはり議論すべきことはありますので、検討を十分に重ねていただいて、基本構想案の8月ということ申されておりましたけど、一般質問の中でも。そういった中で議論するために今回は、委託料をカットして、検討委員会費用で、修正案としてさせていただいております。

国松敏昭委員長

いいですか。

下田 寛委員

つまり、検討委員会の費用のみの提出だということですね。

久保山日出男委員

はい、そのとおりです。

下田 寛委員

はい、わかりました。

で、ここの、要するに、その後どうしたいという意向があるのかというのも、できればお伺いしたいんですけど。

久保山日出男委員

そのあとにつきましては、やはり今度の、年明けに行われます市長選で、新たな市長が、決めて行っていくべきじゃないかと私は思っております。

そういうことで提案させてもらってます。

国松敏昭委員長

はい。よろしいですか。

成富牧男委員

幾つかありますが、新たな市長のもとでというふうに今、言われましたが、まずそのことでお尋ねしますけども、新たな市長がですね、必ずしも同じような予算を出すとは限らないと思うんですよね。

幾つか考えられます。

一つは、例えば、今の橋本市長が絶対通るという話やったら、よし頑張ってもう一回出そうとなるかもしれないけども、そうじゃないケースとして考えられるのは、例えば、もっと広くやってくれっていうふうな話になると、ちょっと待ってくださいよと、執行部としても一回練り上げて、ある一定、もう大ざっぱなやつでもまとめた上で、コンサルにかけんといかんような話にもなると、何かずれてきそうな感じもするんですね。

ですから、ずっと、すぐ選挙が終わったら、これが必ず同じような内容の、金額面は別としてですね、同じような内容が即、例えば6月議会に出るのか、というと必ずしもそうで、6月議会というの今度、多分3月は骨格予算になると思いますよね。そういう意味で言うんですけど、それが必ずしも保証されないと。

そうすると何か、せっかくの東口という、皆さんが、やっぱりかなり、東口を設置して両方通れるようにしてほしいというのは、利便性を向上させてほしいちゅうのはかなりの人の要望だと思うんですけど、そこら辺が、保証がないちゅうのがですね、私にはどうも気がかりなんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

かえって今市長を見ていきますと、今の提案理由では言われませんでしたけど、もうちょっと大きな連携構想を描け、て言われました。言われていると思いますが、それを前提で言いますと、ずっとおくれていくような感じがして、それを危惧しておりますがいかがでしょうか。

久保山日出男委員

当然そのようになるかと思いますが、やはりこれまで駅を中心として、駅前広場を考えての、まちづくりということでございますので、橋上ありきみたいな予算では、だめだと思うんですよ。

やはり本当の議論をなされた上で、当初予算なりに上げていただいて、そういった本当に、執行部含めて、市長さんのほうがやっていただければと思うわけでございます。新たなですね。

当然、選挙でございますので、また橋本さんがおいでになれば、当然橋本市長が、またその時点で考えていただければどうかなと。

正直言いまして私も、駅東口にこれまで賛同してきましたので、そういった意味では、当然、これはいいことでございますので、ただ、この企画費のね——すいません。委託料の中がちょっと、早いんじゃないかと、そういうことで、提案しております。

以上です。

久保山博幸委員

今回、今回のコンサル、それから検討委員会というのは、検討委員会に関しては、これは必要なことだと、遅過ぎたと思いますが、今後、大いに賛成です。展開していくべきだと思います。

この話が持ち上がってですね、いろんな意見ございますが、要するに流れをとめるんじゃないかっていうふうな、せっかくその東口、橋上駅の話が出たのに、否定的っていうか、決して否定的な立場ではございません。検討委員会で今後大いにやっていくべき立場ですが、流れをとめるんじゃないかという意見もございますが、私は逆にですね、駅前、本通り筋の活性化ですとか、中央公園を含めて、駅前の活性化、それから高橋の問題もございますが、要するに今回のコンサル料、それから検討委員会の日数、それから検討委員会のメンバーの数とか見てみますと、もうあくまでその橋上、橋上駅が見えてくるんですが、その結論を出すためにということで、何か急ぎ過ぎというのがございます。

で、百年の計だと思うんですね。百年の計を何でこの短期間に、その百年の計を提案するに当たって、そのコンサル料も私安過ぎると思うんですね。この2倍、3倍ぐらいは私は十分かかると思います。

だから、それだけの、今回せっかくこういう流れになったのであれば、そこまで市民を巻き込んでですね、これは夢のあるプロジェクトでございますから、もう大人の都合だけじゃなくて、もう子供も含めてですね、鳥栖が動いてるっていうふうな、そういう大きなムードで今回、今後市政を進めていただきたいという思いからしますと、この金額には納得できない。この金額で、そういう百年の計のコンサルができるのかなっていう、思いもございます。

国松敏昭委員長

以上ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

下田 寛委員

これ執行部に伺いたいんですけど、いいんですかね。

僕も確かに、このタイミングで市長が出してきたことに関しては、選挙も控えているという点ですと、なぜこの時期だったのかなっていうところは正直思うところはあるんですね。

でも、この時期じゃないときっとできなかった理由があるものだと思うんですけど、今回、ここで修正議案、この金額にしたと仮定して、その各関係機関との協議が今後もうまいくのかっていうところ、そこの担保がちゃんととれるのかっていうところの確信が持てないんですけど、執行部の皆さんはどのように考えてらっしゃるかっていうところを伺いたいんですけど。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

お答えですけども、まず今の時期というのは、これまでも何度も御説明を差し上げてきた、これまでから一步踏み込んでこういう予算を提案することにつきまして、J R九州、関係機関、県などが、御理解を示していただいているという認識を得られたというところでございます。

で、御質問のところですが、そこの担保がとれるのかというところですが、はっきり言いますはそこは我々も確信は持てておりませんので、実際、今議会の状況見ながらですね、再度、協議なりがまたスタートするのかなというところで考えているところでございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

ほかはよろしいですか。

中村直人委員

今提案者の中でですね、片方はコンサルは高い、片方はコンサルは安い、こう言われているような気がしますが、この矛盾点の整理はどうされるんですか。

久保山日出男委員

検討をまずされて、それからの提案でいいかということです。市長選を含めた中での、そういうことでございますので。

中村直人委員

それから、この橋上駅ありきだというふうな話をされますが、これはまだわからないわけですね。

で、それから平成15年に鳥栖駅の西側の土地区画整理は、断念したわけですね。断念ですよ。一部の反対等もあって。この3本セットでやっていたけれども、どうしようもないということで、この断念、断念でやってきたわけですよ。

それを今言われているけれども、じゃ具体的にどうやるのかという案もないままに、この予算だけを言われている。これはちょっと、提案する側としては無責任だと、こう思います。

それからひとつはですね、ある席で、今橋本市長のもとで予算が計上されておりますと、東西連携の計上されておりますと。この橋本市長のもとで、一刻も早くこの予算を上げていただいて、駅東西のですね、この連携を早くしていただきたいという言葉が言われた方がおられます。

これと、今回のされてることが矛盾してると思いますが、やはりそういった点を含めてね、やはり言葉に責任を持つということは非常に大切なことだと、こう思いますから、ある席上じゃそんなこと有権者向けには言って、この議場では違うことをする。これは議員として、もう本当無責任だと思いますよ。

そこら辺のですね、やはりきちんとしたものを整理していただかないと、非常に議会として、議員として、私は品位にもとると思うから、私たち自身が言葉には責任を持った、有権者に対するですね、態度を示さなきゃいけない、こう思っておりますので、そこら辺も含めて、若干整理をお願いしたいと思います。

久保山日出男委員

中村議員にお答えしますが、やはりこれまでいろんな議論を十分していただいて、あえて8月の基本構想もありましょうけれども、それに見合った計画、恐らく、これが新たな当初予算化された中では、まだわかりませんが、なった場合が、事業が、幾らおくれるのか。

あくまでも構想、基本構想に上げるための調査費なのか、明確なあれはあっておりませんので、そういうところでまず、議論してもらえる検討委員会を費用として上げて、それからでいいんじゃないかということで、我々は考えておりますけど。

以上です。

中村直人委員

今議会に提示をされております、ですからこれを一刻も早く通していただいて、早くしていただきたいと言われているんですよ。その言葉と、この修正を出されたものは全然、相反するものですね。

ですからそういった言葉を、やはり我々は責任をもって、臨まないといけないんじゃないかと。だから議員としてそういったものを、あるまじき行為はやっぱ許しがたいと、こう言っているんですよ。

今議会にて言われているんですよ、はっきりと。今議会に計上されておりますからと。で、それを早く通していただいて、早くしてほしいとこう発言されてるんですから。そのことと、

この修正を出されることは非常に矛盾している。

ほかの議員さんどう思われるか知らんけど、私自身はそう思います。

成富牧男委員

修正案に関連して、執行部のほうにお尋ねします。

修正案では検討委員会の経費はそのまま残すということですが、執行部の説明では、委託業務の内容を私が聞いたときに、運営補助業務、これも含まれておりますということでしたが、修正案のとおりいったとして、つまりこの運営補助業務がなかった検討委員会というのはどういうイメージになるのでしょうか。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

今回の基本構想策定の委託料ということ、こないだの委員会からも御説明差し上げておりますが、まずは基本構想策定をさせていただくということで、委託料を計上させていただいております。

で、その基本構想の中に、検討委員会を設置をして、合わせて設置をして、そういう検討委員さんの声をですね、反映をさせていきたいということで、これまでも説明をさせていただいておりますので、このコンサルを入れるということは、当然その専門的な知識を持っておりますので、そういう御説明をしました。分析とかですね、それから、構想図、イメージ図、これらをお示しすることで、その検討委員会がよりスムーズに進むであろうということで、運営補助も含めて今回予算を計上させていただいているところでございます。

ですので、今回このコンサルタントを減額という案が出ておりますけども、委託料と検討委員会は表裏一体のものと我々考えておりますので、仮に、検討委員会だけっていうことになったら、そちらに、検討委員会に示せる材料というものがですね、出てこないのではないかというふうに我々も考えておりますので、事実上検討委員会だけということでは、委員会の開催はちょっと難しいのかなっていうふうに考えているところです。

以上です。

成富牧男委員

出てこないことはないでしょうけどね、貧弱なものになるということだと思います。

国松敏昭委員長

ほかよろしいですか。

はい、どうぞ。

久保山博幸委員

何を検討するかということですが、例えばその、コンサル会社を決める、要するにパートナー、パートナーを誰を選ぶかということですよ。

いろんな選び方があると思います。今考えられてるのは、入札によって、金額の大小でそのコンサルを選ぶというふうなスタンスのようですが、私はもうまずはそのところから、検討する余地があると思います。

ふさわしい、プロポーザルという方法もあるかと思いますが。コンペという方法もあるかと思いますが、どうやってパートナーの選びをするのか、その辺の議論が今までになされておるのかと。

そういうところに疑問を感じまして、もうちょっとその、いきなり、これ可決すれば、もうコンサル入札、そういう手続に入っていくと思うんですが、私はその前の段階がまだ大事だと思っております。

その辺でどういうふうなやり方があるのか、どういうふうなパートナー選びとしてですね、一番理想的なのか、まずその辺を、まずは、検討もしていただきたいという気持ちでございます。

国松敏昭委員長

それは答弁ですか。答弁は求めないですね。

下田 寛委員

できれば、今のに関してのお答えを私いただきたいんですけど。

国松敏昭委員長

今回は提出者に対して委員会質疑しておりますので、提出者の質問はされませんので。

下田 寛委員

今回の予算に関しては、コンサル料も含めこれでいけるという判断のもとで、上げてきているものだと思います。

今、久保山博幸議員から説明をいただきましたけれども、その点に関して、執行部はどのように考えていらっしゃるのかっていうのを伺いたいです。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

業者の選定方法等につきましてはですね、こないだも御説明をしました。いろいろ考えられると思います。

その指名競争入札なのか、プロポーザル方式なのかというところはございますけども、そこあたりは今、今現段階で指名競争入札というふうに考えておりますが、検討する余地があると十分思っております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。ただいまの提出者に対する質疑はいいですか。

中村直人委員

修正案がですね、ですから今聞いていても、なかなかわかりづらい。なんとなく政争の具にしているような感じだけでですね、この本当の意味の修正案がわからない。

というのは、今、今日までずっとＪＲ九州、県等も含めて駅の関係はずっと協議してきたわけですね、東口の問題も含めて。商工センターでもこの東口の設置で8,000名からの陳情を出したりも、ずっとやってきたわけですよ、今日まで。

それでもなお、総務省の考え方とか、いろんなことがあってできなかった。そして、断念をしたところで、ＪＲとの関係が若干このゆがんできたわけですよ。

ＪＲももうちょっと営業的な、前の社長は営業的なものよりか、対外的なものにちょっと力を入れていた社長だったんで、そちらのほうに力を入れてたんだけど、今度社長かわって、鉄道本来の姿にしていきたいという発言もあっておりますけれども、そういった中でやはり、じゃあ前向きに少し検討しましょうかという話があると思うんですよ。若干そういう話を聞いてくると、鳥栖市に対する不信感があったものが若干、和らいできてると。

ですからこの時期にやはり早くをめどもつけてほしいと、どうやるのかというふうなことがひとつ、ＪＲからもちょっと僕の耳に入ったんだけど、そういった話が一つあっております。

それから、高架化の事業で、この用地をずっと買収してきてるけれども、そのままずっと放置をされていると。これは一体どうやるんですかということはあるんですね。これは目的外なんですから、一方的にいろんなことに使われないというのが一つあって、暫定的に駐車場にして、若干、今利益は結構上げてるけれども、それと鉄道機構に対するプレハブなどの提供をやってきたけれども、これは、恒久的な構造物できないわけですよ。そしてそのまま放置してるわけです。

じゃ、ここも一体的にどうやっていくのかというのを今しておかないと、ＪＲ九州も本当にまた、いろんな面でむくれたら、鳥栖市、鳥栖市議会に対する不信感を持てきますよ、これ。そしたらこれ何も手付けられない。ますます市民に対する、市民の要望は東口や何や本当に早くしてくれという要望があるのに、市も議会も、この手も付けてくれないと。こういうふうになったらますます我々は責任重たいですよ。

だから今ＪＲはそういった中できちんとやろうという、この土台づくりをやってくれてるんだから、そこはやはり前向きに考えていかないと、将来の展望はますます開けないと、こう思うんですけれども、執行部はどう考えられますか。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

お答えいたします。

これも繰り返しになりますけども、今回っていうのがやはりその協議、これまで協議を行ってきた中で、一步踏み込んでこういう予算を計上するというようなことに御理解をいただいと、いうことを認識ができたというところが大きな点でございます。

おっしゃっていますように、高架用地につきましては現在工業地域なっております。高架ということで用途が工業地域なっております。仮に、駅舎が問題ございますが、高架用地が不要であるとなった場合には用途から変更する必要があるございますので、そのあたりも含めて当然、検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか。はい。

ほかはございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

今、提出者から、また委員の方々から今いろいろ議論いただきましたが、あとは、質疑をここで終わらしまして、この問題に対する質疑を終了するというところで御理解いただけたでしょうか。

下田 寛委員

コンサル料を残すということではだめだったのでしょうか。

国松敏昭委員長

提案者。それどちらに質問ですか。提案者。

久保山日出男委員

その話も、確かにありました。

しかしながら、コンサルタントがどこまで踏み込んでいるかが明確に我々にわからなかったもので、そういうところで、とりあえずその、何でも白紙ゼロと、そういうもんじゃなくて、今回、とりあえず検討委員会の決めていただいて、それからでいいんじゃないかなという感覚を持っておりました。

確かにその話も出ました。我々の中でも。

以上です。

下田 寛委員

結局さっきの、執行部からいただいた答弁では、かなり脆弱な内容でしか議論ができないであろうという話でした。

もし残すのであれば、コンサル料のほうを残して次の市長選挙の後に骨太の予算を出すべきなんじゃないかなと、これ僕の個人の考えなんで、どうでもいいんですけど、と思って

しまいます。で、市民の委員会だけを残して、そういった情報も少ない上での議論をしたとして、どれだけの実になるのか。

それであれば、何かもうゼロで出してもらったほうがよかったんじゃないかなという気がします。

ここで、結局市民委員会の人たちと話をして、どの程度の結果を求めているかっていうのは何かありますか。

久保山日出男委員

はい、そうですね、市民の感覚は道はできんとに、車が通る道はできんとかねとか、そういうふうな話ちらっと聞きました。本来は、やはり東西線ていったらどうしても車、あるいは歩道、歩道はこっちありますけれども、車の東西だと思います。

今回、橋上含めた、東口を含めた橋上駅も検討の材料として上がってきておりますけれども、それのところがちょっと、市民の意見を聞くと、あります。車が通らんとになんなんねとか、上に、例えば、橋上が上がった場合、下さいまたおりるなら同じこっちゃろもんとか、これはもう簡単な、市民の方の意見ですけどね。

そうね、という程度で私たちはちょっと受けとめております。

以上です。（発言する者あり）

下田 寛委員

議論にもならんであろうということは、見込んだ上での予算ということでもいいんですかね。

今の話を聞きますと、いろんな市民の方からの声もあると。要はそういった方々に情報もほとんどないまま議論をするということになると思うんですけれども、まあそういった、何でしょう、お茶飲み会議みたいなものを目指しているということでもいいんでしょうか。

久保山日出男委員

せんだっての委員会の、検討委員会の人数も9名ということで、学識、そして、地元、その他もろもろが9人で、行使されるということで、我々それで知ったぐらいでございますので、これからそういうものを前向きに、検討としてはいいんじゃないかと思っておりますが。

久保山博幸委員

検討委員会にしても、大いに賛成ということで、いや、もう数もですね、その有識者、1名とか言わずに3名でもいいし、もっとその9名じゃなくて倍でもいいんじゃないかと、いうふうな意見もございます。

で、その検討委員会、じゃ何を検討するのかというところが、それぞれ、イメージが違ってくるのかと思いますが、このプロジェクトっていうのは、さっきも言いましたけども、鳥栖にとっては大きなプロジェクトで、市民の皆様の市政に対する、鳥栖市、まちづくり、周

辺まちづくりを通して、きっかけとして、市民の皆様の市政に対する意識だとか参加だとか、その大きなプラス、プラスアルファ、一番大事なところだと思うんですけども、そういうきっかけになりはしないか、じゃ、じゃそうするためにはどういう、どういうふうな進め方があるのかということも、私は検討していくべきだと思いますし、決してそのお茶を濁すようなその検討委員会になってはいかんと思います。

下田 寛委員

いや、もちろん。だから今聞いているんですけども、要は情報もないままにお話をしてくということになるんですよ。

その中で、検討委員会も、今後いろいろ協議をしていくべきであろうと、どういったやり方がいいのかも今後話をしていくべきであろうというお話であって、要は検討委員会の中で、何をどうしてほしいのか。

で、情報の提供に関しても、コンサルの人にいろいろ情報調査をしてもらった上で、案を数案恐らく提示をするような形になると思うんですけど、そういうこともなしに、果たして議論になっていくのか。

今、久保山博幸議員が言われたように、これは長年ずっと鳥栖市の中でも大きな課題になっているものを、この脆弱な議論で終始してしまうところを僕は若干無責任なんじゃないかなと思うんですけど、そこに関してはどのように今後担保していくんでしょうかね。

国松敏昭委員長

答弁は。

久保山日出男委員

だから、要するに内容が、検討委員会の内容すらはっきり明確にわかってなかったやないですか。予算ぽつと、唐突に上ってきてますから、そういった面でまず検討を十分していただいて、先ほど、久保山博幸議員のほうから言われるように、もちっと拡大の予算もつけてもいいんですよ。本当に。

本当にそういう橋上あるいは東口をつくる上においては、いろんな事例のところありますから、そういうものを見に行っていていただいて、なおかつ、じゃあ鳥栖に合った、まちづくりの中での駅に、駅周辺整備についてはどうだこうだっていう議論がなされて、そして後にコンサルタント入れながら、じゃあどうしましょう、こうしましょうっていうのが上がっていいんじゃないかなと思っております。

毎年毎年できるような、施策じゃないですから。本当先ほど百年幾らというけど、30年、40年、しか変えられないような、駅前の構想だと思いますので、その辺を含めてのとり方で、今回、実質はもっと検討委員会の費用上げてほしいです。

しかし項目にはここで上げる話とかできないもので、とにかくようっと入念にするためには、検討委員会から先にさせていただいてよかるという思いで今回、上げさせていただいております。

以上です。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

ちょっとこれ質問じゃないですけど、執行部のほうに少し注文があるんですけどね。

結局、基本構想がなぜ必要かとか、その基本構想とは何なのかとかですよ、それから、この、今度の提案する基本構想素案をつくり上げるためにコンサル入れるっていう部分が、全体の流れの中で、最終的にでき上がり、と、工事完了までの、どういうところに位置するのか。

例えば、当然その前に一定の整理は、執行部のほうで、所管のほうでされると思うんですよ。それこそ真ん丸丸投げやないと思うんですね。

その中のここなんですと、それとずっといろいろあってます、どこ、範囲にしても、範囲はこうなんですとかですね、やっぱりそういうやつちょっと、それとスケジュールが最終、ちょっと個別に聞いたときには平成34年ぐらいと、最短で、平成34年ぐらいだたというふうにちょっと伺いましたけど、そういうのも含めて、何かやっぱりA4ぐらい示して、まず我々が情報の共有してですね、それをもとに質問せんといかんなど、それはもう私自身も反省ですけど、やっぱり執行部にもそういう資料を示してもらいたいなという思いがあります。

要望です。

国松敏昭委員長

はい。（「返答は要りません」と呼ぶ者あり）

はい。ほかはよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

だから今、ちょっと私も、私のほうから発言させてもらいますと、提案者は中では、予算、委員会の規模も大きくするとか、もうちょっとその云々というのが、それが実際の提出案の金額と相違する面もありますし、ただ単に、この来年のそういう市長選を見越しての検討委員会だけ終わらせるというものなのか。もうちょっとこの中身に対する思いが私としては伝わってこないんです。

もしその辺で反論もしくは答弁があったら、提案者の方から再度、重複も兼ねて、結構ですので、発言をお願いしたいと思います。3人おられますから。

〔発言する者なし〕

お答えいただけないですか。

はい。

久保山博幸委員

繰り返しになりますけども、百年の計を進めていくパートナーとしてこの金額で、本当に、大丈夫なのかなっていうところがまずございます。

私はまず、2倍3倍の金額ぐらいかけるぐらいのまちづくり、だからそのまちづくり周辺をどこまでを捉えるかっていうふうなところが、あいまいなところがございましてですね、単なる駅、駅周辺の利便性の話なのか、本通筋、大正町、それから東西連携、どの辺までを含めたところのコンサル業務なのかっていうのが非常に私は、金額的なことからいうと、疑問がございます。

そういうところで、それと検討委員会の日数にしても、6回しか計画されていないというところで、この金額に対する、今回のプロジェクトに対するその体制というのはですね、ところに疑問がございます。

国松敏昭委員長

ちょっと再度御質問しますが、東西連携に対することは、さっきね、答弁ありましたように、進める方向ですね。

久保山日出男委員

大いに結構ということで、先ほど検討委員、予算の中でも大いに賛成だということは申し上げたと思ってます。ようございますか、はい。

それから、人の質問であれですが、とにかくあの3倍、2倍というのは、この1年、本当にやるのであればもっと必要だろうからっておっしゃったんだと思います。それで新たに年度がえでも、年度が変わってでもいいんじゃないかと。

だから、とにかく十分なる細かい検討会なるかもしれないけど、その中で当初予算につけていただくなり、新たな市長さん、現市長が、また再任されるかもしれん、再選されるかもしれませんが、それはその時点で大いに結構だと思うし、期間をもっと幅広く延ばしてもろて、本当に、先ほどより、百年来の大事業と言われておりますように、あるいは本当私も、40年ぐらいかかって、どうかなと思うぐらいの気持ちだと思うんですよ。

だからその辺での2倍、3倍の予算あっていいんじゃないかなと、おっしゃったんじゃないかなと私は思っております。

以上です。

国松敏昭委員長

はい、ちょっと私から執行部のほうに確認ですけど、今回出された、修正案とは別にして、当初出されたこの805万円ほどのコンサル委託料と、何ちゅうかな、検討委員会の費用、このことで、どのように実効性あるものの中身になっているかということが僕懸念するんです。

というのは、歴史の中で今日まちづくりの大きな今転移、議案、議案の提出議案のほうからお話ありましたように、広げてもそら確かに大事なことであるけど、現実問題として、具体的に進むという段階を踏まないと、今言うように、頓挫することも目に見えてるわけですよ。

その辺のことも踏まえて、どういう、ある面の方向性は執行部としても考えてあると思うんですよ、どの辺に、この特化して、特化というか、どういう方向を一つをつくって、それから広げていくとかという、もしその辺がもう一遍ね、お答えいただいたかもわかりませんが、その両方の絡みの、委託料と、この検討委員会の謝金の話ですけど、その辺の整合性っていうか、再度確認の意味でもお答えいただきたいなと思います。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

まず我々今回提案をさせていただいている、構想の策定の委託料でございます。

これは3月、年度内をいっぱい素案という形でまとめさせていただき、その後、今パブリック・コメント、議会への説明を経て、来年の8月ぐらい、約1年をかけてですね、10カ月ですか、1年をかけてつくり上げたいというふうに考えているところでございます。

それから、エリアにつきましては本通や大正町というようなこともおっしゃられておりますが、以前、本通、大正町を含めた計画をしたものについては進んでおりません。

今回のものにつきましては、公有地、県、市、JR、こちらが持っているものを中心に検討させていただきたいというふうには考えているところでございます。

それから、当然、それに波及します周辺道路ということでも、お答えをしておりますが、高架を前提とした飯田・蔵上線、それから、酒井西・宿町線ございますけども、こちらにつきましても、一定結論を出していきたいというふうに考えているところでございます。

でございますので、エリアにつきましては、高橋なり、そういう酒井・宿町線というところですね、上から下までというようなことと高架用地、それから、駅の西側の公有地、こういうものを活用して、鳥栖の駅前の顔づくりを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

はい。

ほかはよろしいでしょうか。

中村直人委員

今、発言を聞いて、それをつていうのもなんですけれども、さっき、先ほど48万5,000円を残した分ですよね、修正というのは。

そうしますとね、今、提案者から言われているのは、9人で6回ぐらいしかしない、そのくらいで何ができるかと、こういうふうに言われております。執行部も9人で6回ぐらいを48万5,000円でやると。それ残されてるんですね。

ということは、同じ考えだと思っんですね、そこは。それはこのくらいの回数でそれは自然ではありませんみたいな感じで言葉言われるということは、じゃあ何のため48万5,000円残したかと、こうことになるんです。

ですから、そのを言われてることと執行部の答弁とのですね、逆に言うと、執行部はそれをお願いしたいというけれども、提案者はこのくらいのちっちゃな合計ではいけないと、こう言われますが予算は一緒なんです。

それについての提案者のですね、説明をもう一度求めたいと思います。

久保山日出男委員

だから先ほどより、期間を要していいんじゃないかと。そういうことです。

中村直人委員

そうするとこの予算も残したらおかしいと、こうなるんじゃないですか。逆に言えば。

期間から含めてするとするなら、この予算ももう全てを、企画費の予算は全てゼロにして、考えていく。これこそゼロベースやないですか。

残すことに、残すことというか残すということは、執行部とそこら辺の問題は一致点は見出してると、こうしか見えないわけです。

だから、言われてることと、この修正が出されてることが相矛盾するんじゃないですかと。9人のこのくらいじゃ足りないと、そのくらいの検討委員会で大丈夫ですかって言われているけども、金額は一緒だと、こうなればですね、金額は一緒ですから。

だからそこら辺も含めると、ならもうゼロベースで全て、もう1回やり直しなさいよと、こういったほうがすっきりするというのは当然だと思いますよ。

で、先ほどから言われるように、コンサル料も足りないとか、こう言われますけれども、基本をつくって、それから、この予算が足りなければそのための補正予算とかあるわけですから、足らなければ、じゃあもう少し肉づけしたような形でお願いをしたいと、いうふうなところでの肉づけする補正予算とかが生じてくると思うんですよ。

ですから、今どこまでがベターなのかっていうのは、判断が今756万円の基本構想策定委託が望ましいんじゃないかということで出されてるわけですね。これについて、もっと深く

したいということになると補正を組んで、もっと肉づけしたものが出てくると思うんですよ。

ですから、補正予算という形でもずっと肉づけはできるわけですから、それがもう最初からこうだと、これじゃ足りないと、こう言われる根拠が、ちょっとわからない。

そこら辺まで含めてですね、ちょっとお願いしたいと思います。

久保山日出男委員

ですから先ほど何度も申しますように、この基本構想を策定するに上において、ここまで来てですよ、検討委員会を、とにかくぎっちりさせてもらってから、それでいいんじゃないですかというわけですよ。

恐らくこれが、賛成なんです、やり方的には。やることは前向きに。だからそれは大いに賛成でございます。

だから、それを言ってきた中で、まず検討してからでもいいんじゃないかというのが私たちの提出した理由でございます。

中村直人委員

これ以上ですね、修正案の本当の理由の、この回答は出てこないと思いますので、私は、質問はやめます。

国松敏昭委員長

はい。

成富牧男委員

一つだけ確認、執行部に確認です。

この予算に、予算ですけどね、これは、いわゆる総合計画に基づく基本計画、この基本計画の中で、私の理解ですと、まちづくりの基本目標 1、自然との共生を図り、快適な生活を支える町、4 まちづくりの拠点としてふさわしい整備を行います。具体的な取組 1、まちづくりの拠点としての利便性の向上、図ります。

そして内容が、鳥栖駅周辺の機能充実や駅利用者、鉄道利用者の利便性の向上を図りますとか、そういうふうになんて書いてあるんですけど、ここら辺と関係あるんですか。

それともそれそのものなんですかね。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

おっしゃってるとおりで、代表者会のときにも資料 1 枚差し上げておりますが、おっしゃっている、まちづくりの拠点としてふさわしい整備を行いますという取組 4 の、この具体的な取り組み、まちづくり拠点としての利便性の向上を図ります。

で、事務事業名といたしまして、東西連携施策への対応、鳥栖駅まちづくりビジョンの構築ということで、事務事業名上げさせていただいております。

再開をいたします。

~~~~~

写真撮影の要望が出ておりますが、委員の皆様、いかがでございましょう。（発言する者あり）

はい。じゃ、写真撮影の要望が出ておりますが、許可をいたします。

それでは、進めていきたいと思います。



先日、12日の委員会において、市長の出席を求めることとしておりましたので、本日は市長に御出席をいただいております。

それでは市長に、今回の鳥栖駅周辺まちづくり基本構想の策定に当たり、策定に至った経緯についての説明と、市長の決意を述べていただきたいと思います。

橋本市長。

きょうは委員会におきまして、機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

今、委員長から御指示がございました、これまでに至った経過、あるいは現時点での思い等、皆様にもう1回説明をさせていただきたいというふうに思っています。これまでお話をしたものと重複する部分が多々あるかと思いますが、ぜひお許しをいただければと思っています。

まず、これまでの経過でございますけれども、昭和62年に鳥栖駅周辺市街地整備構想に始まりまして、その後、さまざまな紆余曲折を経まして、平成8年に次世代送りというふうに、鉄道高架事業につきましては次世代送りというふうになされております。

また、平成18年の連続立体高架の白紙撤回等の紆余曲折がございまして、これまで市の方針として定まっていなかったというのが実態でございます。

これは、鉄道の町として栄えた鳥栖だからこそ、大きな課題でもあります。また、鉄道の要衝ということもございまして、大変大きな駅であったということも、その要因の一つ

であろうというふうに思っております。

その意味で、歴代市長も東西連携強化策を課題に掲げつつも、なかなかその時々の方勢に応じ苦渋の決断をなされてきたものというふうに受けとめております。

この東西連携策、これにつきましては、鳥栖にとりまして、鳥栖の顔となる事業でもございますし、また、この東西連携を強化することによって鳥栖のさらなる発展ができていくものというふうにも確信しておりますので、今後ともどうやっていくのかということは、課題であり続けるというふうに考えております。

また、今回提案しております委員会の、このなぜこの時期というのかということでございます。

これまでは商工センター、あるいは鳥栖商工会議所、あるいは鳥栖駅東側にお住まいの皆様などから、駅東西の連携強化、そして東口の設置について、さまざまな御要望を頂戴しておりました。また、議会におきましても、現実的な東西連携策をしっかりと策定をし、全庁を挙げて取り組むべきとの指摘も頂戴しております。

こういった背景に加えまして、今まさに最大の利害関係者でございますＪＲ九州と佐賀県が協議参加へ前向きな姿勢を示してくださっておりまして、この好機を逃すわけにいかないという思いから、今回、予算計上をさせていただいたところでございます。

結果として、この時期になってしまったことは大変申しわけなく思っておりますし、また、これだけ長い時間をかけてしまったことを、非常に私の力のなさも考えているところ、思い及んでいるところでございます。

ただ、こういった好機をしっかりと捉えて、鳥栖周辺のまちづくり基本構想策定に向けて、ぜひ、スタート切らしていただきたいというふうに考えているところでございます。

この提案をしました基本構想の策定、あるいは検討委員会でございますけれども、東西連携強化による新たなまちの顔づくりに着手をし、都市機能のさらなる向上につなげていくことを目指しておりまして、都市工学あるいは土木工学、あるいは都市景観等を初めとしたさまざまな専門家の視点、あるいはそれぞれの知見を踏まえた御指摘が絶対に必要であるというふうに考えております。

今回、予算計上しております鳥栖駅周辺まちづくり基本構想策定委託料につきましては、こうしたさまざまな専門的立場から、東西連携策として考えられる各手法につきまして、概算事業費等の定量的な部分、あるいは利便性、快適性といった定性的な部分、こういったものをさまざまな視点から検討を加えていただきまして、検討委員会における議論の材料を提供する役割を一手に担っていただくものというふうに考えております。

また、基本構想に検定、検討委員会の意見や市の考えを取り込むことで、一定の形にコー

ディネイトしていくという役割も担っていくというふうに考えておりました、そういう観点で、市単独で取り組んでいくためには現実的に極めて困難なものであらうというふうに考えております。

したがって、今回の委託料と検討委員会の開催は一体的かつ不可分なものであるというふうに思っております、仮にこの委託料が削られることになれば、検討委員会を開催し、鳥栖市長年の課題でありました東西連携策の検討に着手することは、事実上不可能であるというふうに考えております。

また、これまで私が市長に就任をしまして取り組んできたことを振り返らしていただきますと、平成18年に連続立体交差事業の白紙、白紙撤回がなされた後、私が市長に就任をしたわけでございます。

当面の整備として、駅前の顔づくり事業に取り組むことといたしまして、平成22年に鳥栖駅前の、鳥栖駅西側でございますけれども、周辺整備事業を完了し、駅前の交通安全の確保と乗り換え機能の充実を図ってまいっております。

したがって、1期目の4年間は、こうした形で駅周辺整備に取り組んでまいったというふうに考えております。

さらに言えば、駅前顔づくり事業に含まれておりました東口設置に関しましては、平成23年11月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が改正されるまで、市による東口設置は寄附行為に当たるとされまして、事実上、暗礁に乗り上げていた状況でもございます。

こうした経過を経まして、3年後の今、最大の利害関係者でありますJR九州と佐賀県が協議参加へ前向きな姿勢を示してくださったこの好機を逃さず、市の姿勢を示す意味で、今回予算を計上させていただいたものでございます。

また、この鳥栖駅周辺につきましては、鉄道高架事業に合わせて鉄道高架用地ということで、具体的に土地を、既にもう手当てをなされております。したがって、鉄道高架の問題につきましてはこの高架用地も含めて、広範な議論がなされないといけないというふうに思っております。

私、一般質問の中で、ゼロベースでということを申し上げております。この鉄道高架事業、市長になりましてからも、さまざまな国、県、市、あるいはJR九州等々とお話をしていく中で、さまざまな要因から、現時点で鉄道高架事業に取り組むのは非常に困難である、極めて困難であるという認識をしております。

その意味で、今回の検討委員会におきましては、白紙で、この議論をいただきまして、鳥栖の方向性を、鳥栖駅の方向性を示していただきたいと考えております。

ぜひそこを酌んでいただきまして、今回の検討委員会にまつわる、あるいは基本構想にま

つわる予算につきまして、御理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

#### 国松敏昭委員長

ありがとうございました。

ここで質問があれば、お受けしたいと思います。

#### 中村直人委員

今市長においてですね、今日までの経緯、さらにはＪＲ九州、県との関係、東西連携へのやはり考え方、また鉄道高架用地も含めて、今後この利用計画も練り直していかなければいけない。さらには本会議が中断したときにですね、まとめとして、自分の考え、市長のですね、自分の考えは横に置いて、ゼロベースで考えてほしいということで、一致を見て本会議が再開をしたわけですね。

ですから、今言われて、言うように、今まで撤回はしていないから撤回しなきゃできないんじゃないかということやなくして、自分の考え横に置いてゼロベースで考えてほしいということで、この本会議も再開をしたわけですが、今のお話を聞いていると、もっと踏み込んだような形に僕自身は聞こえたんですけども、それは何かというのは、白紙の状態、これを考えてもらいたいということの、この白紙の状態という言葉が出ましたのでですね、もう一度やはりみんな考えていかなければいけないのは、今、市長の見解として委員会の中できちんとはっきりと、白紙の状態、ゼロベースで考えてもらおうと、いうことの表明がされたので、私はそれは非常に重く受けとめなければいけないだろうと、このように思っております。

ですから、そういった考え方をですね、やはりあの市長の今、委員会の中で初めて白紙の状態という言葉も出てきたわけですので、それをもとにやはり我々も考えなくていけないし、やはり鉄道高架用地が今２万８、０００平米あって、１２億円からの開発公社で、もうそれこそ高い利息も払いながらですね、今日持つてるわけですね。

ですから、一刻も早くやっぱりそういったものにも手をつけなければいけない状態があるわけですので、やはりここは一日も早くですね、やはりこの問題についてはスタートさせると、こういうことが一番ベターではないかと、このように思っておりますので、もう一度市長のほうからですね、本当に白紙の状態で考えていいのかどうなのか、そこら辺の決意をもう一度、お伺いしたいと思います。

#### 橋本康志市長

中村議員からの御指摘にお答え申し上げます。

私、先ほど来申し上げますように、鉄道高架事業につきましては現時点で取り組むことは極めて困難という認識を今持っております。

その上で、白紙の状態、ぜひ、駅周辺のあるべき姿を御議論いただき、その結果を受けとめて、私、あるいは市としての決断をしていきたいというふうに思っております。

一般質問の中でも、白紙撤回しないのかという御指摘がございました。これにつきまして、私が1期目で申し上げたことは、撤回をするならば代替案が示されないとおかしいんじゃないかと、撤回だけでは済まないという思いがございます。

そしてもう一つ、大変重たい問題としては、現実問題として、鉄道高架用地という土地を既にご買っておりますので、それをどうするのかということもあわせて議論をしないといけないというふうに思っております、その意味で、今回白紙の状態でご検討いただき、その結果を受けとめて、最終的に判断をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

#### **国松敏昭委員長**

ほかはございますでしょうか。

#### **成富牧男委員**

今のお話で、少し質問しようかなと思った部分が少しわかったんですけども、そうですね、一つは、なぜ撤回しないのかちゅうのは今のお話でわかりました。代替案がないといかんということと、鉄道高架用地の話。

で、改めてゼロベースていうのもちょっと誤解があったんですけど、ゼロベースというのは、いわゆる手法、幾つか、3つやったですかね、手法が、してプラス、高架の話もくっついてるということですか。高架の話も、そのゼロベースの中に含まれてるっちゃうことですか。

#### **橋本康志市長**

先ほどの経過の中でもお話を申し上げましたように、ここに至るまで昭和62年から鉄道高架事業、あるいは橋上駅、あるいは地下道、さまざまな案が示され、それぞれが中途半端な状況になっているというふうに認識をしております。

その意味で、今回の検討委員会の中では、これまで検討されたものも含め、全て俎上に上げていただいた上で御議論いただき、よりよい答えを見つけてまいりたいというふうに考えているところです。

#### **成富牧男委員**

それで、いわゆる検討委員会でのそれなりの結果が出て、当然それは、前提としては尊重するっていうこと、基本的には尊重すると。

しかし最終的な決定は市がやるよっていうスタンスだと思うんですけど、そのときに、言葉違うかもしれませんが、撤回の分、撤回のことも含めて、当然、決断すること、そ

橋本康志市長

望があるのであればですね、積極的に取り入れていただきたいと。

**国松敏昭委員長**

委員間の、委員間での自由討議ということで、何か皆さんから、こういうこと議論してほしいということがございましたら、出していただければと思います。

特別なければ……、はい。じゃあこの件に関しては、終わりたいと思います。（発言する者あり）いいですか。（発言する者あり）

さっき、やるかやらんかを、皆さんで。ないならもう先進めますという話でございます。

**柴藤泰輔委員**

自由討議お願いいたします。

**国松敏昭委員長**

だから、そういう御意見も、自由討議の中身についても、御発言ありましたら。

**柴藤泰輔委員**

先ほどの修正案、予算案の修正案の件でまた。

市長の話も、御意見とかありましたので、その話も含めて自由討議ができればと思います。

**国松敏昭委員長**

今、柴藤委員から先ほどの質疑行いましたことも踏まえて、議員間の自由討議ということで発言がっておりますので、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。したら、執行部はここで退席をしていただいて、議員間の自由討議を行いたいと思っております。

〔説明員退席〕

ただいま、自由討議という形で、先ほどの市長発言も踏まえて、御意見がございましたら、進めていきたいと思いますので、発言を許します。

**柴藤泰輔委員**

先ほど橋本市長のいろんな思いとかを聞かせていただいたんですけど、その中で最初のほうでコンサル料がなければその検討委員会の開催は困難というふうに発言されたんですけど、実際のその、今までいろんな、執行部のほうで優秀な方が検討されてきたと思うんですけど、そういったのをベースに検討委員会というのが開かれないのかなってということなんですけどですね。（発言する者あり）

いや、結局コンサル料がなければ検討委員会の開催は困難と言われましたよね。ですからその今までいろんな形で、協議がされてきてるわけですから、そういったのをベースに検討委員会では開催できないんでしょうかということですね。

**下田 寛委員**



それはここで議論してもわからない話じゃないかなと。

**国松敏昭委員長**

執行部呼ばんといかんでしょう。自由討議じゃないです。

執行部呼ばないと我々では、発言しかねると私は思いますけど。(発言する者あり)

いや、終わりです。

**柴藤泰輔委員**

それと、その検討委員会開かれる中でですね、例えば議会の中でも特別委員会とか、そういうのは、議会の中で特別委員会とかつくることはできないんでしょうか。

**下田 寛委員**

それはここで議論をするようなことじゃないと思うんですけど、特別委員会、「自由討議ですよ」と呼ぶ者あり)自由討議ですけど、ここで議決はできないですよ。(「はい、はい」と呼ぶ者あり)

そういったことも含めて、今後、どうでしょうかねと、考えてますという一意見ならわかるんですけど、つくりましょうよと言われても、ちょっとここでどうこうする話ではないと思います。

**国松敏昭委員長**

それは、私から、私の思いですが、会派でよく検討していただいて、議長も、隣の会派かな、出てあるし、その辺はよく会派で協議していただいて、委員会としての討議の内容とはちょっと似つかないと私はそう思いますけど、いかがでしょうかね。(発言する者あり)

はい。マイクはちゃんと入れてください。

**成富牧男委員**

これに対して、下田副委員長はそれはここじゃないよね、ちゅうとも意見ですたいね。

そういうのも、今後場合によっては検討されるとかもしれんけど、最終的には委員長がそれぞれの会派でっていう話でしょうけどね。

**下田 寛委員**

特別委員会つくるという話はあるだと思いますよ。やっぱり大事な案件なんで、今後の話ではありますけれどね、うん。

市長が言われてた、厳しいというのはこれ執行部の認識でしょうから、で、そこで、あの時に本当は質疑をするべきことだったんでしょうけれどね。もう終わってしまったので、ちょっとそこは残念なところであるんですけど、もう議論しようがないですよ。

だけん、要するに、今までの流れだけを踏まえると、この修正案が通ってしまうことで限りなく厳しくなると、いう話にしかならないと思いますけどね。僕はそう思ってます。

国松敏昭委員長

じゃあ、私から少し発言をさせてもらうと、今まででも確かにいろんな部をまたがる場合は特別委員会をつくって、特別委員会を開催したという、そういう経緯はあるということは、私も経験しております。

それは最終的には、議長の判断のもとで、そういう特別委員会等はあるというふうに思っておりますので、その辺よくまた、関係者との中で、本当に必要なら必要で、それはすぐでもつくるべきか、また、もうちょっとね、いろんな議運の席にそれ出すとかっていうのは、これは一つの選択肢の中で決めることだと思いますので、そういうふうに認識しておりますけどね。

ほかは、ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

はい、今後はこの自由討議についても、またいろんな角度からみなさんの御意見も聞きながら、今回は、市長出席のものの質疑が、時間とりましたので、ちょっとまた、その辺がよく皆さんとの御意見も反映しておりませんが、今後のあり方も検討していきたいなと、そういうふうに思います。

じゃあ討議を終わります。



国松敏昭委員長

執行部を入室させますので、暫時休憩を行いたいと思います。

午後 2 時 7 分休憩



午後 2 時 29 分開議

国松敏昭委員長

再開いたします。

=====

総括

国松敏昭委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的な御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

なお、議案外の所管事務についての御意見などは、採決後に時間を設けたいと思いますので、総括については、付託議案の審査を通じての総括的な御意見等をお願いいたします。

成富牧男委員

重ねての要望になります。

例のまちづくりの委託料関係ですけども、今回ですね、一つは結構、理解が、私自身もそうなんですけど、なかなか最初理解ができなくて、だんだんだんだんこうわかってきちゃう、何でそうなったかっていうのに、基本的に口頭での説明でずっとやられたと思うんですよ。資料が一つ出たのも、中村委員の要求で出てきた。

だからもっと本当にですね、議会を、議員を説得したいということであれば、これでもかこれでもかというぐらい、ペーパーも使って、資料、豊富な、あらん限りの資料を使って理解を求めていくような、そういう姿勢を求めたいと思います。

以上です。

国松敏昭委員長

要望ですね。

次ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

はい、そしたら、総括を終わります。



## 採 決

国松敏昭委員長

これより採決を行います。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

## 議案乙第19号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

### 国松敏昭委員長

まず議案乙第19号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案については、久保山日出男委員、久保山博幸委員、柴藤泰輔委員から修正案が提出されております。

まず、修正案の部分について採決を行います。

議案乙第19号に対する修正案について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

可否同数であります。よって、委員会条例第15条の規定により、委員長が本修正案に対する可否を裁決をします。

委員長は本修正案について、可決と裁決いたします。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決をいたします。

修正部分を除く部分については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおり可決をいたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

## 議案甲第25号 鳥栖市いじめ問題対策委員会設置条例

### 国松敏昭委員長

次に、議案甲第25号 鳥栖市いじめ問題対策委員会設置条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo



**園木一博教育部長**

教育委員さんの任期、来年ということであれば、委員さんの話かと思えますけども、まだ任期途中でございますし、議会への付託等もありますけれども、現段階で明確な協議等は行っていない状況でございます。

ただ、当然任期前には、議会の同意等いただく必要がございますので、事前に任命権者であります市長との協議等も含めて、今後協議をしていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

**国松敏昭委員長**

はい、よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

**成富牧男委員**

給食センターのことは何かきょう、あと報告が特にないんでしょう、委員会からは。

ないならばお尋ねしたいんですが。予定にはありませんね。

**国松敏昭委員長**

特別聞いておりません。

**成富牧男委員**

きょうのセンター見させていただきましたが、そのことでちょっとお尋ねしたいんですが、いろんなことについてはまた改めて別の機会にしたいんですが、きょうは、アレルギーの話、ちょっとありましたけどね。

簡単にわかりやすく言うと、これまでのセンターに関する質疑の中では、今以上、つまり自校方式でやって、今現在やっている、と同等か、それ以上のことをやりますということを、もう何回も繰り返し繰り返し、アレルギーに限らず言ってこられました。

このアレルギー食について、いわゆる単独の調理方式のときと、現在と、今、始まったばかりですけども、変わったところが、あるのかないのか。あれば、どうして変わったのか。それは、今まで答弁したものと矛盾するのではないか。

以上です。

**国松敏昭委員長**

答弁は。手を挙げて。

**佐々木英利学校教育課参事兼課長補佐兼学校給食センター長**

失礼します。

成富委員の御質問ですが、議会答弁の中で、平成25年度何ら変わることはないというよう

な表現で、されておりました。

で、現在のアレルギー対応については、3月に文科省のほうから通知が出ておりますが、その通知、それから報告書等の中で、対応等については、できるだけ簡潔にというような文章があります。

例えば、報告書の中に、給食提供については一つのアレルゲンに対して複数の除去パターンを用意するなど、複雑な対応をしている学校も多いと、現場の対応能力も含めて安全に給食を提供するという観点から考えると、現在の対応で事故防止の徹底が図られるのか疑問がある対応も多いことが現状である、というような報告があります。

で、現在の給食センターのほうでは、これまでの自校方式の部分と比較をしたときに、もし、今年度自校になっても、同様に、例えば、卵のアレルギーがあった場合には、卵、生卵であっても、加工の卵であっても、全て卵については除去をするというところが、今年度の文科省からおりてきた方針でもあるし、それを踏襲して鳥栖市のほうでも同様に対応する。その点は、昨年度までの自校とは、変わっている部分かというふうに思います。

そのほか、乳製品についても同様の対応になっております。

それから、細かなところでいうと、対応の、アレルギーの多い子供に対応する、多い子供については、対応していくというところですが、アレルギー、例えば生野菜とかっていう子が、1人とかいますけども、そういう子供に対しては対応できないというところで、弁当等の別のものを持参してきてもらうというような対応で、行っているところです。

以上です。

#### **成富牧男委員**

今のお答えですと、やっぱり変わってるちゅうことですよね、前と。

その答えとして文科省が、聞き方に、大変こう安全優先でやってるようですけども、逆に言うと、きめ細かさ、今まできめ細かくやっておられたのが、そういうやり方は、ちょっと危ない部分もあるのでっていうふうにも聞こえました。

その結果ですね、子供をもし、結局もうちょっとわかりやすくをお願いしたいのは、その結果、今まではこういう給食を出してた子がこういう給食になってしまったとか、何かちょっとわかりやすく、そういうのは、いわゆる今までの単独の各分調理方式でやってた、給食室でやってた部分と、やっぱり変わるんでしょ。その結果、今言われたようなやり方をとった結果。

そこんとこ、もう一例でいいですから、説明していただきます。

#### **佐々木英利学校教育課参事兼課長補佐兼学校給食センター長**

失礼します。

例えば、先日もあったんですけども、スパゲッティのミートソースの中にチーズが入っていると。一般の給食の中にはチーズが入ってひき肉が入っているというような、スパゲッティのミートソースがあるんですけども、現在の対応の中では、アレルギー室の中にアレルギーを持ち込まないということが原則ですので、対象のチーズがアレルギー、チーズに対してアレルギーを持っている子供もいると。だから肉に対してアレルギーを持っている子供もいると。

そういう子供に対して、どちらもアレルギー室内では扱うことができないんで、チーズが入っているミートソースのスパゲッティというのが対応できずに、野菜と、その他の具を入れての、スパゲッティになるというような対応になってきます。

ただ、実際に検食をしてみてもですけども、味については、ミートソースの肉が入っている、チーズが入っているスパゲッティと何ら遜色のないおいしい給食が提供できてると思っております。

以上です。

#### **成富牧男委員**

今大分わかりましたけども、その結果、例えば保護者からの要望とか、ちょっと、抗議まではいかんでしょうけど、ちょっと違う、言っよったことと違うやんとかいう声は、今のところは出てないんですか。

#### **佐々木英利学校教育課参事兼課長補佐兼学校給食センター長**

事前にアレルギー対応については保護者との面談を行っております。直接私も担当をして対応してきましたが、そのときにこういった例を挙げて、こういうものについてはこんなふうな対応になるということを説明をしてきておりますので、私に対応したときには、逆にお母様のほうから、私、一個人のためにそういうふうに対応していただくということを、申しわけないというふうに言ってくださいました。

そういう意味では、今のところ私のほうに直接、そういう、アレルギーに対する、対応食に対する不満という声は、聞こえてきておりません。

以上です。

#### **成富牧男委員**

アレルギー食については、これまでどおりではないということはわかりました。

それで、あと最後、またいろいろなことは先ほど申しましたように別の機会に譲りまして、今回の委員会で当初、異動の、人事異動の、いただきましたよね。これについてお尋ねしたいんですが、この佐々木センター長。ですよね。

結局このセンターつくることで、増員になったんでしょうか。それから、この佐々木セン



ター長は、兼務ですよ。どういう配置になってるのかちゅうのをちょっと、簡単に。

#### 園木一博教育部長

給食センター運用開始に伴った組織体制の概要でございますけれども、先ほど成富議員さんから御案内ございましたように、給食センターの所長は、佐々木のほうが兼務という形をとらせていただいております。

もともと7月に、学校教育課内に給食センター係を設置いたしております。センターに直接係長以下事務職3名、現在、配置をいたしている状況でございます。

それと、関連で申し上げますと、各小学校に県費で配置されておりました学校栄養教諭、それから栄養職員、合わせて5名でございますけれども、主たる勤務地を今、給食センターのほうにとっていただいております。

それと、正職で申し上げますと、各自校の給食室に勤務いただいております学校保健員、正職8名、これにこれまで御協力賜りました臨時嘱託職員、臨時職員等含めまして、それと、学校側の配膳関係の臨時職員さん含めまして、総勢で……、すいません、事務職、総勢含めまして、64名になります。

失礼しました、67名になります。

申しわけないです。

#### 成富牧男委員

まだ9月ですから、始まって1カ月もたっとなすね。

ちょっと、ちょっと遅れたことも大したことですけど、いろいろな小さなトラブルはやっぱり今あつてと思います。私はそれについて一々、ほらあつたろうがとかは言いません。

だけど、これがちょうど私たちが試食するころですかね1カ月たったら。そのくらいにまだいろいろありよつたら、何たることかと言わにやいかんごつなりますので、センター長初め大変でしょうけど、ぜひ、もうここまで進んでるわけですから、学校の子供たちのためにもですね、しっかりした給食をお願いしたいと思います。

以上です。

#### 久保山日出男委員

私も給食センターの件ですが、重複します。

成富議員と一緒にございますが、やはり保育園等については、補助職員が大体あらかた把握されてると思うんですよ。

というのが、まず職員さんが休み取られた場合、そのときの補充の確保にだけは、何とかしていただければなと要望します。

人数については、そちらのほう決めていただいて、いつでもやっているような補充体制を

以上です。

ほかはよろしいでしょうか。

同じく給食センターの件ですが、これは、間接的にですね、間接的に私の耳に入ってきたんで、申しわけないんですが、やっぱりアレルギー食がやっぱり自校方式のときに比べて物足りないという意見はございます。

自校方式のほう、ときが、アレルギー対応食がよかったなっていうふうな、詳しいことは、まだ、これから聞いてみますけれども、そういう意見がございます。

それと、御飯の量が何か物足りないという意見もですね、耳に入りましたんで、御検証のほうよろしくお願いします。

はい、以上でございますね。

給食センター、9月1日から運用開始して、まだ時間間もない状況でございます。

御指摘がありましたように、多少の運用上の問題点等、まだまだ改善すべき事項等もございます。

それと、先ほど御指摘ありました要員体制の問題も、安定運用の状況等を見据えた上で、見直すべきところは見直す必要があるかと思います。

アレルギーの御意見等もたくさんいただきましたけれども、基本的に対応委員会と運営委員会の下にアレルギー対応委員会等もいよいよ動かしながら、具体的な課題等が出てくればですね、その委員会の中でも御審議を賜りながら、御意見頂戴しながら、安全であり、安心で安全なおいしい給食が提供できますよう、今後とも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御支援のほどお願いしたいと思っております。

以上でございます。

ほかはございますでしょうか。いいですね。

以上で、所管事務についての協議を終わります。

– 109 –

**国松敏昭委員長**

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて平成26年 9 月 定例会総務文教常任委員会を終了いたします。

**午後 2 時50分閉会**

平成 26 年 9 月 30 日 (火)



## 1 出席委員氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長   | 国 松 敏 昭 | 委 員 | 中 村 直 人 |
| 副 委 員 長 | 下 田 寛   | 〃   | 久保山 博 幸 |
| 委 員     | 成 富 牧 男 | 〃   | 柴 藤 泰 輔 |
| 〃       | 久保山 日出男 |     |         |

## 2 欠席委員氏名

な し

## 3 委員会条例第19条による説明員氏名

|                         |         |                 |         |
|-------------------------|---------|-----------------|---------|
| 総 務 部 長                 | 野 田 寿   | 教 育 長           | 天 野 昌 明 |
| 総 務 部 次 長               | 松 雪 努   | 教 育 部 長         | 園 木 一 博 |
| 総 務 課 長                 | 古 賀 達 也 | 教 育 部 次 長       | 白 水 隆 弘 |
| 総 務 課 長 補 佐             | 古 澤 哲 也 | 学 校 教 育 課 長     | 柴 田 昌 範 |
| 総 務 課 秘 書 係 長           | 鹿 毛 晃 之 | 生 涯 学 習 課 長     | 佐 藤 敦 美 |
| 総 務 課 文 書 法 制 係 長       | 樋 本 太 郎 | 文 化 芸 術 振 興 課 長 | 石 橋 沢 預 |
| 総 務 課 職 員 係 長           | 山 本 英 規 | ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 石 丸 健 一 |
| 総 合 政 策 課 参 事           | 藤 川 博 一 |                 |         |
| 総 合 政 策 課 政 策 推 進 係 長   | 田 中 秀 信 |                 |         |
| 情 報 管 理 課 長             | 青 木 博 美 |                 |         |
| 情 報 管 理 課 情 報 化 推 進 係 長 | 佐 藤 正 己 |                 |         |
| 情 報 管 理 課 広 報 統 計 係 長   | 熊 田 吉 孝 |                 |         |
| 財 政 課 長                 | 小 柳 秀 和 |                 |         |
| 財 政 課 財 政 係 長           | 古 賀 庸 介 |                 |         |
| 契 約 管 財 課 長             | 三 橋 和 之 |                 |         |
| 契 約 管 財 課 管 財 係 長       | 庄 山 裕 一 |                 |         |
| 契 約 管 財 課 管 財 係 長 待 遇   | 中 嶋 浩 一 |                 |         |
| 契 約 管 財 課 契 約 検 査 係 長   | 立 石 光 顕 |                 |         |

|              |         |                   |         |
|--------------|---------|-------------------|---------|
| 会計管理者兼出納室長   | 権 藤 博 文 | 議 会 事 務 局 長       | 江 崎 嗣 宜 |
| 出納室審査出納係長    | 武 富 美津子 | 議 会 事 務 局 次 長     | 緒 方 心 一 |
| 選挙管理委員会事務局次長 | 姉 川 勝 之 | 議 会 事 務 局 庶 務 係 長 | 野 中 潤 二 |
| 監査委員事務局長     | 中 山 泰 宏 |                   |         |
| 監査委員事務局次長    | 古 賀 和 教 |                   |         |

#### 4 議会事務局職員氏名

議 事 係 長 江 下 剛

#### 5 審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第25号 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定について

#### 6 傍聴者

な し

#### 7 その他

な し

午前 9 時 56 分

開會  
開議

~~~~~

国松敏昭委員長

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付をいたしております。

審査日程につきましては、本日30日に総務部の審査を行い、あす1日は教育委員会教育部の審査、2日は現地視察、その後、総括、採決ということでお願いしたいと思います。

なお、現地視察につきましては、後ほど副委員長のほうから御説明をいたします。

審査日程については以上のとおり決したいと思います、よろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。よって委員会の日程についてはお手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

10月2日に予定をしております現地視察の件ですけれども、今のところは特段に予定はしておりません。

もし皆様から、ここを視察をしたいというところがあれば御提案をいただければと思っております。

もしないようでしたら、2日は現地視察を行わずに、総括・採決のみとすることとしたいと思いますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上です。

それでは総務部の審査に入りますので、執行部の準備のため暫時休憩をいたします。

午前 9 時58分休憩

~~~~~

午前10時 1 分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

~~~~~

総務部

議案乙第25号 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定について

国松敏昭委員長

これより総務部関係議案の審査を行います。

それでは、議案乙第25号 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

野田 寿総務部長

おはようございます。総務部関係の平成25年度の決算審査にあたりまして、一言御挨拶と概要を申し上げます。

総務部関係は市長部局５課と、部局外として議会、監査、選管の３事務局と出納室の計九つの部署でございまして、関係する予算科目といたしましては、歳入は主なものとして地方交付税や譲与税、各交付金、また国県支出金、財産収入などございまして、また、歳出は、議会費、総務費、消防費、公債費、諸支出金、予備費となっております。

総務部は市の総括部といたしまして、人事、給与、財政、契約、財産管理などの予算や政策の調整、広報統計、情報管理や、消防、防災関連予算を執行し、部局外としては議会運営を初め監査、会計、選挙事務などの予算を遂行しているところでございます。

具体的な業務の執行状況、執行額等につきましては、その主なものにつきまして担当課長

から御説明申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

小柳秀和財政課長

おはようございます。

それでは、平成25年度の決算について、総務部関係の主なものについて申し上げます。

お手元に配付しております平成25年度鳥栖市歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき、順次説明をいたします。

まず、51ページ、52ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

款2. 地方譲与税につきましては、項1. 地方揮発油譲与税が7,202万4,001円、項2. 自動車重量譲与税が1億6,371万8,000円で、合わせて2億3,574万2,001円の交付を受けたところです。

次に、53ページ、54ページをお願いいたします。

款3. 利子割交付金につきましては1,521万2,000円、款4. 配当割交付金につきましては2,714万6,000円、款5. 株式等譲与所得割交付金につきましては3,803万円、款6. 地方消費税交付金につきましては7億1,051万9,000円、款7. ゴルフ場利用税交付金につきましては2,482万7,197円、款8. 自動車取得税交付金につきましては4,791万9,000円となっております。

続きまして55ページ、56ページをお願いいたします。

款9. 国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては1,138万7,000円、款10. 地方特例交付金につきましては、5,598万9,000円の交付を受けております。

款11. 地方交付税につきましては、12億5,774万円です。その内訳として、普通交付税が8億6,460万1,000円、特別交付税が3億9,313万9,000円となっております。

款12. 交通安全対策特別交付金につきましては、2,220万2,000円となっております。

以上でございます

三橋和之管財課長

続きまして、57ページ、58ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目1. 総務使用料、節1. 総務管理使用料のうち、電柱敷地使用料等につきましては、九州電力の電柱やN T Tの電話柱、無線基地局鉄塔などの敷地料でございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

同じく節１．総務管理使用料中、２行目の情報センター使用料につきましては、民間事業者への情報システムのアウトソーシングに伴う土地建物の使用料収入でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

次に、65ページ、66ページをお願いいたします。

款15．国庫支出金、項２．国庫補助金、目５．総務費国庫補助金１億7,872万5,000円は、地域の元気臨時交付金として交付を受けたものです。

以上でございます。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

続きまして、73ページ、74ページをお願いいたします。

下のほうになりますけども、款16．県支出金、項３．委託金、目１．総務費県委託金、節１．総務管理費委託金のうち、権限移譲事務委託金329万円につきましては、パスポートの申請など県から移譲を受けた19事務の事務処理に対する委託金でございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

同じく節１．総務管理費委託金中、上から２行目の県広報紙配布委託金144万884円につきましては、県広報紙であります県民だよりの配布事務等に要する県委託金でございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

同じく節４．選挙費委託金につきましては、昨年７月21日に執行いたしました参議院議員通常選挙の執行経費に対する県委託金でございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

次に、節５．統計調査費委託金につきましては、住宅土地統計調査を初めとした国の基幹統計関係並びに統計調査員確保対策事業に係る県委託金でございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

75ページ、76ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、款17．財産収入、項１．財産運用収入、目１．財産貸付収入、節１．土地貸付収入中、契約管財課関係分といたしましては、京町ビル敷地及び鳥栖たばこ販売組合への敷地貸付料でございます。

また、節２．建物貸付料につきましては、鳥栖たばこ販売組合事務所への貸付料でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

同じく、目２．利子及び配当金につきましては、総額533万6,695円となっております。

このうち総務部関連の基金利子につきましては、財政調整基金利子31万1,613円を初め、減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子、土地開発基金利子によるものでございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長

次のページ、77、78ページをお願いいたします。

款18．寄附金、項１．寄附金、節１．総務管理費寄附金のふるさと寄附金は、ふるさと応援寄附金として、８件の寄附をいただいたものでございます。

以上でございます。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

同じところでございます。

地域振興財団寄附金3,093万3,000円につきましては、平成25年３月31日をもって解散をいたしました財団法人鳥栖市地域振興財団の残余財産の寄附を受けたものでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

同じく77ページ、78ページ、中段よりちょっと下のほうでございますが、款19．繰入金につきましては、項１．基金繰入金はそれぞれの基金を取り崩し、財源として繰り入れを行ったものです。

このうち総務部関連といたしましては、目１．財政調整基金繰入金772万9,000円、目２．減債基金繰入金１億916万4,000円、目３．公共施設整備基金繰入金3,400万円となっております。

次に、79ページ、80ページをお願いいたします。

款20．繰越金につきましては、10億1,735万3,761円となっております。

以上でございます。

古賀達也総務課長

83ページ、84ページをお願いいたします。

款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節3. 消防雑入の消防団員退職報償金等は、消防団員等公務災害補償等共済基金から退団された14人分の退職報償金等を受け入れたものでございます。

同じく、節4. 雑入のうち、総務課関係の主なものについて申し上げます。

総務雑入のうち、全国市町村職員研修助成金は、市町村アカデミー、国際文化アカデミーの受講負担金について、佐賀県市町村振興協会から助成を受け入れたものでございます。

二つ下の生活習慣病予防検診助成金、胃検診助成金、婦人検診助成金につきましては、職員の健康診断にかかる経費として、それぞれ佐賀県市町村職員共済組合から助成を受けたものでございます。

二つ下の災害派遣職員経費負担金につきましては、東日本大震災に係る宮城県気仙沼市への職員派遣1名分の給与等の経費について、気仙沼市から負担金を受け入れたものでございます。

次の退職手当企業会計負担金につきましては、退職者のうち、企業に在職した者の在職期間中の退職手当負担金分を受け入れたものでございます。

二つ下の宿舍入居負担金につきましては、副市長の住居借り上げに対する負担をお願いしたものでございます。

次のページ、85、86ページをお願いいたします。

上から6段目、コミュニティ助成金でございます。

310万円のうち、総務課関係といたしましては100万円でございます。水屋町区防災会の防災設備等の整備につきまして、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の採択を受けたことに伴うものでございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

同じく総務雑入のうち情報管理課分を申し上げます。83ページ、84ページをお願いします。

ページ下から6行目、7行目のホームページ広告収入及び市報広告収入につきましては、市ホームページのバナー広告及び市報広告掲載料でございます。

次のページ、85ページ、86ページをお願いします。

上から7段目の光熱水費雑入644万5,748円ありますが、そのうち鳥栖市情報センター光熱水費として467万1,294円を収入いたしております。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

同じく総務雑入のうち、財政課分について申し上げます。

83ページ、84ページ、下段のほうでございます。

競馬事業雑入100万円につきましては、競馬場周辺市道維持補修費として、ミニ場外での売得金の0.5%が佐賀県競馬組合から入ったものでございます。

下段の、市町村振興宝くじ収益金交付金はオータムジャンボ宝くじの収益金の一部が人口割などにより、佐賀県市町村振興協会から配分をなされたものです。

その下の、市町村振興宝くじ収益交付金はサマージャンボ宝くじの収益金についての鳥栖市配分金です。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

一番下になりますが、建物総合損害共済災害共済金につきましては、朝日山の朝日山公園芝広場、沼川河川プールトイレ2件分の共済保険金でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

次に91ページ、92ページをお願いいたします。

款22. 市債につきましては総額17億8,770万円で、それぞれの事業等に応じて借入れを行ったものでございます。総務部の関連といたしましては、目2. 消防債の防災基盤整備事業、緊急防災・減災事業に対する借入れです。

目4. 臨時財政対策債として、普通交付税の基準財政需要額からの振りかえとして、臨時財政対策債10億円を借り入れたものです。

目5. 総務債につきましては、九州国際重粒子線がん治療センター施設整備事業に対する借り入れでございます。

以上で歳入の説明を終わり、歳出の説明に移ります。

以上でございます。

江崎嗣宜議会事務局長

それでは、歳出について御説明を申し上げます。

まず、議会費でございます。93、94ページをお願いいたします。

議会費の主なものについて申し上げます。

節1. 報酬につきましては、議員22名分の報酬でございます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、職員7名分の給料、職員手当等、共済費及び議員期末手当、議員共済費でございます。

節9. 旅費につきましては、議員・職員旅費及び出席費用弁償でございます。

節13. 委託料の主なものといたしましては、市議会会議録作成業務委託料及びインターネ

ット議会映像配信業務委託料でございます。

95、96ページをお願いいたします。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、政務活動費交付金及び全国市議会議長会等への負担金となっております。

以上でございます。

古賀達也総務課長

同じページでございます。

款2. 総務費でございます。

項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の主なものについて申し上げます。

節1. 報酬につきましては、個人情報保護審査会委員5人、固定資産評価審査会委員6人、嘱託員76人の報酬でございます。

節2. 給料は、市長、副市長の特別職及び職員63人分の給料でございます。

節3. 職員手当の主なものにつきましては、一般会計職員の時間外勤務手当を初め期末勤勉手当、それから、次のページ、97、98ページをお願いいたします。職員の退職手当でございます。

節4. 共済費は、特別職、職員63人分の共済費でございます。職員共済費、社会保険料が主なものでございます。

節7. 賃金につきましては、育児休業職員の代替職員の9人分の賃金でございます。

節8. 報償費につきましては、本市の顧問弁護士、産業医などへの謝金でございます。

節9. 旅費につきましては、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、自治大学などの職員研修旅費が主なものでございます。

節11. 需用費のうち、消耗品費につきましては、庁内の用紙代等でございます。

節12. 役務費の主なものといたしましては、通信運搬費は庁内の郵便代、健康診断手数料につきましては職員、嘱託職員を対象とした定期健康診断の手数料でございます。

節13. 委託料の主なものといたしましては、嘱託員研修委託料、職員研修委託料、例規集データ構築業務委託料でございます。

節14の使用料及び賃借料のシステム借上料につきましては、例規集をホームページ上で見るためのシステム借上料でございます。

次のページ、99ページ、100ページをお願いいたします。

節19. 負担金補助及び交付金の主なものといたしましては、上から5段目、職員研修等負担金につきましては、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、自治大学などへの研修負担金でございます。

また、下から４段目、全国高等学校駅伝大会出場補助金は、京都市で開催されました全国高校駅伝大会に出場いたしました、鳥栖工業高校に対する補助金でございます、予備費から充用をさせていただいております。

下から２段目の防犯協会補助金につきましては、防犯灯設置など防犯活動を行う鳥栖市防犯協会に対する補助金でございます。

次に、目２．秘書費の主なものについて申し上げます。

節９．旅費につきましては、市長、副市長及び随行者の旅費でございます。

節10．交際費の主な内容といたしましては、香典や記念行事、接遇等に要した費用でございます。

次のページ、101ページ、102ページをお願いいたします。

節14．使用料及び賃借料の主なものといたしましては、副市長の宿舍借上料でございます。

節19．負担金補助及び交付金の市長会関係等負担金につきましては、全国市長会、佐賀県市長会などへの負担金でございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

同じページでございます。

目３．広報費の主なものにつきまして申し上げます。

節７．賃金につきましては、記者室の嘱託職員の賃金でございます。

節11．需用費につきましては、市報とすの印刷製本費が主なものとなっております。

節13．委託料につきましては、ケーブルテレビはっぴとすビジョンのテレビ広報とすの放送経費が主なものとなっております。

続きまして、目４．情報管理費の主なものにつきまして申し上げます。

節11．需用費につきましては、情報センター光熱水費、情報関連機器の消耗品費が主なものとなっております。

節12．役務費につきましては、庁外施設のネットワークやインターネット接続に要した通信費でございます。

節13．委託料につきましては、次のページ、103ページ、104ページをお願いいたします。委託料は、住民基本台帳、税、国民健康保険等の基幹系システム等を管理運営するための情報システム管理運営業務委託料が主なものでございます。

節14．使用料及び賃借料につきましては、財務会計システム、文書管理システムなどの内部情報システム及び基幹系の業務システム、さらにはパソコン、プリンターなどの機器の借上料などとなっております。

節15. 工事請負費につきましては、鳥栖市役所情報センターの屋根防水工事に要した経費でございます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、県施設や県内市町等を結ぶ佐賀県公共ネットワークの管理、運用に要する負担金が主なものでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

同じく103ページ、104ページの中ほどをお願いいたします。

目5. 財政管理費について申し上げます。

節9. 旅費から節19. 負担金補助及び交付金につきましては、予算編成、予算書の作成、市債の発行管理に要する経費が主なものでございます。

以上でございます。

権藤博文会計管理者兼出納室長

同じく、103、104ページでございます。

目6. 会計管理費の主なものについて申し上げます。

105、106ページをお願いをいたします。

節12. 役務費中、公金振替手数料につきましては、納税者からの税金などの口座振替などに要する手数料を金融機関に支払ったものでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

引き続きまして、目7. 財産管理費について御説明いたします。

節7. 賃金につきましては、本庁舎当直嘱託員4名分の賃金でございます。

節11. 需用費につきましては、公用車の燃料費や庁舎の光熱水費並びに空調などの庁舎設備、公用車関係の修繕料などでございます。

節12. 役務費のうち、通信運搬費につきましては、庁舎の電話料でございます。

建物共済保険料につきましては、庁舎を初めとする建物、構築物などの保険料でございます。

また、自動車保険料につきましては、共用車28台分の自賠責保険及び120台分の任意保険料でございます。

節13. 委託料につきましては、庁舎清掃委託料、設備保守点検委託料など、庁舎管理に要する委託料と、土地開発公社への公用地買収事務委託料でございます。

引き続きまして、107、108ページをお願いいたします。

節14. 使用料及び賃借料のうち、電気自動車等借上料につきましては、公用車2台分のリ

ース料でございます。

また、LED照明借上料につきましては、本庁舎の照明リース料でございます。

節15. 工事請負費につきましては、西別館2階や南別館教育相談室などの改修工事費でございます。

節18. 備品購入費につきましては、共用車3台分の新規購入費などでございます。

次に、目8. 契約検査費、支出済額13万4,493円につきましては、契約事務に要した旅費、需用費などでございます。

以上でございます。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

続きまして目9. 企画費でございます。

その主なものについて申し上げますが、平成25年度からサガン鳥栖の関係につきましては、予算は企画費でございましたけども、執行につきましてはスポーツ振興課のほうで執行しておりますので、サガン鳥栖関連につきましては、あす、教育部のスポーツ振興課のほうから御説明を差し上げたいと思います。

それでは、それを除いて説明を申し上げます。

まず、節8. 報償費でございます。

このことにつきましては、ことしの3月15日に開催をいたしました、重粒子線がん治療講演会の報告者の謝金でございます。

続きまして、節9. 旅費でございますが、旅費につきましては、先ほど申しました講演会の報告者の旅費を含む重粒子線がん治療施設関連旅費、それから職員の調査研究関連旅費などでございます。

節11. 需用費のうち、消耗品90万6,010円のうち、12月に補正をさせていただきましたが、市制施行60周年を周知するために、懸垂幕や横断幕、マグネットシート代として、このうち、56万4,000円を支出をさせていただいたところでございます。

めくっていただきまして、印刷製本費でございますが、印刷製本費につきましては、重粒子線がん治療講演会のチラシ、ポスター代、それから先進医療助成費のPRのチラシ代、市制施行60周年のチラシ、ポスター代などでございます。

ちょっと下りまして、備品購入費でございます。

備品購入費につきましては、とっちゃんを着ぐるみの購入に係る経費でございます。

節19. 負担金補助及び交付金のうち、鳥栖地区広域市町村圏組合運営費負担金につきましては、組合の介護保険事業以外の運営費に係る経費を支出しているものでございます。

この負担金補助及び交付金の下の方でございますが、がん先進医療受診環境づくり事業

助成金ということで、これ5月補正で認めていただいたものでございますが、年度末に1名の方の申請があり、支出をさせていただいたところでございます。

最後でございます。

九州国際重粒子線がん治療センター施設整備補助金1億円につきましても、昨年5月の臨時議会でお認めいただきました施設整備補助金でございまして、これの支出をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

115ページ、116ページをお願いいたします。

目12. 財政調整基金費につきましては、決算資料として別冊、平成25年度決算認定資料を提出しておりますが、その6ページに平成25年度末基金残高等に関する資料がございますので、こちらもあわせてごらんください。

よろしいですか。

まず、財政調整基金積立金につきましては、4億5,511万1,616円積み立てており、平成25年度末の残高が21億7,164万5,000円となっております。

続きまして、減債基金積立金につきましては、2,591万794円を積み立てており、同じく年度末残高は7億370万9,000円となっております。

目13. 公共施設整備基金費につきましては、9億23万5,478円を積み立てまして、平成25年度末の残高は22億4,767万5,000円となっているところです。

以上です。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に119ページ、120ページをお願いいたします。

項4. 選挙費でございます。

目1. 選挙管理委員会費の主なものについて申し上げます。

節1. 報酬につきましては、選挙管理委員4人分の報酬でございます。

節2. 給料、節3. 職員手当等、節4. 共済費につきましては、選挙管理委員会事務局職員2名分の人件費でございます。

節14. 使用料及び賃借料のシステム等借上料につきましては、選挙投開票管理システムのリース代でございます。

次に、目2. 選挙啓発費でございます。次のページ、121ページ、122ページをお願いいたします。

節8. 報償費のポスターコンクール賞品代など、選挙啓発に要した経費が主なものでござ

います。

次に、目３．参議院議員選挙費につきましては、昨年７月21日に執行いたしました参議院議員通常選挙に要した経費でございます。

主なものといたしましては、節１．報酬につきましては、投票管理者等の報酬でございます。

節７．賃金につきましては、選挙事務に携わっております臨時職員の賃金でございます。

節12．役務費の通信運搬費は、入場券の郵送料が主なものでございます。

節13．委託料の公営ポスター掲示板設置等委託料は、市内159カ所の掲示板の管理、撤去のための委託料でございます。

また、選挙公報配布委託料につきましては、市内全世帯への選挙公報配布のための委託料でございます。

節14．使用料及び賃借料の掲示板等借上料につきましては、公営ポスターの掲示板や投票場の借り上げ料が主なものでございます。

次に、目４．市議会議員選挙費につきましては、昨年11月17日に執行いたしました市議会議員選挙に要した経費でございます。

主なものといたしましては、先ほど参議院のほうで申し上げましたけれども、投票管理者等の報酬、入場券の郵送料、公営ポスター掲示板設置等委託料などの投票・開票事務に要した経費のほか、公費負担といたしまして、節７．賃金につきましては、選挙運動用自動車運転手の賃金でございます。

それから、節11．需用費でございますけれども、選挙運動用自動車燃料代、及び選挙運動用ポスター作成経費が含まれております。

節12．役務費の通信運搬費には公費負担分として選挙運動用はがき郵送代が含まれております。

次に、123、124ページをお願いいたします。

節14．使用料及び賃借料につきましては、公費で負担しております選挙運動用自動車借り上げ代が含まれているところでございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

同じページでございます。

項５．統計調査費のうち、目１．統計調査総務費の主なものでございますが、節２．給料、節３．職員手当等、節４．共済費につきましては、広報統計係２名分の人件費でございます。

節９．旅費以降につきましては、統計調査員確保対策事業に係る経費や統計書作成に係る

経費などがございます。

次に、目２．基幹統計費につきましては、節１．報酬から、次のページ、125、126ページの節12．役務費まで、住宅土地統計調査及び学校基本調査など国の基幹統計調査に要した経費でございます。

以上でございます。

中山泰宏監査委員事務局長

続きまして、125、126ページをお願いいたします。

項６．監査委員費、目１．監査委員費でございます。

このうち主なものは、節１．報酬から節４．共済費までにつきましては、監査委員２名分の報酬費及び事務局職員３名分の人件費でございます。

次に、節９．旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員２名分の出席費用弁償であり、その主なものといたしましては、全国都市監査委員会及び九州都市監査委員会等への定期総会や研修会へ出席に要した経費でございます。

このほかに、需用費や出席負担金など監査事務に要した経費でございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長

飛びまして、199、200ページをお願いいたします。

次に、款９．消防費でございます。

目１の総務管理費の主なものについて申し上げます。

節２．給料、節３．職員手当等、節４．共済費につきましては、消防担当の職員２名分の人件費でございます。

節19．負担金補助及び交付金の鳥栖・三養基地区消防事務組合負担金につきましては、組合の構成団体のうち、鳥栖市の負担分でございます。

目２．非常備消防費の主なものについて申し上げます。

次のページ、201ページ、202ページをお願いいたします。

節１．報酬の消防団員報酬につきましては、団長、副団長以下、消防団員の報酬でございます。

節８．報償費の退職報償金等につきましては、平成25年度に退団されました消防団員14人の退職報償金及び消防団員の訓練活動等に対する報償金でございます。

節９．旅費につきましては、佐賀県消防操法大会等に係る消防団員、事務局職員などの旅費及び費用弁償でございます。

節11．需用費のうち被服費につきましては、新入消防団員の消防活動服などがございます。

節13. 委託料の県消防操法大会訓練委託料につきましては、県大会に出場するための訓練委託料でございます。

節19. 負担金補助及び交付金の主なものといたしましては、公務災害補償組合負担金は、消防団員の公務災害時の休業、療養などの補償に係る佐賀県市町総合事務組合に対する負担金、また、退職報償金負担金につきましては、消防団員の退職報償金の支給に係る共済金に対する負担金でございます。

次に、目 3. 消防施設費の主なものについて申し上げます。

節11. 需用費につきましては、各分団の消防格納庫及び消防ポンプ車の維持管理に係る経費でございます。

節15. 工事請負費につきましては、第 5 分団本部格納庫の建設のための工事費でございます。

次のページ、203ページ、204ページをお願いいたします。

節18. 備品購入費につきましては、消防団第 3 分団本部の消防ポンプ自動車購入費でございます。

節19. 負担金補助及び交付金の消火栓増設等負担金につきましては、消火栓の増設、維持補修のための上下水道局への負担金でございます。

次に、目 4. 防災費の主なものについて申し上げます。

節12. 役務費の通信運搬費は、コミュニティ無線システムの電波利用などでございます。

節13. 委託料は、気象専門業者からの気象情報の提供を受けるための気象情報収集業務等委託料及びコミュニティシステム等の保守点検の業務委託料でございます。

節19. 負担金補助及び交付金は、コミュニティ事業補助金は、水屋町区防災会の防災設備等の整備に対する助成金及び 8 町区の自主防災組織への防災用品購入費用への補助金が主なものでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

次に、245ページ、246ページをお願いいたします。

款12. 公債費について御説明いたします。

公債費28億4,075万2,012円につきましては、目 1. 元金分が25億600万6,330円、目 2. 利子分が 3 億3,474万5,682円となっております。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

続きまして、その下になりますが、款13. 諸支出金、項 1. 土地開発基金費、目 1. 土地

以上でございます。

款14. 予備費について申し上げます。

それでは質疑に入りますが、ここで暫時休憩をしたいと思います。

~~~~~

気休職につきましては、現在３人でございます。

それから、嘱託・臨時職員等につきましては、社会保険を適用しております臨時嘱託職員等につきましては、本年度８月１日現在で197名となっております。

以上でございます。

#### **国松敏昭委員長**

今の答弁でよろしいですか。

#### **中村直人委員**

条例定数で424人、これは全てですね、公営企業まで含めたところで。

そのうち、選挙管理委員会とかダブリがあるけれども、それは、定数３のうちにきちんと入ってるということですか。

#### **古賀達也総務課長**

選挙管理委員会につきましては、局長のほうで兼務となっておりますけれども、定数のカウントの仕方といたしましては、定数条例では、重複しないような形でそれぞれで計算をいたしますけれども、先ほど申し上げました、職員数につきましては、それにつきましては、はい、ダブルではカウントしてないところでございます。

以上でございます。

#### **中村直人委員**

そうしますとね、社会保障の適用であっても197名ですよ。これ相当額の、臨時とか嘱託職員数なんです。それだけやはり多忙化してるということは、言うまでもないと思うんですけども、それは、この季節的によってもですね、税金を取るときにちょっと税務的に、必要なところだとかそういう面はあるかもしれないけれども、総合的には197名ということですから、８月１日現在ですから、これからまたどうなるかわかりませんが、そうしますとね、逆に言うと今非常に問題になってる非正規雇用が非常に多くなっているというのが、この社会的に、問題化されておりますけれども、自治体がこういうふうな非正規雇用をするということは非常におかしな話であって、やっぱり自治体は、住民の生命、財産とかを守っていく立場としては、非正規雇用つukらないというのがやはり原則だと思うんですよ。

ですから、そういった面からしてもこの197名もおられるということになると、やはりきちんとした職員化をもう１回ね、適正な基準を判断をして、ただこの地方公務員を減らせばいいとか、国家公務員は減らせばいいとかという問題やなくして、事務事業のやはり増量とともに、職員もふえていくというのは当然のことなんです。

ですから、残業させないとか今ずっとあってますけれども、じゃあ残業しないでその事務移譲がどれだけのことがされるのかというものを含めて、きちんとやっぱり整理をすれば、



この職員の条例定数はもっとふえていかなければいけない、その、ふえることによって、住民のいろんな面における事務的なものはね、やはり緩和されてくるし、いろんな面で役立っていくとことはもう当然のことだから、そこら辺はやはりもう一度認識を見直していただいて、職員の適正化をやはりきちんとやってほしいということをひとつお願いをしておきます。

それから、これはページでいうと53、54に地方消費税の交付金があります。これは、額がどうだということは言いません。

で、地方消費税は、前は地方消費譲与税だったかな、譲与税にかえてこの地方の独立税として消費税、これが創設をされてきたわけですよ。これは消費税額の100分の25、税率にすると1%相当がされるんですが、これは一つは都道府県で精算するわけですね、一回。ですね。人口だとか、小売り年間販売額だとかサービス業の個人事業収入額だとかいろんなことで精算されます。精算されたものの2分の1かな、が、各市町に配分されると思うんですよ。

それは人口と従業者数ということだろうと思いますが、ここでは人口はもう大体わかるけれども、従業者数はどのくらいをされているのかどうなのか。わかれば、その数をお願いしたい。まずはそこをお聞き、そこをお願いします。

#### **小柳秀和財政課長**

消費税の交付に際しての、市町村に2分の1交付される分の内訳といたしましては、交付税額の2分の1は国勢調査人口です。残りの2分の1分については、従業者数で案分して交付されるというふうに聞き及んでおります。

ちょっと現在、従業者数の確かな数値はお持ちしておりませんが、考え方としましては、従業者数につきましては事業所統計の数値をもとにしているというふうに聞いておりますので、大変申しわけありませんが、数字についてはちょっと手持ちがありません。

申しわけございません。

#### **中村直人委員**

それじゃ、後でもいいですから、従業者数を、ここ5年ぐらいわかればお願いしたいと思います。

というのは、従業者数は、やはりここは少しいろんな面でいうと、企業がある程度張りついてきてますから、倉庫業的なものが多いんだけど、従業者数はふえてると思います。ですから、そこら辺も含めてどのくらいの従業者数の変遷をたどっておるのか、これ一つお願いしておきます。

それから次は、次のページなるのかな、55。この地方交付税です。

ちょっと先ほど言われましたけれども、地方交付税の内訳の普通交付税と特別交付税をもう一度、額をお願いしたいと思います。

**小柳秀和財政課長**

地方交付税につきましては、総額が12億5,774万円です。

内訳といたしましては、普通交付税が8億6,460万1,000円、特別交付税が3億9,313万9,000円でございます。

**国松敏昭委員長**

ちょ、ちょっとその前に、これやろ、違う。説明の。決算認定には入っとらん。今の説明の中身。

どの、資料はあって、我々に出されているもので、今説明されてるのか、確認だけをちょっとさせてください。

違う。市町村別の……。〔3ページに入っとる〕と呼ぶ者あり〕

**小柳秀和財政課長**

はい、すいません。

お手元に配付しております平成25年度決算認定資料の3ページのちょうど中ほどに、地方交付税というふうに載せておりまして、この内訳としまして普通・特別と分けている部分でございます。

**中村直人委員**

そうしますとね、この地方交付税の算定として、所得税の市税がありますね、一つは。

それから、法人税、さらには消費税、たばこ税がそれぞれあって、それから、普通交付税に来るといふような話ですが、この消費税が5%から8%に上げられました。

平成25年度は5%でしょうけれども、その時の地方における消費税は、交付額としては消費税の29.5%なんです。この消費税が5%から8%に変更されたことによって、この地方交付税に対する消費税の税率、額というのは変わったのか変わっていないのか。これお願いします。

**小柳秀和財政課長**

平成26年度につきましては、地方消費税の22.3%相当額が交付税の財源として使われるというふうに聞いております。

**中村直人委員**

そうしますとですね、平成26年度ですからこれはもう平成26年、来年の決算にしか影響をしないと思うんですが、5%の場合は消費税の29.5%なんですね。これ8%に消費税が上がったことによって、交付税は22.3%と今説明がありましたが、7.2ポイントも地方交付税下がるんですよ。

消費税は上がって、交付税は下がると。

消費税率が上がったことによって消費が落ち込む、落ち込んだ上に、地方交付税はまた減らされる。こういうやり方を地方自治体としてはどう思われるのか。ひとつお願いをします。

#### 小柳秀和財政課長

はい、確かに委員おっしゃるとおり、率として、消費税の原資が減額されております。

しかしながら、8%に消費税率が変わりましたことにより、消費税の8%の内訳としまして6.3%、地方消費税分が1.7%というふうになっております。

で、この分から考えますと、5%のときは消費税4%、地方消費税1%ですので、地方に配分される金額としては、総額が変わらなければ、増になるというふうに考えております。

以上でございます。

#### 中村直人委員

消費税が、消費税が変わらないとですから、消費は、やはり今でも言われておりますが、消費税の上がったことによって消費、消費税そのものが、減りよるということですから、これは減っていくのは当然です。これが、仮に10%なればもっと大変だと思うんですよ。

だから、そこら辺はやはり地方6団体はきちんとした形でやっぱりもの言っていないといけないんじゃないかというのは一つあります。

それから、法人税の関係が今、国のほうは法人の税率を減税なんですよ。これこの前は、鳥栖市も法人市民税を減額しましたよね。これかなり影響すると思うんですよ。

今までは法人税は34%が地方交付税に消費税として入ってきてたんですが、この税率は変わらないものなのか、それとも、法人市民税が減ったことによってこの税率を、逆に国のほうは、上げて交付されるものか。そこら辺のやり方ですね、これをお願いしたいと思います。

#### 小柳秀和財政課長

平成27年度の地方交付税の財源の内訳についてはちょっと承知しておりませんので、申しわけございません。

ただ、平成26年度の税制改正で、地域間の税源の、是正するという部分で、財政力の格差の縮小を図るとかという部分がありまして、法人住民税の法人税割の税率を下げられたと。それを原資としまして、地方法人税を創設し、その金額を地方交付税に繰り入れるという方向で検討されているというふうに聞いておりますので、ちょっと将来のことについてはちょっと……、現時点ではその部分で、お答えをさせていただきたいと思います。

#### 中村直人委員

実態はやっぱり厳しいと、地方は厳しいということなんですよ。今は非常に政府が言うけれども、地方創成だとか言っとるけれども、実態はそうじゃないというのがこの一つ見るだけでも明らかなんですよ。

消費税率が上がって今度は地方交付税は減らしていく、まさに地方いじめが今始まったと。アベノミクス、非常にいいように広報してるけれども実態はそうじゃないというのが、この一つ見るだけでも浮き彫りになってると。だから、非常に地方自治体は厳しいんですよ。消費が落ち込んでくるし交付税は落ち込んでくるしと。これがやはり今の実態だということ、やはりみんな明確にすべきなんです。そういうのはわからないから。

だから僕はひとつ消費税、交付税だとか消費譲与税を見てわかったんだけど、やっぱり今自治体はそこまで大変だということなんです。国じゃいいように言っているけれども、法人税は減税をする、市民の原付バイクだとかそういったものは値上げをするだとか、そういったものでしか今の赤字を埋めようとはしていないわけです。

だからそこら辺のね、やっぱり地方自治体は、地方の住民を守るためあるんだから、そこら辺をきちんとやっぱしこの言わないと、もうますます、この住民、今度は税収にまではね返ってくるんですよ。いろんな面で。

だからそういった面含めてね、やっぱりきちんとそういったものは精査をして、国に物を言うときは物を言うことをきちんとやってほしいということだけ注文しておきます。

以上です。

#### **国松敏昭委員長**

他はございますでしょうか。

#### **成富牧男委員**

今、中村直人委員のほうからちょっと総論的に非常にいいお話を聞いた後で、各論なんですけど、私のほうは各論で、どうすっかな、決算書でいきましょうかね、決算書の110ページ、負担金補助及び交付金のうち、説明欄、備考欄の一番下ですね、九州国際重粒子線がん治療センター施設整備補助金、このことについてお尋ねをいたします。

まず、これは先ほどの説明で財団に対する補助金であったというふうに理解しましたが、現在の経営状況といいますかね、あらかたでもいいですので、お願いします。

#### **松雪 努総務部次長兼総合政策課長**

大変、治療の患者数などはですね、予想よりも非常に多いというような状況で推移をしているというふうにお聞きをしております。

ということは、当然その治療費ということでもですね、収入は、予想を上回る収入をされているというふうにお聞きしておりますが、それに伴う、医者、医療関係者、それから事務の関係者の雇用も進められているというふうにお聞きをしております。

かつ、非常に患者さんが多いというふうなことで3室目の整備にも取りかかるというようなことも、前倒しで取りかかるというようなこともお聞きをしておりますので、やはり今の

ところは、借入れをされて運営をされているというような状況というふうにお聞きをしているところでございます。

以上です。

#### **成富牧男委員**

わかりました。

決算書の詳しいことは、何かホームページに載ってるちゅうことですかね。

#### **松雪 努総務部次長兼総合政策課長**

ホームページでは公表はされておりませんで、当然、うちのほうにもございますので、補助団体ということで、近々うちの監査のほう、監査委員さんのほうでですね、監査をしていただく手続、どのような形でやっていくのかというようなところも今協議をしているというようところでございまして、決算等の予算等の資料につきましてはですね、財団の窓口で公開されているというふうにお聞きをしております。

#### **成富牧男委員**

要望ですけど、ぜひここで審査するときに、そういうのが、皆さんに資料として配付されるようにしていただければと。委員長にも要望しておきます。

以上です。

で、私は、これは一般質問か反対討論か何かで言ったんですけども、丸々そのためのお金を借りてですよ、これ別に、特別こういう重粒子線がん治療センターみたいな施設に、財団に対する補助だったら、補助のための、いわゆる借金じゃなかったと思うんですね、名称的には。

だから、丸々1億円補助するために、そしてこの補助についてもいろいろ議論のある補助を、いわゆる地方公共団体が補助する上で、やはり適当かどうかという、ちょっと議論もあった中で、丸々1億円借りて1億円払うちゅうのはいかなものかというのを思っております。

それで、きょうお尋ねしたいのは、財団、いわゆる治療財団は、センター建物の所有者、これは何かアルファベットでいうと、SPC、特別目的会社かな、というふう、とくに、そこがセンターの建屋を持って、家賃、そこに対して家賃を払っているというふうに認識しておりますが、その契約内容のあらまし、賃借料、契約期間、更新時期、それらについてちょっとお答え願えませんか。

#### **松雪 努総務部次長兼総合政策課長**

おっしゃるとおり、建物をいわゆるSPCが所有をされて、その建物を借りて、機械設備などは財団が入れられております。

で、契約期間につきましては、事業計画期間でございます20年間がその契約期間になっておりまして、今、我々が把握できているのは当初の3年間、これが約3億円弱の賃料を支払われているというところでお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

今言われた3億円弱っていうのは年間の賃借料ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）で、かなりの額なんですよ。

私がちょっと気になるのは、財団のいわゆる発起人ないしは役員、役員でいいです。役員、それとSPCの役員、その出身母体が、なんかダブっ、出身母体が同じところから財団の役員になったり、SPCの役員になったりしているのがあるんじゃないかというふうに認識しておりますが、全く別ですかね。発起人とかも含めてですけど。

#### **松雪 努総務部次長兼総合政策課長**

SPCの役員につきましては、九電工、それから九州電力、久光製薬、日本管財、こちらから取締役を出されております。

この方々につきましては、それぞれの会社の代表の方が評議員をされていらっしゃるところでございます。ちなみに、鳥栖市長も評議員でございます。それから評議委員長につきましては知事がされているところです。

で、財団、公益財団法人の理事などにつきましては、それぞれの、医師会や、久留米大学、それから九州大学、佐賀大学、鳥栖市、それから佐賀県、医師会、こちらから理事などを出されているところでございます。

以上です。

#### **成富牧男委員**

今の話ですと、いわゆる、財団のほうは役員にはなって、いわゆる直接の理事にはなっていないということですかね。

いわゆる評議員としては、確かに名前が上がってますと、ということですけど、鳥栖市で言われましたけど、鳥栖市は誰がなってるあるんですかね、理事。

#### **松雪 努総務部次長兼総合政策課長**

鳥栖市は市長が評議員、それから、篠原副市長が理事をされております。

#### **成富牧男委員**

ということですね。

ですから、評議員、市長が評議員、鳥栖市であれば市長が評議員と、それと同格のところに、評議員として九電工とか九電とか久光の出身を出身母体とする方がいらっしゃるわけで

すね。

そこで、これ、私の問題意識はですね、さっきの3億円前後、年間3億円前後をこのSPCのほうにやらんといかんわけですね、必ずこれ家賃だから。それは幾ら、親戚同士とか人間と、出身母体が同じでもそれは別法人ですから、当然それやらにゃいかんですね。そういう関係だというのは、十分承知しておるわけですけど、その前提でですね、このSPCに対しては、市はどのような支援をこれまでしてきたかということですね。

このSPCに対する支援についても、一般質問なんかでも妥当かどうかという議論が、たしか齊藤議長やなかったかな、されてるっていうの記憶しておるんですけど、金額的な、いわゆる支援の内容をちょっと言っていましたか。

#### **松雪 努総務部次長兼総合政策課長**

まず、土地の無償貸与、これ建物をお持ちのSPCに対して土地の無償貸与ということで行っております。土地代というようなことでは、大体約7.5億円が土地代に当たるものというふうに考えているところでございます。

それから、固定資産税ということでは、建物、土地は鳥栖市のものがございますので、建物に対する課税免除、これを20年間することといたしておりますが、大体約3,500万円程度の課税免除を年間行っているところでございます。

以上です。

#### **成富牧男委員**

3,500万円を20年間。

#### **松雪 努総務部次長兼総合政策課長**

建物ですから、償却をしていきますので、今現在は3,500万円程度ですけども、だんだん落ちていくというような状況でございます。

#### **成富牧男委員**

わかりました。

そういうことでかなりの援助を、このSPCに対しては、市がしてきているわけですね。

ですので、そういうところから言うとですね、議会の中でも、この債務負担を余儀なくされた分をさらに調達しろと、市長の責任として調達しろと、言う声があるのはわかります。私も一定理解しますが、こういうふうに、同じような、さっき言ったように法人が別ちゅうのはわかりますけど、同じようなところから出ているSPCと財団がですね、財団の関係する評議員でいいですたいね、評議員。その中でですよ、例えば、もうちょっと3億円はちょっときつかけん、財団の状況としてきつかけん、もうちょっと減らさんねちゅう話が、私は、家賃をまけろと、具体的に言うそうですね。

例えば今度、3年間ということですから次の更新時期が来ますよね。それは額の更新、内容も入ってくると思いますので、そういうときにでも、市も評議員ないしは理事になってあるわけですから、問題提起をするようなこともあっていいのではないかと。

とにかく、S P Cは財団の財政状況にかかわらず、必ずそういう金が入ってくるわけですから、もうちょっと考えてもよかろうもんということですけど、何かありますか。

**松雪 努総務部次長兼総合政策課長**

その賃料に関しましては財団、それからS P Cの間で協議され、決定されるということは、以前もお話をさせていただいているところでございます。

また、先ほど言いました30年間の土地の無償貸与を行っておりますが、これも議会の中で10年ごとの見直しのときに、それぞれ取り扱いを協議することということで、御意見をいただいておりますので、そのタイミングで協議をさせていただき、10年ごとの見直しの中のタイミングの中で、そういう協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**成富牧男委員**

今の10年ごとの、いわゆる見直しのときだったら、市も、言うなら、一方の当事者として直接、いろいろ話ができるちゅう話ですよ。はい、わかりました。

以上です。

**国松敏昭委員長**

ほかはよろしいですか。

**下田 寛委員**

数点お伺いをしたいんですけど、まず、決算書の98ページの上から三つ目の予備費から充当のところ、969万7,000円について、これ少し詳しく教えていただきたいんですけど。

**国松敏昭委員長**

90……

**下田 寛委員**

すみません、98ページですね。

**古賀達也総務課長**

予備費969万7,000円につきましては、3月、年度末ですね、急遽、職員が退職の申し出がございまして、その退職手当を支給するために、969万7,000円を予備費から充用したところでございます。

以上でございます。



**下田 寛委員**

すいません。

決算書の102ページで、広報のところ、委託料のところなんですが、これ、主要成果の説明書の中の10ページに当たると思うんですけど、ここの部分が、決算としてはこうなんでしようけれど、もう少し広報の手段というのは精査が必要な部分なんじゃないかなと思ってらるんですけど、そこの御所見を伺いたいんですが、いいですか。

**国松敏昭委員長**

質問の趣旨はおわかりでしょうか。担当部署は誰かな。情報管理。

答弁は。

**青木博美情報管理課長**

今、市のほうでは、こういった市報とすとかテレビ広報、インターネット等で広報しております。で、内容に応じていろいろな使い分けをして、市民に情報伝達、また、対外的な広報等やっております。

ことし、一応デジタルサイネージというのを取り上げまして、今、市民ホールに始めたところでございますけども、今後、いろいろな情報の種類、目的を精査して、また、今後いろいろな取り組みをしていきたいと考えております。

**下田 寛委員**

済みません、要望をします。

今広報、広報紙とあとはテレビ、インターネットとしてホームページとあとは、フェイスブックとツイッターと、いろいろやられていると思うんですけど、特にインターネットに関しては観光協会とのすみ分けとか、あと災害情報に関してはホームページはしっかり出ていると思うんですけども、これはもしかすると、ホームページに出すよりかは、ツイッターやフェイスブック等に出したほうが、人の目に入るのではないかなというふうに感じております。

こういったところは、今後もっと整理をしていくと、市民の人たちも伝わりやすい部分なんじゃないかなと思ってますんで、この辺ぜひ、また今後協議をさせていただきたいと思います。要望です。

以上です。

**国松敏昭委員長**

いいですか。ちょっと私から。

小さいことですけど、今の10ページの主要施策の中で、広報活動事業の発行部数及び印刷費の推移の中で、平成25年度が総発行部数に対する費用は一緒ばってん、この金額の順々に、

この5年間出されてあるじゃないですか。平成24年度ば例えれば、幾らかな、6億、6億円でしょう。6億1,370万4,000円と、平成25年度が2、4、3億1,165万3,000円。この整合性はどぎゃんなっとなるやろかと思うて。(発言する者あり)

ちょっとその辺の確認。ばってん印刷費用はそぎゃん変わらんけやった。

**青木博美情報管理課長**

平成24年度、これは発行部数が、61万3,744部ということで、「はあ」と呼ぶ者あり) 61万3,744部……

**国松敏昭委員長**

ああ、部ね、ごめんごめん、円じゃなかった。

**青木博美情報管理課長**

年間、12カ月ですので、それと平成25年度はですね、月2回から月1回に変えたということで、部数としては半減しております。

**国松敏昭委員長**

んねんね、印刷費は、そぎゃん変わらんけやった。その、それはどぎゃなふう理解したらいいのかたい。

**青木博美情報管理課長**

月2回から1回に変えたということで、ページをふやしまして、また、見やすくするためにカラー印刷をふやしておりますので、その関係で部数は減っておりますが、印刷経費としてはあまり変わらないという結果になっております。

**国松敏昭委員長**

グレードアップしたわけ。1回に対する。

**青木博美情報管理課長**

はい、そうです。

**国松敏昭委員長**

はい、了解しました。

ほかございますですか。

**柴藤泰輔委員**

済みません、何点かお尋ねしたいんですけども、まず決算書の86ページの上から2番目の在外選挙人名簿登録申請事務手数料っていうのは、これ1人当たりの手数料って考えてよろしいでしょうか。

**国松敏昭委員長**

何ページ。

柴藤泰輔委員

86ページです。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

在外委員選挙人名簿につきましては、海外に今いらっしゃる方が国政選挙、衆議院・参議院の選挙のときに、投票ができる制度でございまして、最終住所地等に在外選挙人名簿ということで、登録をすることとなっております。

その事務手数料として、県のほうから手数料として交付を受けるわけでございますけれども、平成25年度におきましては、3名の登録申請があったところでございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

続きまして、96ページ。総務費、総務管理費、一般管理費の節3の職員手当等で、上から4番目の時間外手当、これの、延べ人数とか延べ時間とかがわかれば教えていただきたいんですけど。

古賀達也総務課長

こちらの96ページの時間外勤務手当の延べ人員につきましては、312名でございます。一般会計の職員分でございます。

以上でございます。（「延べ時間はわかりませんか」と呼ぶ者あり）

はい、延べ時間はですね、4万4,548時間でございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

続きまして100ページ、節19の負担金補助及び交付金の中の、下から2番目の防犯協会補助金、もうちょっと詳しい内訳を教えてくださいと思いますんで。

国松敏昭委員長

何ページ。

柴藤泰輔委員

100ページです。

国松敏昭委員長

ああ、これね。はい、担当は。

古賀達也総務課長

防犯協会補助金につきましては、住民からの会費、それから市からの補助金等で賄ってお

りまして、平成25年度の決算といたしましては、総額といたしましては、収入といたしましては約630万円程度でございます。そのうちの補助金として、391万2,000円を市から補助しているものでございます。

補助関係で防犯協会のその600万円程度の中で、主に防犯灯の設置新設、修繕等で約350万円、それから、鳥栖地区、鳥栖市と三養基郡3町で構成しております地区連合会の負担金が約49万円、それから、電気料補助等で約180万円でございます。

以上でございます。

**柴藤泰輔委員**

ありがとうございました。

続きまして、108ページの節14. 使用料及び賃借料のＬＥＤの照明借上料ということで、これ本庁舎何本分で何年のリースかというの教えていただければと思います。

**三橋和之管財課長**

ＬＥＤにつきましては……、本数につきましては、ちょっとお待ちください。

失礼しました、2,471本でございます。

借上料については単年度契約の金額で今計上してますが、全体で何年かということでございますか。

全体で8年間のリースでございまして、リース満了後は無償譲渡ということになっております。

答弁おくれました。申しわけございません。

**柴藤泰輔委員**

はい、ありがとうございました。

今後、本庁舎以外でも、関連する施設でやっぱりＬＥＤの照明の導入の計画ではあるんですかね。

**三橋和之管財課長**

現在平成25年中途から、途中から導入をいたしておりますが、電気料のほうは、当然以前に比べますと、減ってはおりますけれども、当然維持管理にかかる経費等ございます。

それから、スタジアム、文化会館におきましては、特殊な施設という施設もございます。

ということで、現在、本庁舎に入れておりますＬＥＤの使用状況、費用対効果、これを見きわめながら、基本的には広げていきたいというふうに考えておりますけれども、全体の費用対効果を見ながら、検討を重ねてまいりたいと、現在のところ考えているところです。

以上でございます。

**柴藤泰輔委員**

ありがとうございました。

続きまして、204ページに飛びまして、節19の負担金補助及び交付金で、消火栓の増設等負担金なんですけど、これ何カ所の分に対しての負担金ですかね。

**国松敏昭委員長**

ん、どこ。どこ。

**柴藤泰輔委員**

204ページですね。

**国松敏昭委員長**

ああ、200、はいはい。

**古賀達也総務課長**

消火栓につきましては、新設が10カ所、更新が10カ所、補修が2カ所でございます。

以上でございます。

**国松敏昭委員長**

合計のやろ、今んと。合計を言いよと。（発言する者あり）

はい、はい。

**柴藤泰輔委員**

今の、今設置箇所、で足りているのかどうかっていうのがですね、実際にこう。

**古賀達也総務課長**

消火栓、消火活動におきましては、不測の事態を考えまして、適宜整備をしているところでございます。市内全体では971基、消火栓ございます。

そのほか防火水槽等も整備をしているところでございますけれども、当然、住宅の開発とか、そういう部分があれば、消火栓の増設とか、そういう部分も必要であるというふうに認識しております。

今後も計画的に、消火栓については増設をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**柴藤泰輔委員**

はい、ありがとうございました。

以上です。

**国松敏昭委員長**

ほかはよろしいでしょうか。

**久保山日出男委員**

決算書の98でございます。

旅費の中で、先ほど説明の中で、自治大、アカデミー、ずっと国際、何なるかな、研修に、行ってる。この件についてそれぞれ人数と、期間をちょっとお願いしたいんですが。

前回も聞いたんですけど、

**国松敏昭委員長**

久保山委員、済みませんマイクもう少し近づけていただいて。

**久保山日出男委員**

内容わかりましたか。

**国松敏昭委員長**

今、いいですか。質問内容わかりました。

じゃ、答弁よろしく。誰。

**古賀達也総務課長**

自治大学校につきましては、10月の下旬から12月の下旬、約3カ月になります。人数につきましては1人でございます。

それから、滋賀県のほうにございます国際文化アカデミーにつきましては、こちらにつきましては、3日間のコースとあと11日間のコースがございます。専門実務を学ぶために必要なカリキュラムのところ想定して、適宜派遣しておりますけれども、3日間のコースが2人、11日間のコースが2人でございます。

それから、千葉県にございます市町村アカデミー、こちらのほうも、9日間のほうが1人、11日間のほうが2人でございます。

以上でございます。

**久保山日出男委員**

はい、ありがとうございました。

それからですね、ちょっと私が勉強不足なんですけど、決算書106ページ。役務費の公金振替手数料、これどういったところに払うんですかね。

**権藤博文会計管理者兼出納室長**

公金振替手数料につきましては、納税者が口座からの税金等々に引き落としですね、これら等が1件につき10円というふうな部分が主なものでございます。

以上でございます。

**久保山日出男委員**

それからその下の指定金融機関公金取扱手数料、3万1,500円というと、意外となんか安いんで、一体これはどういうことかなと思って。

**権藤博文会計管理者兼出納室長**

指定金融機関の公金取扱手数料につきましては、指定金融機関は佐賀銀行さんを指定をいたしております。

公金の取り扱いというふうなことで、年間、契約関係をいたしております、その分が、3万円というふうなことで契約をしておるところでございます。消費税を入れて3万1,500円というふうな部分で平成25年度は契約をいたしております。

以上でございます。

**久保山日出男委員**

はい、ありがとうございました。

それから、122ページでございます。参議院、どちらでもいいんですが、参議院の職員の従事手当、何名のあれか。

それと市議会選挙に従事したところの、人数をお聞かせ願えればと思います。

**国松敏昭委員長**

質問の趣旨よかですか。従事者の状況。

**姉川勝之選挙管理委員会事務局次長**

投票事務、開票事務の従事者につきましてはですけど、まず参議院選挙につきましては、投票事務従事者、参議院のほうは150名で、開票事務につきましては119名の方に従事をしていただいております。

市議会議員選挙のほうにつきましては、投票事務につきましては128名、開票事務につきましては100名の方に従事をしていただいております。

以上です。

**国松敏昭委員長**

よろしいですか。

**久保山日出男委員**

そしたらですよ、今の150名、参議院が候補者少ないのに、意外と人数が多い、そうすると市議会選挙には128名と、何かバランスが違うが、その辺のところの何か、わかれば。

**古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

市議会議員と参議院につきましては、参議院のほうが選挙区とあと比例区とございますので、投票用紙の受け付けなり、それから名簿チェックなり、そういう部分で従事者数が変わっているところがございます。

以上でございます。

**久保山日出男委員**

はい、ありがとうございました。

それと、これまで、私たちが若いころは、従事者の賃金が違ってましたですね、時間で。今は平均値で、時給平均値でやっておりますか。そして現在時給に当てたらどれくらいなるのか。

**古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

選挙に関しての手当に関しましては、従事した職員の平均の時間単価で行っております。大体、約2,600円程度でございます。

以上でございます。

**久保山日出男委員**

はい、ありがとうございました。

**成富牧男委員**

そしたらですね、あと今度は202ページから203ページにかけての消防関係でお尋ねをいたします。

前の委員会でもちょっと尋ねたのに関連しますが、全く同じではありませんのでよろしくをお願いします。

まずは、非常備消防の関係ですよね。

前提として伺いたいのが、消防団の必要性についての認識。もう消防署があるけんよかろうもんとかですね、どっちみち今昼間はなかなか消防団に入っとったっちゃ、出動できる人は少なからうがとかいろいろな話がありますよね。

そういう中で、消防団、いやもう要るとばいっていうところがあるからこそ、今回も、今回もちゅうか予算でも、そいから決算でも出てるように、格納庫の建てかえとか、そこから消防車の更新とか、あつてと思うんですね。

そこんところをまずちょっとお願いします。

**古賀達也総務課長**

消防団につきましては、やはり市民の貴重な生命と財産を守るという観点で、鳥栖市におきましては鳥栖・三養基消防事務組合を組織いたしておりますけれども、それだけの対応では十分ではないというふうに認識をいたしております。

そのような観点では、やはり地域における、消火活動、予防活動等含めまして、そういった意味では、消防団につきましては必要であるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

**成富牧男委員**



当然のことだ、何を言いよるかと言われそうですが、はい、ありがとうございました。

でですね、あと一つ言われるのが、消防団は、あとの残り火の監視とか、そういうことが多かですもんねという話も結構聞きますけど、実際、最近で姫方の火災とかですよ、それから、どっちが早かったかな、その前かな、水屋のお寺が焼けたのは。それに限らず、結構やっぱ直接水出しもしてあると思うんですよね。

それで、それを前提にお尋ねしたいんですが、水出しもしよると、残り火の監視だけじゃないよという前提ですが、署、署ですね、つまり消防署。消防署との連携ですね。具体的な火災防御における火災防御活動、火災防御時における連携、そういう訓練は、されてるんですかね。

#### **古澤哲也総務課長補佐兼庶務防災係長**

消防団の訓練につきましては、鳥栖・三養基地区の消防防災総合訓練、というのが開催しております、そちらのほうで、消防団も参加して消防署と連携を取った火災の防御訓練等行っております。

4年に1回には、これは管内で持ち回りでやっておりますけれども、鳥栖市で開催するときには全ての消防団、鳥栖市以外の町で開催されるときには、代表の分団等と参加して、そこら辺の訓練に努めてるところでございます。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

4年に1回はしてますと、しかしそれはよその地域で、4年に1回しか、鳥栖市の対象物ではないちゅうことでしょ。しかも総合訓練ですよ。いつか弥生が丘であったやつですかね、私が議員なってすぐぐらいのときの。

という、だから私が言ってるのは少し消防、いわゆる火災に特化した訓練なんですよ、言ってるのは、さっきからずっと言ってるのはですね。そういうやつに対して、何か、私は必要だという立場なんですけど、例えば、どういうときにやるかちゅうと、春と秋の火災予防運動期間中に、日曜日とか、どこか例えば対象物決めて、ホースをつなぐ訓練とかですよ、いろいろやっぱり実践に合わせた訓練、これが必要だと思うんです。

何でかっていうと、法律で言えば現場では消防長の指揮下に入るわけですよ、消防団は。それ、それでいいんですよ。だからそういうふうに、そう考えればなおさらですよ。

いかがでしょうか、そこんところをちょっと考え方聞かしてもらいます。

#### **古賀達也総務課長**

御指摘のとおりであるというふうに思っております。

消防団におきましては、やはり、非常備ということで、日ごろの訓練が消防署に比べては

少ないというふうに思っております。

そのような観点では、やはり消防操法技術、通常の火災のときですね、のそういう技術の向上のために、まずは、操法大会等を行っております。

そのようなときには、消防署のほうから指導といたしまして、お願いをして実施をしてると、訓練については消防署のほうから来ていただいて、さまざまな指導していただいているところでございます。

また、定期的には消防団の各分団におきまして、点検等行う中で、日ごろの訓練ではないんですけども、そういった意味での意識啓発にはつながっているものというふうに思っております。

当然、いろんな形で消防操法技術の向上については必要であるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

今のはあえて私は、具体的な対象物を決めての実地訓練みたいなやつを想定して、必要性はどうか、どう思われますかっていうのを言ったつもりだったんですけどね。

操法訓練はわかります、操法訓練されてるのはわかりますよ。そうじゃなくて、実際の対象物決めて、想定して、さっき言ったようにホースを消防署の、そいけんいろいろありますよね、直接放水する場合と、消防車のタンクに水をね、補給するような訓練、そういうケースもありましょし、いろいろあると思うんですよ。だから、そういう訓練の必要は、どう思われますかねと。

はっきり言うて消防署もですね、はっていうな感じだったんで、あえて、やっぱ双方認識をしてもらって、しかるべき場所で言うてもらわんといけないと思うんですね。

#### **古賀達也総務課長**

先ほども申し上げましたけれども、消防団におきまして、そういう操法の技術が現場での、連携等の生かすためのそういうふうな訓練については、必要性はあるというふうに思っております。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

ここで、はい、やりますって答えてくださいということやないんですよ。そういう、実際、実践的な訓練の必要性、署団合同のですね、訓練の必要性をお感じになりませんか、ということを感じられる、そうですねって言われれば、そのしかるべきところで、例えば予算査定のときに、負担金やるときにもうちちょっと考えろとかいうあれもありますが。今度

向こうも人ふやすで言ってますしね、そういう意味で言ってるんですけど、市としてどう、どうですかね、ここ、もうちょっと、お願いできますか。

もうこれ以上聞き、もうそれについては聞きませんが、お願いします。

#### **古賀達也総務課長**

実際の火災現場においては、やはり消防署と消防団が連携して消火に当たってるという例もございます。そうした関係では、やはり住民の貴重な生命と財産を守るという意味では、円滑な消火活動につながるという意味では、消防署と消防団が連携した訓練というものは必要であるというに思っております。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

ありがとうございました。

そしたら消防団ではもう1点ですね、いわゆる消防団の、鳥栖市の場合は報償費で支払っておられると言われる、実質的ないわゆる出動費用弁償の関係なんですけど、これ、504万円、504万4,000円でよかったんで、決算はちょっと端数が出とるかな。それについてのお尋ねですが、出動費用弁償として、換算したらこの報償費はその積算内訳っていうのかな、単価が幾らで、何人分とかいうのを教えてもらえますかね。

#### **古賀達也総務課長**

積算の内訳でございますけれども、単価につきましては、1回当たり800円でございます。積算につきましては、先ほどの消防の操法訓練、それから、火災予防運動、年末警戒、それから春季の火災予防、から、実際の火災出動等を勘案しまして、本部の団員につきましては30回、本部以外の団員につきましては10回を想定いたしております。

人数につきましては、若干変動がございますけれども、本部につきまして約150人、本部以外につきましては176人で、積算、決算としては、計算しているところでございます。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

はい、ありがとうございました。

#### **国松敏昭委員長**

成富委員、あの時間がちょっと午前中があれですから。まだいっぱいあるんですか。（「二つ」と呼ぶ者あり）あと二つ。

そしたら質問があるかと思いますが、昼食のために暫時休憩をいたします。

**午前11時59分休憩**

午後 1 時 5 分開議

再開をします。

時間的に、5分ほど早くなっておりますが、ここで再開をしたいと思います。

はい、成富委員より発言がっております、どうぞ。

そしたら、午前中に引き続き、いわゆる消防団の出動手当に関連してのお尋ねです。

先ほどのお答えでは、単価800円ということでした。これは前回の委員会のときも言いましたけど、何か、佐賀県の平均が830円かなんかで、全国ではもう最下位か下位に属しておるという話もありましたけども、その800円という金額ですけど、その単価は、いつぐらいから、今の単価なんですかね。わかる範囲で結構です。

委員会のほうで御指摘をいただきまして、担当課として調べておりますけれども、過去10年間見ましたけれども、単価につきましては800円でした。

お答えいたします。

少なくとも10年間はそのまま据え置かれてると、ここの出動手当についてはですね。というを確認させていただきます。

それでは消防、今度は施設、消防施設費の関係、先ほどもちょっとお尋ねがあっておりましたが、消火栓の話ですけれども、消火栓の管理、具体的に言いますと通常の、例えば消火栓点検とか、それはどこがやっているんですか、消防団ですか消防署ですか。

基本的には消防団のほうで、毎月設備等の点検に合わせて消火栓のほうも、全体ではございませんけれども、点検をされているというふうに聞いております。

また消防署のほうでも、詳細把握しておりませんが、点検をされているというふう  
に聞き及んでおるところでございます。

以上でございます。

- 149 -

基本的には、それぞれの地元のエリアの消防団でやっておられるということだったと思います。

一番地域をよく知ってる消防団員がやられるというのは理にかなっていると思うんですが、やはり消防署についても、やはり把握をされてるんだろうと思います。

それで、そういった意味でも、一番把握している消防団、地元の消防団と消防署の連携というのは欠かせないと。私がある例で言いますと、直近に消火栓、水利としては消火栓ですね、があったにもかかわらず、かなり、離れたところの消火栓につけたという例を具体的に、そういう話を聞く機会がありましたので、ぜひそういうことも含めて、さっきの連携というのはあると思いますので、はい。

以上で終わります。

### **国松敏昭委員長**

ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

いいでしょうか。

はい、そしたら、私のほうから何点か。

決算概要の中で主要施策成果の説明書。これの1ページで、決算額の一般会計では歳入総額245億7,144万8,927円に対して、歳出総額は237億4,999万3,877円で、差し引き8億2,145万5,050円の黒字となり、単年度収支は2億3,258万111円の赤字となったと。

この辺のことも、根拠となるような中身について、どのように分析されてるのか、中身についてお尋ねしたいと思います。

### **小柳秀和財政課長**

単年度収支の件についてでございますので、平成25年度決算認定資料の1ページをごらんいただいてよろしいでしょうか。

先ほど委員長のほうから申し上げられた数字は、鳥栖市の部分の歳入額、歳出額を差し引いた分から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きまして、部分の次が実質収支、その下にあります単年度収支のマイナス2億3,258万円についてのお話だと思います。

この件につきましては、単年度収支というものが、監査委員会から配られております平成25年度鳥栖市歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書という、こういう本がございますが、この本の、9ページをごらんいただきますと、真ん中に歳出収支の状況ということで表が掲げてあります。区分の5のところが各年度における実質収支であります。

で、その下に行きまして、6、区分6、単年度収支という部分がありますが、平成25年度の実質収支から平成24年度の実質収支を引いた差が単年度収支ということで、マイナス2億

3,258万111円というふうになっております。

この原因といたしましては、歳入が少なかったのか、もしくは歳出が多かったのかという部分が原因になるのではないかと思います。

で、今回、ちょっと平成24年度分と平成25年度分の差を比較いたしましたところ、歳入の要因としまして、平成24年度において、法人市民税の見込みが見込み額よりも多かったということで、その分が、平成25年度と比較しまして、マイナス2億6,800万円ほどありましたので、あとその他、いろいろな要因があり、平成25年度と平成24年度比較した収支がマイナス2億3,258万円程度になったということでございます。

**国松敏昭委員長**

そすと、法人市民税が大きな要因だという認識でよろしいんですか。

**小柳秀和財政課長**

はい、そのように考えております。

**国松敏昭委員長**

で、それはいいか。わかりました。

それからもう1点でございしますが、あの何やったかな、予備費が、大体毎年5,000万円ですね、決算、予算組まれて執行されておるわけですが、何ページかな、248ページ、247と248でございしますが、今ここに使った状況というの予備費の内訳書いてありますが、この中身についての、再度御説明いただきたいということと、まずそれを説明お願いしたいと思います。どういうものに使われたのか。

**小柳秀和財政課長**

決算書の247ページ、248ページ、予備費の部分でございします。

備考の欄に書いておりますが、2款1項1目への充用ということで、退職金の補充の分、それと、鳥栖工業高等学校が全国高等学校駅伝競走大会へ出場される際に補助金として交付した分、合わせて約1,000万円。

あと、2款2項2目のほうに行きまして、建物所有権確認等請求事件に伴う弁護士報酬ということで68万3,000円。

あと8款2項1目へ充用した分といたしまして、これは、市道の瑕疵に係る分でございます。

以上です。

**国松敏昭委員長**

わかりました。

それで、この予備費の考え方ですが、年度によってそれぞれ出費状況が違いますが、

自治体の財政規模等もあると思いますが、この辺の類似団体との予備費の持っていく方等はどうのように、何ていうか、比較検討されて、通常では5,000万円ですつといいのかという話ですたいね。その辺の考え方どんなふうな捉え方をされてるのか。

**小柳秀和財政課長**

予備費の考え方につきましては、確かに近隣とか、同等の団体と比較すべき部分もあるかとは思いますが、鳥栖市の場合におきましては、過去を見ますと大体5,000万円で、予備費を組ませていただいております。

現時点におきましては、その額を超えることなく、充用させていただいておりますので、現時点では、この金額で問題ないのではないかと考えているところでございます。

**国松敏昭委員長**

はい、ありがとうございました。

皆さんからないですね。

**下田 寛委員**

ちょっと細かいところ聞きたいんですけど、予算書の98ページの先ほども議題になった職員研修委託料の件なんですけど、これ昨年よりも減っていると思うんですけど、これは何ですか、自己申告制で研修を受けるようになってるんでしょうか。

**古賀達也総務課長**

研修委託料で組んどりますのは政策形成とかリーダーシップ、マネジメント等々でございましてけれども、基本は、総務課のほうからの指名での研修でございます。

以上でございます。

**下田 寛委員**

じゃあ、つまり役職に応じてしかるべき人が受けるというようなのが、大部分を占めているということでもいいんですかね。

**古賀達也総務課長**

研修のあり方につきましては、やはりそれぞれの階級と申しますか、職責に応じた必要な能力を人材育成としてやっていくということで、それぞれ主事級、それから係長、それから課長等含めて、研修のほうを実施しているところでございます。

以上でございます。

**下田 寛委員**

じゃあ、例えば議員であれば、政務調査費がついて、自分が勉強したいところに行かせてもらうわけですよ。職員の方にそういった権限というか、そういったことをできるような、裁量っていうのはないんですかね。

**古賀達也総務課長**

総務課のほうでは職員研修の一環といたしまして、先進地視察研修というようなことを実施しております。

詳細には、前の内閣官房の副長官でございました古川貞二郎さんとの懇談を含めたところで、東京のほうに、東京近辺のほうで視察研修をするというような形での実績がございます。

あとは、企画費の中での調査研究関係の旅費というのもございますけれども、以前はそういった形で職員が希望したところというような、旅費等も組んでおりましたけれども、現在は、平成25年度はそのような形で、視察研修旅費について、総務課のほうで実施しているところでございます。

以上でございます。

**下田 寛委員**

そこは流れの中ででは、削られてしまった予算だという認識でいいのでしょうか。

**古賀達也総務課長**

いろんな形で施策の展開等含めたときに、まずは、自分の職責に応じた能力、例えば、若手職員であれば、まず基本的な接遇であったり、法制的な部分での研修、それから、係長等になれば当然リーダーシップ等が必要であろうし、課長になる前であれば、当然、マネジメントの強化という部分が必要かというふうに思っております。また、現在、いろんな形で先進的な取り組みをされている自治体もございます。

で、そのようなときに向けまして、そういう研修を組んでおりますけれども、そういう階級に応じた部分の研修のほうを中心でやっていくというところで、見直しをかけたところでございます。

以上でございます。

**下田 寛委員**

これ、要望として聞いていただければありがたいですけど、例えば課ごとに、何でしょうね、そういった予算をつけてもらうとか、予算の関係で厳しいというのはわかってるんですけど、特に若いメンバーが、若い職員の方が自主的に勉強できるような環境をつくって、あげる、あげれば、もっと前向きな政策というのが出てくるもんなんじゃないかなと思ってます。なんでぜひ御検討いただければと思います。

引き続きいいですか。

**国松敏昭委員長**

はい、どうぞ。

**下田 寛委員**



これもちょっとさっきから、先ほども議題に上がっていたの選挙費についてなんですけれども、ちょっと率直な感想をお尋ねしたいと思うんですが、ちょっと待ってくださいね、選挙が、選挙啓発費でいろいろ上がってますけれども、いろんな事情があるのはわかってるんです。わかっているんですけど、残念ながら、選挙に関して、投票率が下がったじゃないですか。その辺に関して、担当課の方の考え方とか、もっと、もっと投票率上がったほうがやっぱり、いいと思うんですよ。

その辺に関しての担当課の御所見をお伺いしたいと思います。

#### **古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

選挙制度につきましては、やはり、このような形での市政運営、国政関係含めまして、国民が主権であるというようなところを達成する目的の一つであるというふうに認識しております。そういう関係では選挙の投票については、当然、進めていく必要があるというふうに思っております。

いろんな形で制度をのほうも見直しをされておりまして、多くは期日前投票ということで、今までの不在者投票から期日前投票に変わって、理由についても、比較的緩和されたというふうなことも聞いておりますし、また、投票の時間につきましても、7時から8時までということで延長されたという経過もございます。

その中でも、選挙の投票率について、ふえてないというような状況については、今後、さらなる啓発が必要であるというふうに認識をしております。

以上でございます。

#### **下田 寛委員**

例えば、鳥栖市独自の取り組みっていうのがあったら教えていただきたいんですけど。

#### **古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

やはり若い世代の方の投票率が余り好ましくないというような観点もございまして、以前はですね、成人式のときにパンフレット等をお配りしてたんですけども、現在は定期的ではございますけれども、20歳になって選挙権が発生した方について、そういう選挙関係の啓発の文書を郵送をしているというのが、鳥栖市独自の取り組みではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

#### **下田 寛委員**

これ私の反省等も含めて、日ごろの考えも含めてなんですけれども、結局、継続的に啓発していかないと、当然、いきなり一発で、単発であっても無理なわけで、例えば、先ほど質問もさせていただいた広報の部分なんかにしても、選挙公報っていうのを選挙のとき出すわけ

じゃないですか。でもあれって選挙のときだけで、あとどこに行ったかわからないし、議員たちもほとんど見ない。でもあれを見て恐らく投票活動、投票行動決める大きな部分の一つだと思うんですね。ただ、別にホームページに張ってあるわけでもなく、選挙中に鳥栖市から何かこうもっと広報できないものかなというふうに思ってます。

何かその、鳥栖市独自の取り組みというところで、ポスターにしても、多い数の募集が来ているとも言えないと思うんですね。その辺に関しては、もう一步、先ほどの日ごろの広報活動も含めて、何か調査研究をしていただきたいなと、要望をさせていただきたいと思います。

**国松敏昭委員長**

要望ですね。

**下田 寛委員**

もう一個いいですか。

**国松敏昭委員長**

はい、どうぞ。

**下田 寛委員**

で、もう一個ちょっと細かいところ聞くんですけど、予算書106ページのところで、さまざまな草刈り委託料とかありますけれど、昨年あった樹木伐採費と、伐採等委託料がなくなってますけど、これは何かに統合されたんすかね。ほかのところに移動したんすか。

**中嶋浩一契約管財課管財係長待遇**

植木伐採とか、そういう委託料につきましては、たまたま鳥栖園とか、そういうふうなところがちょっとたまたま草、木々が大きくなりましたので、住民の方から切ってくれと依頼されまして、その分の委託料をちょっとつけております。ので今年度とか、たまたまちょっと出た業務でございます。

**下田 寛委員**

ことはなかったということですね。わかりました。

もう一つこの続きなんですけれど、庁舎管理委託料というのをちょっと教えていただきたいんですが。

**国松敏昭委員長**

何ページ。

**下田 寛委員**

108ページです。

**国松敏昭委員長**

どの方ですかね、答弁、はいどうぞ。

**中嶋浩一契約管財課管財係長待遇**

詳細ですかね。

**下田 寛委員**

これも、あっ、いいですか、委員長。

去年なかったすよね。去年なかったと思う

**中嶋浩一契約管財課管財係長待遇**

去年も庁舎管理委託料については、清掃、警備、その他はずっとあるんですけど、その分については全部ありました。

**下田 寛委員**

項目が違ったということですか。ありました。

**国松敏昭委員長**

毎年あるやろ。

**中嶋浩一契約管財課管財係長待遇**

項目については一緒だと思いますけど。

**下田 寛委員**

あ本当、じゃあすいません。こっちの確認ミスで失礼しました。

もう1個、あと2つ聞きたいんですけど。

その次のページの110ページなんですが、とっとちゃんの着ぐるみ購入費というのは、これとっとちゃん1体ですかね。

**松雪 努総務部次長兼総合政策課長**

とっとちゃんにつきましては、平成16年に第1体目ができておりまして、第2体が平成23年に、観光協会が作成をされております。

今回、この着ぐるみの購入費というのは、平成16年に作りました今一番、一番古かったものをつくりかえたというところでございまして、一応3体目にはなるんですが、今管理しているのは、2つ、2体管理をしておりまして、一番初めの平成16年につくったものは廃棄しております。

**下田 寛委員**

この管理はどこになるんですか。

**松雪 努総務部次長兼総合政策課長**

以前、去年、不適切な発言があつて以来、商工うちのほうでですね、基本は、総合政策課のほうで管理をしております。

**下田 寛委員**

あとこの位置づけも聞きたいんですけど、これはゆるキャラではなくてイメージキャラクターだと聞いたんですが。

**松雪 努総務部次長兼総合政策課長**

ゆるキャラというのは、後から出てきた言葉でございまして、我々は鳥栖市のイメージキャラクターととっちゃんということで、鳥栖市のイメージキャラクターという位置づけでございます。

**下田 寛委員**

あと今後、市民の方から聞かれるところなんですけれど、今後もうしゃべらないんですか。

**松雪 努総務部次長兼総合政策課長**

昨年から言っておりますけど、当面しゃべらないということで、その当面という期間は特に限定しておりません。

以上でございます。

**下田 寛委員**

はい、わかりました。

で、最後に一個お伺いしたいんですけど、ちょっと先ほど国松委員長からもちょっとあったところの一番冒頭のところですね、決算概要、主要施策の説明のところなんですけれど、今後、選択と集中及びスクラップ・アンド・ビルドを徹底して行っていくところは、この総務部関連では、どこに当たるのかっていうところを具体的に教えていただければありがたいです。

**国松敏昭委員長**

質問の趣旨は、わかりますでしょうか。

**野田 寿総務部長**

決算概要の一番後ろの結び、しかしながらの点以降のお話だと思います。

議案審議のほうでも答弁がありました、答弁というか答弁のほういたしておりますけれども、こちらのほうにつきましては決算、今回の決算を踏まえた形で今後このようにして取り組んでいくというふうなことを記載させていただいております。

ですので、具体的にこの平成25年度決算の中ではどの部分、スクラップ・アンド・ビルドとしたという部分ではございませんけれども、今後このような姿勢で予算については取り組んでいきたいというふうなことを考えております。

以上でございます。

**国松敏昭委員長**

今の答弁でよろしいですか。

**下田 寛委員**

わかった時点でぜひとも、詳細に教えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

**国松敏昭委員長**

はい、いいですか。

私からすみませんちょっと、先ほど質問しなかったんですが、決算認定資料の中の、何ページかな。ページ数これ書いて……、6 ページですね。

平成25年度の末の基金減算、現在残高で、財政調整基金とか減債基金、それから公共施設整備基金というのございまして、平成24年度、平成25年度の状況見ますと、特に公共施設整備基金は13億8,143万9,000円、それから、平成25年の末の現在高で22億4,767万5,000円と、10億6,000万円ほど、プラスになっております。

この公共施設整備基金の捉え方、また、今後、この辺をどのように、この基金の活用というか、その辺の考えを聞かしていただきたいと思います。

ふえた要因と、今後どういうこの整備基金の使用目的ちゅうか、方向性というか。

**小柳秀和財政課長**

公共施設整備基金は、将来における公共施設の整備のために積み立てを行っているものがございます。

鳥栖市では公共施設の改修を初めとする経費を今後必要だということを見込んでおりまして、昨年は、9月補正、12月補正、3月補正で積み立てを行わせていただいて、現在高がふえるように努力をしてきたところでございます。

以上です。

**松雪 努総務部次長兼総合政策課長**

今後につきましてお答えをさせていただきますが、この間の議案審議の答弁の中でも小柳財政課長が言うておりましたが、公共施設の改修というところが、総務省からの通達というのございまして、公共施設総合管理計画というものを策定をする必要がございます。それに応じまして、今後、公共施設を計画的に改修していくということが求められているところでございます。

これにつきましては平成28年度ということで、今通知が来ているところでございます。

現在、その準備を始めたというところの現在の状況であるというようなところでございます。

以上です。

**国松敏昭委員長**

ちょっと今具体的に、この中身についてなんですが、今までの議会でも総合庁舎じゃなくて、役所、この建物のことですが、庁内では検討に入ったという話も聞き、また過去、いろんな議会においても各議員から、具体的な、この耐震性がなく、6強かな、だったら壊れるとかっていう話もるる聞いておりまして、この辺の公共施設整備基金の考えの中に、総合、この市役所の建設も、加味されようとされているのか、もしくは全然それとまた別なのか、その辺が、考えがございましたら、総合庁舎の、この市役所の今後の建設の、向けての方向性というか、それも踏まえて、お答えいただきたいと思いますが。

**野田 寿総務部長**

公共施設につきましては、今後橋梁、それから体育施設の老朽化、それから、この庁舎も含めていろんな形で、今後出てきます。

それにつきましては、一挙に、一度にその改修するというにはなりませんので、年次計画的に改修をしていく必要が出てきます。

そのためにこういった基金を設けているわけで、また先ほど、総合政策課長から申しましたとおり、計画も立てていかなければならないというふうになっております。

この庁舎については、その中で、優先順位をどういうふうに持っていくということは当然ございますけれども、その中で検討していくという形をとる考えでおります。

以上でございます。

**国松敏昭委員長**

じゃあ、まだ優先順位ちゅうのはこの平成28年の今、総合政策課長が話された、総合管理計画の中でしか、具体的なものは見えてこないと、そういうふうなことでしょかね。

**野田 寿総務部長**

いろんな形、ほかの施設等もございます。どういった形、どの部分から先に進めていくかということはございますけれども、その計画の中でどの施設からというふうなことを決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**国松敏昭委員長**

はい。

先ほど言いました財政調整基金の捉え方ですが、この辺の、方向性というか、ちょっと質問があれですけど、これもふえてまして、今後どのような形でお考えなのか。

誰。

**小柳秀和財政課長**

財政調整基金につきましても、資料の6ページのほうに積立額、取り崩し額を含めたところ









平成 26 年 10 月 1 日 (水)



## 1 出席委員氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 委員 長    | 国 松 敏 昭 | 委 員 | 中 村 直 人 |
| 副 委 員 長 | 下 田 寛   | 〃   | 久保山 博 幸 |
| 委 員     | 成 富 牧 男 | 〃   | 柴 藤 泰 輔 |
| 〃       | 久保山 日出男 |     |         |

## 2 欠席委員氏名

な し

## 3 委員会条例第19条による説明員氏名

|                         |         |                 |         |
|-------------------------|---------|-----------------|---------|
| 教 育 長                   | 天 野 昌 明 | 生涯学習課長          | 佐 藤 敦 美 |
| 教 育 部 長                 | 園 木 一 博 | 生涯学習課参事         | 近 藤 信 孝 |
| 教 育 部 次 長               | 白 水 隆 弘 | 生涯学習課生涯学習推進係長   | 天 野 昭 子 |
| 教育総務課総務係長               | 原 祥 雄   | 生涯学習課文化財係長      | 久 山 高 史 |
| 学校教育課長                  | 柴 田 昌 範 | 文化芸術振興課長        | 石 橋 沢 預 |
| 学校教育課参事兼課長補佐兼学校給食センター所長 | 佐々木 英 利 | 文化芸術振興課長補佐      | 久保山 卓   |
| 学校教育課長補佐                | 宮 原 信   | 文化芸術振興課文化芸術振興係長 | 古 沢 修   |
| 学校教育課主幹                 | 中 山 孝 史 | スポーツ振興課長        | 石 丸 健 一 |
| 学校教育課学校給食センター係長         | 豊 増 裕 規 | スポーツ振興課長補佐      | 大 石 泰 之 |

## 4 議会事務局職員氏名

議 事 係 長 江 下 剛

## 5 審査日程

議案審査（教育委員会教育部）

議案乙第25号 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

## 6 傍聴者

な し

## 7 その他

な し

午前 9 時 58 分開議

長 昭敏松 國

これより本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

~~~~~

国松敏昭委員長

最初にあすの予定の件ですが、明日現場視察についてであります、乗目交差点改良工事が終わっております。それから麓小学校の訪問、この２点について予定をしておりますので、御意見ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか、それで。

ということで、明日、現地視察を行いますので、まず御報告をしときます。



教育委員会教育部

議案乙第25号 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定について

国松敏昭委員長

それでは今日は、教育委員会教育部関係の審査を行います。

議案乙第25号 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

園木一博教育部長

おはようございます。委員会の議案の審査入ります前に一言御挨拶申し上げます。

本日御審議を賜ります、議案乙第25号 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定の、教育部関連でございますが、まず、歳入について申し上げます。

教育使用料、教育費国庫補助金、教育費県補助金、教育債等と合わせまして、10億3,474万6,444円となっております。対前年度比5億8,339万2,328円、129.3%の大幅な増額となっております。

次に歳出について申し上げますが、幼稚園費を除く教育費の決算額は27億2,223万3,742円でございます。歳出総額の11.5%に当たります。また、対前年度比4億6,278万5,936円、20.5%の大幅な増額となっているところでございます。

主な事業の内容といたしましては、スタジアム改修工事費、学校給食センター新築工事及び新築工事に伴う道路改良事業費、鳥栖中学校ほか防火シャッター改修工事費、鳥栖西中学校プール改修工事費、旭小学校なかよし会建設工事費などとなっております。

なお、翌年度繰越額の内訳につきましては、継続費の通次繰越として、学校給食センター建設事業4億8,603万円、繰越明許費として、小学校並びに中学校の空調設備設置事業費5,090万円となっております。

以上、概要を申し上げますけれども、以下内容につきましては、担当課長より説明させていただきますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

柴田昌範学校教育課長

歳入につきまして、まず学校教育課から御説明いたします。

決算書の57ページをお願いいたします。

款13. 分担金及び負担金、項2. 負担金、目2. 教育費負担金、節1. 小学校費負担金と節2. 中学校費負担金につきましては、日本スポーツ振興センター負担金で、小中学校ともに児童・生徒1人当たり460円の負担金を保護者からいただいているものでございます。

以上です。

石橋沢預文化芸術振興課長

続きまして、59ページ、60ページをお願いいたします。

款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目5. 教育使用料、節14. 社会教育使用料のうち、市民文化会館使用料、定住交流センターの使用料につきましては、ホール、会議室等の諸室使用料でございます。

なお、各施設の利用状況につきましては、主要施策の成果132ページ、133ページに記載をさせていただきます。

石丸健一スポーツ振興課長

続きまして、同目の節2. 保健体育使用料につきましては、株式会社サガン・ドリームスのスタジアム事務所使用料、常設看板やピッチ看板等のスタジアム広告物等特別使用料及びスタジアムを初めといたします18施設の体育施設使用料でございます。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

65ページ、66ページをお願いいたします。

款15. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金、目 4. 教育費国庫補助金、節 2. 小学校費国庫補助金の学校施設環境改善交付金につきましては、給食センターに关します国庫補助金でございます。

また、節 3. 中学校費国庫補助金の同じく、同じ名称でございますけれども、学校施設環境改善交付金につきましては、鳥栖中、田代中、基里中学校の防火シャッターの改修工事にかかります国庫補助金でございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長

続きまして、節 4. 社会教育費国庫補助金のうち、埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、一般開発に伴う市内の埋蔵文化財の確認調査に伴う補助金で、国から事業費の 2 分の 1 の補助を受けたものでございます。

一つ飛んで二つ下、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区の公有化事業に伴う補助金として、国から事業費の 5 分の 4 の補助を受けたものでございます。

石橋沢預文化芸術振興課長

同じく節 4. 真ん中の行でございます。

文化芸術振興費補助金につきましては、ラ・フォル・ジュルネ音楽祭、市民文化祭等の文化芸術振興事業の実施に対し、文化庁から補助を受けたものでございます。

柴田昌範学校教育課長

73ページをお願いいたします。

同じ項の目 7. 教育費県補助金、節 1. 教育総務費県補助金は、スクールカウンセラー事業補助金となっております。

節 2. 小学校費県補助金、及び節 3. 中学校費県補助金は、先進的 I C T 利活用教育推進事業臨時交付金で、全ての普通教室に電子黒板を導入するのに伴い、1 教室当たり 20 万円の補助をいただくものでございます。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

続きまして、節 4. 社会教育費県補助金のうち、上から二つ目の放課後子どもプラン推進事業費補助金につきましては、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室推進事業について、それぞれ県から事業費の 3 分の 2 の補助を受けたものでございます。

その下、放課後児童クラブ整備費補助金につきましては、なかよし会の施設整備に係る経

費について、県から対象事業費の3分の2の補助を受けたものでございます。

その下、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区の公有化事業に伴う補助金として、県から事業費の7%の補助を受けたものでございます。

石丸健一スポーツ振興課長

同目の節5. 保健体育費県補助金につきましては、プロサッカーホームスタジアム環境整備支援事業を活用し、トイレの増設、トイレの洋式化及び大型映像装置の改修等のスタジアム改修事業に伴います、補助率2分の1の県補助金でございます。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

決算書77、78ページをお願いいたします。

中ほど、款18. 寄附金、項1. 寄附金、目2. 教育費寄附金、節1. 教育総務費寄附金につきまして御説明申し上げます。

育英資金貸付金寄附金につきましては、市内の個人の方からの寄附金でございます。

交通遺児寄附金につきましては、ブリヂストン労組久留米支部鳥栖分会よりの、交通遺児への寄附金でございます。

また一番下、遺児寄附金につきましては、久光製薬株式会社様からの寄附金でございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長

81ページ、82ページをお願いいたします。

款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節5. 教育費受託収入、埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、民間開発に伴う埋蔵文化財発掘調査を受託したものでございます。

柴田昌範学校教育課長

89ページ、90ページをお願いいたします。

中段ですけれども、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入のうち、中原特別支援学校鳥栖市田代分校負担金につきましては、鳥栖田代分校で使用しました光熱水費に係る費用を負担金としていただいているものでございます。

以上です。

石丸健一スポーツ振興課長

同節のうちスポーツ振興課分の主なものにつきましては、備考の下から8段目の、ベストアメニティ株式会社からのスタジアムネーミングライツ料、それから、下から6段目になりますけれども、スタジアムを初めといたします10施設22台分の自動販売機収入、それから、下から3番目になりますけれども、スタジアムのサガン・ドリームス事務所等の光熱水費雑

入が主なものでございます。

石橋沢預文化芸術振興課長

同じく下から２行目になります。

コミュニティ助成金につきましては、ラ・フォル・ジュルネ音楽祭の実施に対して、財団法人自治総合センターから助成を受けたものでございます。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

同じく、同じページ最下段でございますけれども、食育シンポジウム助成金につきましては、財団法人自治総合センターより、食育シンポジウムに対します助成金をいただいたものでございます。

詳細につきましては、支出のほうで申し上げます。

以上でございます。

続きまして、91、92ページをお願いいたします。

款22. 市債、目１. 市債、項１. 市債、目３. 教育債、節１. 小学校債につきましては、学校給食センターの建設事業に関する借入金でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

同目の節２. 保健体育債につきましては、スタジアム改修事業に伴います市債の借り入れでございます。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

同じく目３. 中学校債につきましては、鳥栖西中学校プール改修事業、及び鳥栖中学校、田代中学校、基里中学校の防火シャッター改修事業に関します借入金でございます。

以上でございます。

以上、歳入について御説明を申し上げました。

石丸健一スポーツ振興課長

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

107ページをお願い申し上げます。

スポーツ振興課は、平成25年４月１日に南別館からスタジアムに事務所を移転いたしまして、スタジアムを初めといたします体育施設の管理運営を行うとともに、これまで総合政策課で行ってまいりましたサガン鳥栖を通じた地域に根差したスポーツ文化の振興を担当することになりました。

平成25年度は、企画、立案、実施をスポーツ振興課、予算執行を総合政策課と共同で行っております。

したがって、107ページから110ページの款２. 総務費、項１. 総務管理費、目９. 企

画費のうち、スポーツ振興課で企画、立案、実施いたしました関係分を御説明いたします。

節 8. 報償費につきましては、九州の J リーグ各クラブで組織いたします九州だ J ! フェスタへの商品代、九州の J リーグホームタウンで組織しております九州 J H T スタンプラリーの商品代及び国際試合の記念品代でございます。

節 9. 旅費のうち、15万9,110円が九州 J H T を初めといたしますサッカー関係分でございます。

また、節11. 需用費の中の消耗品のうち19万9,615円が、フラッグや国旗代——109ページを、109、110ページをお願いいたします——印刷製本費のうち、22万8,900円分が関係分でございます、2013シーズン最終戦のチアボード代でございます。

節12. 役務費は、全てサッカー関係でございます。通信運搬費につきましては、8月24日の佐賀県民デー無料招待チケットの郵送料、広告料につきましては、元サッカー日本代表、中山雅史さんの第6回株式会社ブリヂストン特別講演会に係る広告料でございます。

節13. 委託料も全てサッカー関係分でございます。3月15日のサガン鳥栖ホームゲームで、鳥栖市民デーを株式会社サガン・ドリームスに委託して実施したものでございます。

節14. 使用料及び賃借料のうち、なでしこ戦時の P R ブースの発電機等の機械機器借上料及び自動車通行料のうち3万8,700円が九州 J H T 事業のサッカー関係分でございます。

節19. 負担金補助及び交付金のうち、ちょうど真ん中ちょっと下でございますけれども、県プロサッカー振興協議会負担金がサッカー関係分でございます。これは県補助金、県が協会のほうに補助金として出す2,000万円と協調いたしまして支出しております。

サガン鳥栖を通じ子供たちの夢を育て、地域に根差したスポーツ文化を育てることを目的としたサガン鳥栖選手との触れ合い、サッカー教室、公式戦への招待や集客イベント事業などが行われております。

企画費の分は以上でございます。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

203、204ページをお願いいたします。

款10. 教育費、項 1. 教育総務費、目 1. 教育委員会費、節 1. 報酬につきましては、教育委員 4 名の報酬でございます。

また、205、206ページをお願いいたします。

同じく目 2. 総務事務局費のうち、節 2 から節 4 につきましては、教育長、教育部長、ほか総務課職員 3 名の人件費等でございます。

節 7. 賃金につきましては、小学校用務嘱託員、それから、事務補助嘱託員、学校給食の臨時職員、嘱託職員等の賃金で、79名分の賃金でございます。

また、需用費、節11. 需用費につきましては、主なものにつきましては、先ほど申し上げました食育シンポジウムに関します支出が主なものでございます。

主要施策の成果の説明書の117ページに詳しく記載をいたしておりますので御参照いただきたいと思います。

同シンポジウムにつきましては、本年1月18日に、鳥栖市民文化会館の小ホールで行われまして、380名ほどの入場をいただいておりますのでございます。

また食育の事業につきましては、市内小学校で行われまして、1月の14日、15日に実施をしておりますのでございます。

節13. 委託料の主なものにつきましては、警備業務につきましては小学校、中学校等の機械警備業務等に関するものでございます。

P C B 処理委託業務につきましては、田代小学校、西中学校等の高圧コンデンサーに關します処理委託料でございます。

また、日直業務委託料につきましては、中学校の土曜、日曜、祝日の日直代行の委託料でございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

207ページ、208ページお願いいたします。

同じ項の目3. 学校教育事務局費の主なものを御説明いたします。

節2. 給料から節4. 共済費までは、学校教育課長以下7名分の人件費でございます。

節7. 賃金は学校図書館事務補助員12名、学校適応指導教室みらい指導員2名、教育相談指導員1名、嘱託指導主事2名等の賃金でございます。

節8. 報償費のうちスクールカウンセラー謝金は、スクールカウンセラーの配置にかかる謝金です。保護者や児童、生徒の相談業務に当たっていただいております。この事業は県の補助事業で謝金のうち、3分の1が県の補助金でございます。

スクールカウンセラー活用事業につきましては、詳しくは主要施策説明書118ページに記載しているとおりです。

続きまして、209ページをお開きください。

節13. 委託料は語学指導業務委託料として外国語指導助手A L T 5名の民間委託料でございます。語学指導業務委託料につきましては、詳しくは主要施策成果118ページに、外国語指導助手配置事業として記載しているとおりでございます。

節19. 負担金補助及び交付金の主なものは、中学校2校に配置しているスクールサポーター2名のうち1名分の負担金でございます。

以上です。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

同じページ、項 2. 小学校費、目 1. 学校施設管理費、節 2 から節 4 につきましては、学校用務員、それから事務補助員、学校保健員、15名の人件費等でございます。

その下、節13. 委託料の主なものにつきましては、給食センター化に伴います基本実施設計設計業務委託料でございます。これは平成24年度からの明許繰越でございます。また、継続費といたしまして、センター建設に伴う委託料を計上いたしております。

次のページお願いいたします。

節15. 工事請負費の営繕工事の主なものにつきましては、主要施策の成果の説明書120ページに記載をいたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

また、同じく工事請負費、学校給食センター設置工事に伴います、蔵上・西中線道路改良工事につきましては、平成24年度からの明許繰越費でございます。

また、学校給食センターの新築工事費等を計上いたしております。

そのほかに継続通次繰越といたしまして、給食センター建設に伴う工事費、それから、繰越明許費といたしまして、特別支援学級空調設備設置工事費を計上いたしております。

節19. 負担金補助及び交付金の主なものにつきましては、センター化に伴います上下水道加入負担金等が主なものでございます。

節23. 償還金利子及び割引料につきましては、都市再生機構立替金償還金といたしまして、弥生が丘小学校の建設費の立てかえの償還を計上いたしておるところでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

同じページ中段、学校教育から同項の目 2. 学校事務管理費について御説明いたします。

節 1. 報酬は校医16名、歯科校医12名、合計28名の校医と学校薬剤師 8名の報酬と、産業医報酬となっております。

節 7. 賃金は、小学校の特別支援学級生活補助員15名分です。

特別支援学級生活指導補助員配置事業につきまして、詳しくは主要施策成果120ページに記載しているとおりです。

節11、小学校 8校分の消耗品費と光熱水費が主なものです。

節13. 委託料は、塵芥収集委託料等となっております。

同じく委託料、次のページ、213ページ、開かれた学校づくり推進事業委託料につきましては、詳しくは主要施策成果121ページに記載しているとおりです。

また、学童輸送業務委託料の詳細は、主要施策成果121ページに記載しておりますが、高

田・安楽寺から、鳥栖小学校に通う児童13名のタクシー輸送に係る費用です。

さらに、健康診査委託料は、小学校児童の各種健康診断にかかる費用に対するものでございます。

節14. 使用料及び賃借料の主なものは、児童用パソコンの借上料でございます。

パソコンの借上料については、詳しくは主要施策成果121ページにパソコン更新事業として記載しているとおりです。

節18. 備品購入費のうち、施設用備品購入費の主なものは、児童用机、いす、教科用等備品購入費は児童用図書が主なものでございます。

節19. 負担金補助及び交付金のうち、日本スポーツ振興センター負担金は、児童のけがに対する負担金でございます。

続きまして、215ページをお願いいたします。

目3. 教育振興費の節18. 備品購入費は、教材費、理科備品購入の費用でございます。

節20. 扶助費は、要保護、準要保護児童の学用品費や学校給食費の補助、また特別支援学級に在籍する児童への就学奨励費として、家庭に支払われているものでございます。

小学校の就学援助につきましては、詳しくは、主要施策成果122ページに記載しておりますので、そちらをごらんください。

以上です。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

同じく217、218ページをお願いいたします。

項3. 中学校費、目1. 学校施設管理費のうち主なものは、節13. 委託料のうちでも主なものにつきましては、鳥栖西中学校プール改修工事監理等委託料につきまして計上いたしております。これは平成24年度からの繰越明許費でございます。

その下、節15. 工事請負費につきましては、主要施策の成果の説明書122ページに、詳細を記載しております。営繕工事等につきましてでございます。

また、基里中学校の下水道切替工事、それから鳥栖中学校、それから、基里中学校、田代中学校の防火シャッター改修工事、鳥栖西中学校プール改修工事、このプール改修工事につきましては平成24年度からの繰越明許費でございます。

その下、田代中学校、基里中学校の駐輪場の増設工事でございます。

また、そのほかに特別支援学級の空調設備設置工事費を、繰越明許費として計上いたしております。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

同じページの下段になりますけれども、目 2. 学校事務管理費、中学校の主なものを御説明いたします。

節 1. 報酬は学校医12名、校医 6 名と歯科校医 6 名、それから、学校薬剤師 4 名分です。

節 7. 賃金は、中学校給食嘱託職員 1 名分と、中学校特別支援学級生活補助員分となっております。

続きまして219ページをお開きください。

節11. 需用費は、中学校 4 校分の消耗品費と光熱水費が主なものでございます。

節13. 委託料の中で、給食業務委託料は中学校選択制弁当給食に係る委託料です。

節14. 使用料及び賃借料の主なものは、生徒用パソコン借上料でございます。

節18. 備品購入費のうち、施設用備品購入費の主なものは、生徒用机、いす、それから中学校の各フロア 1 台ずつ整備するために購入した電子黒板 4 台分です。教科用等備品購入費は生徒用図書が主なものでございます。

節19. 負担金補助及び交付金のうち、日本スポーツ振興センター負担金は、生徒のけがに対する負担金でございます。

続けて223ページの上段をお願いいたします。

目 3. 教育振興費、節18. 備品購入費は、教材費、理科備品等の購入でございます。

節20. 扶助費は、要保護、準要保護用生徒の学用品費や学校給食、給食費の補助、特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級に在籍いたします生徒への就学奨励費として家庭に支払われているものでございます。

中学校の就学援助につきましては、詳しくは主要施策成果124ページに記載しているとおりでございます。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

続きまして、項 4. 社会教育費、目 1. 社会教育総務費の主なものについて御説明申し上げます。

まず、節 1. 報酬につきましては、社会教育委員、青少年問題協議会委員、社会教育指導員の報酬でございます。

次に節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、生涯学習課長以下職員12名の人件費でございます。

次に、節 7. 賃金につきましては、緊急雇用創出基金事業を活用して雇用いたしましたなかよし会の支援員、延べ11名の賃金と、同和教育集会所の事務員の賃金でございます。

225ページをお願いいたします。

節13. 委託料のうち少年少女派遣研修事業委託料につきましては、市内の小中学生30人を対馬に派遣し、青少年の健全育成を図る事業を、鳥栖やまびこ研修団へ委託したものでございます。事業内容につきましては、主要施策の成果126ページ下段に記載しておりますので御参照ください。

次に、節15. 工事請負費につきましては、旭小学校なかよし会建設工事ほか、なかよし会の施設整備工事費が主なものでございます。

なお、なかよし会の整備内容につきましては、主要施策の成果126ページ上段に記載しているとおりでございます。

次に、227ページをお願いいたします。

節19. 負担金補助及び交付金の主なものといたしまして、下から4番目の、放課後児童クラブ運営協議会補助金につきましては、市内全小学校に開設しておりますなかよし会を運営いたします、鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会に対する補助金でございます。

なお、なかよし会の開設状況につきましては、主要施策の成果125ページに記載しておりますので、御参照ください。

次に、節23. 償還金利子及び割引料の平成24年度県補助金返還金につきましては、平成24年度の放課後子どもプラン推進事業費の確定に伴う返還金でございます。

次に、目2. 文化財保護費の主なものについて御説明いたします。

主要施策の成果127ページの中段に記載しておりますように、平成25年度より勝尾城筑紫氏遺跡の保存、整備、活用の一環として、葛籠城跡地区の整備に伴う土地公有化事業に着手いたしました。

この土地公有化事業に係る事業経費といたしまして、予算書の229ページ、節13. 委託料のうちの土地鑑定委託料、また、節17. 公有財産購入費での立木購入費並びに史跡用地購入費が主なものとなっております。

以上です。

石橋沢預文化芸術振興課長

続きまして、231ページ、232ページをお願いいたします。

目3. 図書館費の主なものについて御説明いたします。

節2. 給料から節4. 共済費までは、図書係職員5名分の人件費でございます。

節7. 賃金につきましては、図書館で司書業務を担当しております嘱託職員10名分の賃金でございます。

節11. 需用費の主なものといたしましては、閲覧用の雑誌、新聞等の購入に係る消耗品費、及び電気料、上下水道料金等の光熱水費でございます。

節13. 委託料の主なものにつきましては、清掃、警備業務などの図書館施設管理業務委託料と図書館のホームページを市のホームページ管理システムに統合するためのホームページ構築委託料でございます。

節14. 使用料及び賃借料のうち、システム借上料につきましては、図書館システム及び関連機器の使用料でございます。

続きまして、233ページ、234ページをお願いいたします。

節18. 備品購入費につきましては、書籍及びDVDやCDなどの視聴覚資料の購入費でございます。

なお、図書館の利用状況や貸出冊数などにつきましては、主要施策の成果128ページ、129ページに記載をしております。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長

続きまして目4. 埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内の遺跡確認、発掘調査に伴う経費で節14. 使用料及び賃借料の機械器具等借上料が主なものでございます。なお、事業内容につきましては、主要施策の成果の130ページに記載しておりますので御参照ください。

続いて、目5. 埋蔵文化財発掘調査受託費につきましては、民間開発に伴う市内遺跡の本調査に係る経費で、開発者から調査を受託したものでございます。

主要施策の成果の130ページに記載しておりますように、藤木遺跡の本調査を実施し、開発と文化財の保護調整に努めております。

また、この発掘調査の結果、青銅器の石製鋳型が出土いたしております。

石橋沢預文化芸術振興課長

続きまして、目6. 文化振興費の主なものについて御説明いたします。

節2. 給料から節4. 共済費までは、文化芸術振興課長及び文化芸術振興係の職員8名分の人件費でございます。

235ページ、236ページをお願いいたします。

節7. 賃金につきましては、文化会館当直管理業務嘱託職員1名分の賃金でございます。

節11. 需用費の主なものは、ガス代等の燃料費、電気料等の光熱水費でございます。

また、平成25年度末においてサンメッセ鳥栖の光熱水費が不足したため、目7の定住交流センターへ31万9,000円を流用いたしました。

節13. 委託料につきましては、清掃、施設・設備の保守点検、舞台運営関係などに係る管理業務等委託料、文化事業の企画、実施に係る市文化事業協会委託料、地域雇用創出事業基金を活用し、市文化事業の企画・制作の支援及び舞台運営の補助業務等を委託した、市

文化事業推進支援事業委託料のほか、音楽祭委託料、市民文化祭委託料が主なものでございます。

音楽祭委託料につきましては、ラ・フォル・ジュルネ鳥栖2013の事業実施に係る平成25年度委託分の委託料でございます。

なお、文化事業協会事業、音楽祭、市民文化祭の実績につきましては、主要施策の成果131ページに記載しております。

節15. 工事請負費につきましては、大ホール舞台機構改修工事を初めとする施設・設備の機能の維持、向上させるための各種改修工事を行うために要した経費でございます。

237ページ、238ページをお願いいたします。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、主なものは、フッペル鳥栖ピアノコンクール補助金でございます。これにつきましても、主要施策の成果132ページに記載しております。

次に、目7. 定住交流センター費について御説明いたします。

定住交流センター費は、サンメッセ鳥栖及び都市広場の管理に要する経費でございます。平成25年度から指定管理委託から、市直営の運営となっております。

節7. 賃金につきましては、貸し館業務及び図書コーナー業務を担当する臨時嘱託職員7名分の賃金でございます。

節11. 需用費、備考欄の一番下の流用額につきましては、先ほど、目6. 文化振興費で説明いたしましたとおり、年度末の光熱水費の不足分を、文化振興費から流用したものでございます。

節13. 委託料につきましては、清掃、施設設備の保守点検、舞台運営関係などに係る管理業務等委託料が主なものでございます。

239ページ、240ページをお願いいたします。

節15. 工事請負費につきましては、施設内の会議室等、諸室の空調設備の老朽化に伴うパッケージエアコン改修工事が主なものでございます。

なお、定住交流センターの利用状況、主催事業の実施実績等につきましては、主要施策の成果133ページに記載しております。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長

続きまして目8. 勤労青少年ホーム費につきましては、勤労青少年ホームの管理運営に要する経費でございます。

嘱託職員1名分の賃金のほか、光熱水費、施設管理委託など、施設の管理に伴う経費などが主なものでございます。

なお、勤労青少年ホーム事業につきましては、主要施策の成果134ページに記載しておりますので、御参照ください。

石丸健一スポーツ振興課長

続きまして、スポーツ振興課関係分を御説明いたします。

項5. 保健体育費、目1. 保健体育総務費、節1. 報酬につきましては、スポーツ推進委員さんの42名分の報酬でございます。

節2. 給料、節3. 職員手当等、節4. 共済費につきましては、スポーツ振興課職員10名分の人件費でございます。

241ページ、242ページをお願いいたします。

節13. 委託料につきましては、唐津市、伊万里市などで開催されました第66回県民体育大会の大会出場委託料、町区大会として各町で開催されました第52回市民体育大会の開催委託料が主なものでございます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、11月17日に久留米市で開催されました第23回クロスロードスポーツ・レクリエーション祭負担金、市体育協会への補助金、また、少年野球や空手など10の各種全国大会等に県代表として出場された50名の方々に対するスポーツ大会出場費補助金が主なものでございます。

次に、目2. 体力づくり運動推進事業費について御説明いたします。

節8. 報償費につきましては、市民体育センターや各地区で行っております女性スポーツ教室、高齢者スポーツ教室、市民体力づくり教室やスポーツ推進員の指導による地区スポーツ教室の講師謝金でございます。開催状況につきましては、主要施策の成果の説明書137ページを御参照いただきたいと思います。

243ページ、244ページをお願いいたします。

節13. 委託料につきましては、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭選手選考会の開催委託料、及びスポーツ・レクリエーション祭の開催委託料、多目的ホールトレーニングルームでの指導委託料と、ロードレース大会の委託料が主なものでございます。

次に、目3. 体育施設費について御説明いたします。

体育施設等の利用状況につきましては、主要施策の成果の説明書の141ページを御参照いただきたいと思います。

節7. 賃金につきましては、各体育施設管理に21名の嘱託職員及びプール開設時の6人の臨時職員分でございます。

節8. 報償費につきましては、サッカー、ラグビー、ウォーキングなどの各種スポーツ大会、教室の講師謝金が主なものでございます。

国松敏昭委員長

再開をいたします。

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。

柴藤泰輔委員

すいません、何点かお尋ねしたいんですけど、まず決算書の206ページ、目2、節の13、委託料の中にP C B廃棄物処理等委託料ということで、先ほどの説明で田代小及び西中などと言われましたけど、ほかに場所どっかあるんですかね。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

2校だけでございます。

田代小学校と西中学校です。

柴藤泰輔委員

これは変圧器かなんかの分ですか。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

はい、変圧器分でございます。旧コンデンサーの分です。

柴藤泰輔委員

これはまだ、もうこれで完全にその処理は終わったと考えてよろしいですかね、P C Bに関しましては。

国松敏昭委員長

全学校終わったかちゅうこと、この処理を。

柴藤泰輔委員

もうP C Bの処理……。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

はい、同じく鳥栖西中学校の照明の安定器が一部、まだ、回収、済んでおらない分がございます。

柴藤泰輔委員

それは、平成何年までに終わる予定ですかね。

原 祥雄教育総務課総務係長

鳥栖西中学校の照明器具の安定器にP C Bが含まれている分がございまして、これは別保管をしておるんですけども、処理に関しましては今後、予算要求を行いながら、処理業者のほうに委託をしていきたいというふうに考えております。

柴藤泰輔委員

これ多分、法律で平成28年度までに全て処理しないと、それまでには大丈夫なんですか。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

ただいま御指摘いただきましたPCBにつきましては、逐次予算要求いたしまして、なるべく早い機会に処理を終わらせたいと考えております。

よろしく願いいたします。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

続きまして214ページの一番上の、4番目、学童輸送業務委託料なんですけど、これタクシーで恐らくされてると思うんですけど、これ、その7人と6人の児童をその2カ所どっか、場所、集合場所決めて輸送されてるんでしょうか。

それと、行きと帰りは同じ台数と考え……、台数をまず教えてください。何台使ってるかをですね。

柴田昌範学校教育課長

朝はジャンボタクシーで輸送していると思います。

帰りはですね、下校時刻が低学年、中学年、あ、高学年はもう自転車通っていますので、1年生と2年生と3年生下校時刻が違いますので、曜日によってですね、タクシーの台数も結局、1人だけでも1台必要な時間帯もあるんですよ。

ですから、最大人数は乗せることができませんので、曜日によって、また来る時間と、違ってくるということで、若干曜日によって台数が違っている状況でございます。

以上です。

柴藤泰輔委員

この契約は、そのメーター契約でされてるんですか、輸送は。ジャンボタクシーとか普通のタクシーは。

宮原 信学校教育課長補佐兼学校教育係長

契約につきましては、ジャンボタクシーと通常の一般的なタクシーの単価契約、1台1回当たりということで、単価契約でさせていただいているところでございます。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

続きまして、226ページ、節13の委託料の少年少女派遣研修事業委託料ということでこの説明書に書いてあるんですけど、もうちょっと詳しい内容を教えていただければと思います。

国松敏昭委員長

誰。

佐藤敦美生涯学習課長

詳しい内容というのがどういうことかがちょっとわかりかねるので、もうちょっと詳しい内容の内容を教えてくださいませんか。

柴藤泰輔委員

すいません。さまざまな、さまざまな体験活動をしてありますけど、それとですね、鳥栖と対馬の歴史を学びということなんですけど、さまざまな体験活動てのは、具体的な内容ですね、体験活動の。

国松敏昭委員長

重点施策の何ページで、質問したと。

柴藤泰輔委員

すいません、126ページです。

国松敏昭委員長

126ページ。

佐藤敦美生涯学習課長

まず、この対馬のほうに派遣すると、派遣事業でございますが、まず事前研修を2回ほど行いまして、本研修を対馬で行う、そして事後報告会という形での研修事業になっております。

で、事前研修の中で、対馬と鳥栖との歴史的なつながりを学びながら、対馬のほうで大船越小学校、それからすぐ隣にあります大船越中学校のほうで、ちょうど8月9日に平和学習をされているということで、そちらのほうに、一緒に参加させていただいて、平和学習とそれから交流を行うことといたしました。

で、そういうこともあって、事前にいろんな研修をしながら、体験、交流活動に臨むための事前研修、それから本研修では、先ほど申しあげました学校、小学校、中学校との交流、平和学習、それから、自然体験といたしまして、現地で、シーカヤックで海の体験をいたしました。

また、対馬のほうでの歴史資料館や、さまざまな歴史的な史跡等に行って、対馬の歴史と、それから自然を学び、体験したという内容になっております。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

もう1点、すいません、あと1点です。

決算書の234ページの節18. 備品購入費で図書等購入費ということで上げられてますけど、これあの、説明書の中の、何ページやったかな。説明書129ページ、これ、平成24年度から25年度の蔵書冊数を引きますと、2万305冊ですかね、この分の予算と考えてよろしいですか。

石橋沢預文化芸術振興課長

主要施策の成果129ページに掲載しておりますのは、その年度末での蔵書冊数になりますので、その年度に購入した冊数ではございません。（発言する者あり）

済みませんでした。ちょっと質問を勘違いしておりました。

差が、新しく購入した分、ほぼ購入した分と考えてよろしいかと思えます。

柴藤泰輔委員

ありがとうございます。

これ、この約2万冊数のうちですね、市民の方が希望して購入された割合ではどのくらいありますか。

石橋沢預文化芸術振興課長

申しわけございません。

要望全てにお応えできているわけではございませんので、ちょっと手元に詳細な資料がございませんので、どれぐらいというのはちょっと、ここでは申し上げられません。

申しわけございません。

国松敏昭委員長

そういうのは、資料あるんですか。そういう市民要望ちゅうのは聞いてから、それも、加味されて購入されるわけ。やり方としては。

柴藤泰輔委員

すいません。

例えば、その市民要望以外にですね、例えば無理やり送りつけて、購入せざるを得ないとかそういうのはないですか。

石橋沢預文化芸術振興課長

あくまでも、うちの司書さんたちがですね、選書をしたものについて購入しておりますので、一方的に送りつけられて、購入ということはございません。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございます。

また後ほど。ありがとうございました。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

成富牧男委員

そしたらちょっと、歳入、幾つかありますけど、歳入の関係で。

59ページですかね。決算書の59。ごめんなさい、59、60のところですね。

ちょっと、少し事務的なことになりますけど、大事なことだと思いますのでお尋ねをします。

使用料及び手数料で、市民文化会館使用料、それから定住交流センター使用料、それから都市広場使用料、これが当初予算と比べますと、大体市民文化会館使用料が178万円増ですね。

それから定住交流センター使用料が230万円増、そして都市広場使用料が30万円増、これちょっと、一けた違いますけど、要はですね、ちょっと、これを補正された時期について。

当初2,000万円、2,000万円、10万円ですよ。これを補正された時期についてお伺いします。

石橋沢預文化芸術振興課長

使用料の補正につきましては、文化会館、定住交流センター、都市広場ともに3月の補正で行っております。

成富牧男委員

そうか、全部一緒に言えばよかったですね。

今の分、3月にされたと。私からするとなるべく歳入がわかった時点で、予算に反映していただきたいと。その財源を使って、例えば年度途中でも9月補正とか、12月補正とか、住民の要求するのはいろいろありますからね、そういうところにやっぱ財源を回していただきたいと。大体全体で2億2,000万円ぐらいだったですかね、不用。これは不用、不用額やなくて、多分、間違ってたらまた、後から言い直しますが、それぐらいの、額が確か予算現額と、全体ですよ、予算現額と、収入済額との比較で言うそうですね、かなりの額が、あったと思います。使用料全体です。3,500万円ですかね。

使用料だけですから、使用料プラス手数料関係だけでそれだけありますので、そういうことを要望しておきます。

これ前に、この文教、まだ前の組織、所管のとき私が最初の文教委員会におったときに、お願い、一応問題提起したところだったと思いますので、改めてよろしくお願いいたします。

それと、あわせて、同じ趣旨ですけど、89ページ。89、90ですね、諸収入。

教育費雑入、定住交流センターの自販機の収入、これ当初予算にはありません。あるのかないのかって聞いた方がいいんですかね、最初。定住交流センター自販機収入は当初予算に上げられていたかどうか。

それから定住交流センター喫茶コーナー使用料が、当初予算にあるかどうか。

それから自動販売機収入でありますよね。それが、あったのかどうか。

要は当初予算との関連でお尋ねをします。当初予算、こうこうだったけど、こうですとかいう感じで。して、上げられなかった理由がもしあれば、それも含めてお願いします。

もう一つありますね、光熱水費雑入、178万6,272円も、同じような意味でお尋ねをします。
以上です。

石橋沢預文化芸術振興課長

定住交流センターの自販機の収入及び喫茶コーナー使用料について、平成25年度当初では計上はしておりません。3月の補正にて計上をしております。

成富牧男委員

最後、あと2つ。
そこからスタジアムのほうですね。

国松敏昭委員長

雑入、光熱水の雑入。

石丸健一スポーツ振興課長

光熱水費につきましては、平成26年度当初から当初予算に計上しております。
平成25年度は全てではございませんで、一部だけ計上しておりまして、決算委員会等での
お話等もありましたので、当初予算で、平成26年度は計上しております。

国松敏昭委員長

いいですか。

成富牧男委員

趣旨はおわかりいただいたと思いますけども、これはあと一つはあれでしょう、多分、それまで財団、財団が持ってあったところでしょう。だから、ちょっと見越したちゅうか、ね。
前んとばこうして、やる場合もあるから。
どうでしょうか。

園木一博教育部長

成富議員御指摘のとおり、指定管理制度から直営に平成25年度から切りかえを行っております。
その予算編成時期等の問題もあって、また、予算計上の必要科目等の精査等もあって、平成25年度の予算計上が3月補正というような計上になりました。

先ほど石丸課長が申し上げましたように、決算委員会等々での御指摘等もございまして、平成26年度については、当初予算から見込める財源については計上するという方向で整理をさせていただいているところでございます。
以上でございます。

成富牧男委員

それで、当初予算と同時に、先ほど申しましたように、増額になりますから、それについ

てもなるべく捕捉した時点で、それは過大見積りはいけませんから、過大計上はいけませんけどね。それと合わせて、歳出についても総論的に言うと、不用額もしくは執行残も含めて不用額でしょうけど、そういうのも、そのみだりに流用とかししないで、やはり、そこで1回補正か何かで切って、そして新たなところに持っていくとか、そういうことをやっていただきたいと。

もうこれは要望ですから、いいです。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

下田 寛委員

決算書の、まずは210ページの、語学指導業務委託料についてお伺いをいたします。

やっぱりALTの方をお願い、こういった指導してもらうことによって、学力向上等についても、成果が出ているという認識でいいんでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

こうやってネイティブの外国人が、英語の授業に入ってTTで指導しているんですけども、中学校はもちろん、小学校についても外国語活動で入っていただいております。

そういった意味から、早くなれ親しむというところでも役立っておりますし、中学校においても、やはり聞く、話すというところに昔に比べるとポイント置かれておりますので、ネイティブの方に入って、英語の授業して手伝っていただくというところについては大いに成果を上げているというふうに感じているところです。

以上です。

下田 寛委員

はい、まあわかりました。

で、ALTの人というのは単年度契約ですかね。契約体系でどうなっているんでしょうか。

宮原 信学校教育課長補佐兼学校教育係長

ALTにつきましては個人ではなく、語学を担当している業者のほう……、

国松敏昭委員長

ちょっともうちょっと高く、大きな声で。

宮原 信学校教育課長補佐兼学校教育係長

業者のほうと委託契約をしておりますて、契約期間につきましては1年ということで、契約をさせていただいているところでございます。

国松敏昭委員長

いいですか、今の。(「1年ごとに業者と契約をして、そこから派遣してもらってるという

認識ですかね。済みません、手挙げないで」と呼ぶ者あり)

国松敏昭委員長

どうぞ、まだあるとやろ。

下田 寛委員

言い直します。

業者と委託をして、単年度契約で業者と委託をして、そこから講師の人たちを派遣してもらっているということでよろしいのでしょうかね。

宮原 信学校教育課長補佐兼学校教育係長

単年度で契約をしております、今年度、ちょうど平成26年度に新しい業者が変わったんですけれども、最高3年までは、業務内容を見てということで、更新をするようなことで、契約をさせていただいております、派遣といいますか業者との委託、その業務を委託という形で契約をさせていただいております。

以上です。

下田 寛委員

そこで、ちょっとを整理をさせてもらいたいところが、これ中学、特に中学校の先生に関してですね、日本人の先生とA L Tの先生の住み分けっていうのはどうなるのか、っていうのちょっと聞きたいんですけれど。

柴田昌範学校教育課長

あくまで教員免許を持った、中学校の日本人の英語の教員が主となって、それに対してA L Tが、お互いほとんど英語でやりとりをするんですけれども、ネイティブの方と会話のやりとりをします。もちろん、子供への指示についても、もうA L Tの先生も出すんですけれども、あくまでもメインは、中学校の英語の教諭が主導権を握っているといった形で授業をしております。

下田 寛委員

つまり、あくまでA L Tの先生っていうのは、中学校の先生が主導権を握っているいろいろなのをサポートするようなイメージで、要は現場の生の英語に触れてもらおうと、その中で英語になれ親しんでもらうことに重きを置いているという認識でいいのでしょうかね。

柴田昌範学校教育課長

今議員さんがおっしゃったような形で理解させていただいて結構かと思っております。

下田 寛委員

わかりました。

そういう認識だということで理解はしましたけれど、一つ懸念しているところが、この、

成果の説明書の117ページ、118ページを見ていると、結構これは今まで日本人の先生が、日本人の先生がというか、普通に私たちが教育を受けていたようなことをALTの先生も結構はまり込んでやっていらっしゃるんじゃないかなという印象を、この説明書から受けます。

今いろんな自治体で、近隣でいうと、上峰町なんかも民間の業者を入れて、そこでいかに小学校、学校の公教育をもう一歩進んだ形でやっていくかということをやっていると思うんですけど、鳥栖市として、なぜ英語だけこういった民間の人入れてるのかというところも気になるところで、以前から議会でも話題になってるところでもありますけれど、例えば部活なんかをこれ民間のプロに任せたほうがいいんじゃないかという話も、議論もあつたりしますが、責任の所在がわからないという話もあつたりしておりますけれど、そういった中で、このALTの活用みたいな形で受け入れられるものはもっと民間から受け入れてもいいんじゃないかなという気がしておりますけれども、その点に関して、今後この英語だけでなく、普通の授業の中に、民間の人たちが入ってくる可能性っていうのは、鳥栖市においてあるのでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

現在のところ、このALT配置事業以外に民間を鳥栖市で導入するということについては、特に教育委員会としては検討しておりません。

先ほど言われました部活動の外部指導あたりは、民間という形じゃないんですけれども、外部から部活の顧問の技術的な問題をフォローしていただく形で、幾らか外部人材は入ってきているところです。

もうこのALTを、外部に委託等、あるいは派遣という形は全国的な流れなんですけれども、民間をほかの授業で活用するというところについては、まだまだ他自治体でも少ないと思いますので、ほかのところの成果を見ながら、また今後鳥栖市でも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

下田 寛委員

全国的な流れであるからALTに関しては入れたというお話であつたと思うんですけれど、ぜひともその辺、もっとアグレッシブにというか、今日本語教育等で少し、小中一貫等で、鳥栖市結構注目されてる自治体だと思うんですけれど、他の自治体がやるからやるというのではなくて、この鳥栖市の教育に対して何が必要だから外部の人とやるというような、そういった認識で今後のあり方というのも、ぜひとも一歩進んだ形で、今以上のものをしていただきたいなと思ってます。

なんで、もしかするとこれも英語だけじゃない分野でももっと導入していくべきなんじ

やないかなというような気もしてて、さらに言うと、小学校、中学校とかの学校の先生の存在意義まで問われてくるような、ほかの自治体と話をしていると非常にそういう点では緊張感のあるような話も聞こえてきますんで、また鳥栖は鳥栖で、独自のやり方があるんでしょけれど、そういった視点というのは、今後もしかすると非常に必要になってくるんじゃないかなと思ってます。

私の感想になるんですけど、ぜひともまたここは、議論をさせていただきたいと思えますんで、よろしくお願いします。

委員長、引き続きいいですか。

ちょっと224ページの……、ちょっと、すいません。これ先ほどの話を聞いて、修学旅行費のところ聞きたかったんですが、これは扶助費ということで全体的な予算とはちょっと違うということなんですけど、今現在小学校と中学校がどこに修学旅行行ってるのかというのをちょっと、お伺いしたいんですが。

柴田昌範学校教育課長

宿泊を伴った修学旅行という点でお答えしますと、小学校については、全小学校6年生の段階において、基里だけは1学期に行っているんですけども、ほかのところはすべて秋、10月あるいは11月に長崎へ行っております。

中学校につきましては、鳥栖西中が2月ですかね、ほかの中学校は中3の5月あたりに、関西方面に行っているということで、昔は南九州に行っておりましたが、今のところ南九州はありませんかね。沖縄、沖縄はありましたかね。今ほとんど関西方面に行っているというふうに、関西方面で4校とも行っております。

以上です。

下田 寛委員

じゃあ長崎というのは、平和教育が軸ということでいいんでしょうかね。じゃあ、あとその関西は、どこに行っているのかを教えてほしいんですけど。

柴田昌範学校教育課長

関西は、奈良、京都、大阪、その3地区が主なところでございます。

下田 寛委員

それどこに行ってるのかっていうのは、何をメインで、修学旅行の趣旨が何で、そこを回っているのかというところを知りたいんですけど。

例えば、小学校であれば平和教育なんでしょうけれど、関西のメインは何なのかっていうのを聞きたいんですけど。

柴田昌範学校教育課長

中学校につきましては、ここに今明確な資料を持っておりませんので、後で資料を御用意したいと思います。

よろしいでしょうか。

下田 寛委員

済みません、ぜひ資料をお願いします。

で、修学旅行、長崎についてお伺いをしたいんですけど、平和教育はとても大事なことだと思うんですよね。でも、最近言われているのが、語り部さんのお話。これ危険な言い方かと思うんですけど、とても大事なことなんだと思ってるんですけどね、語り部さんたちの高齢化が進んでいて、僕も聞いたことあるんですけど、聞きづらい部分というのがあると思うんですよ。

ただ生の戦争を経験した方からお話を聞くということは非常に大切なんですけども、そういうことで本当に、戦争の悲惨さとかが伝わるのかなっていうところを、僕自身とても思ってます、その点についての考え方、どのように思ってるのかっていうのを伺いたいですよね。

柴田昌範学校教育課長

修学旅行に行く事前の段階で平和学習、フィールドワークにも行っておりますので、その一連の流れの中で、平和学習を総合的な学習の中でやっていきます。

その最後に、最後にというか途中の段階で、長崎への修学旅行というのがあるんですが、先ほど議員さんおっしゃった語り部さんということも、ほとんどの学校で入れていると思います。

修学旅行に行った先で、大きな集会所で話を聞く、あるいは夜ホテルに来てもらって、ホテルの会議室でお話を聞くといったこと入れてるんですけども、確かに、高齢化も進んでおまして、語り部さんによって、非常によかったというときもありますし、あるいはちょっと確かに、この方の話はちょっと、どうだったかなと、いうこともありました。

なるべく旅行業者のほうに、いい語り部さんのほうにということに依頼はしているんですけども、今後は、やはり相当高齢化も進んできておりますので、語り部さんを修学旅行先で必ず入れてもらうということじゃなくて、事前学習の中で、いろんな視聴覚教材もありますので、そういったところで戦争の悲惨さ、長崎・広島でどんなことがあったのか、そういった事前学習充実させるといったことで、補っていけるのではないかなというふうにも考えております。

以上です。

下田 寛委員

で、あと、そもそも、長崎に行かなければいけないというのがあるのかなっていうのもちょっと疑問に思うんですけど、これ何年前から長崎に行っているのかっていうのはわかりますか。

柴田昌範学校教育課長

相当前から鳥栖市内では行っていると思います。私が小学校のときも長崎に行きましたし、その当時はもう朝6時ごろから、鳥栖市役所に集合して、高速道ありませんでしたから、朝早く出て、暗くなって帰ってくるといったことをしておりました。ですから、多分昭和40年とか、それぐらいからはですね、もっと前から長崎に行っていたんじゃないかなと思います。

実際、例えば、田代小学校の6年生あたり、対馬のほうから対馬に来ませんか、6年生宿泊ですね、半額補助を出してもいいですよというふうなお誘いを受けたんです。

ただ、あそこ玄界灘がありますので欠航とかの心配もありますし、これまで保護者も含めて、長年、鳥栖市、伝統的に長崎に修学旅行に行っているという、平和学習の流れを断ち切るというところも非常に難しい問題かなというふうに感じております。

天野昌明教育長

非常に場所はですね、6年生の場所としては、どうして長崎に行くのかというふうなことは、前も一遍、私も現場にいたときも問われたことがありました。

しかし、どうしても、やっぱりその場所的なものであるとか、距離とかも考えたときに、その平和学習だけでなく、歴史学習をやる、そして、いろんなやり方はあるんですけども、基本的には、長崎市内の遺跡等を見て回るという平和あるんですけども、もう一つは長崎市内をずっと回って、歴史、観光、龍馬伝もありましたけど、そういったところ回るということで、平和と歴史というのをしっかり学ぶという意味では、非常に私も意義があるのかなって感じがしてます。

昔は島原なんかを入れて、火砕流、普賢岳の火砕流あたりを入れたりとかやったんですけども、基本的にやはり宿泊の面でいろいろ問題点はあるんですけども、やっぱりどうしてもやっぱり、6年生にとって平和学習、歴史学習というのはやっぱり、もう重要ですし、そういうことでずっとやってきたという経緯があると思います。

しかし、ことしも長崎のほうで国体があるということで、非常に宿泊の面とかで苦勞してるんですね。そういった面で今後やっぱりもうちょっと考えていくべきかなっていう気はしております。

しかし、場所的にはやっぱり長崎というのは非常に、総合的に考えてもいい場所だなということで、今後もやっぱり続けていくんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

下田 寛委員

長崎というところはやっぱり早いうちに押さえておくべき場所だと私も思っておりますんで、ただ、これ意見としてなんですけれど、鳥栖だからできる修学旅行というの何かできないものかなというのもちよっと思ってて、例えば新幹線乗って鹿児島行って、知覧の特攻隊基地見て、そこでも十分な平和学習できると思いますし、志教育等もできると思うんですよね。

また8月11日となれば、鳥栖でも空襲が起こった日であって、それ、残念ですけど、鳥栖で全員で慰霊祭をやるということが今行われておりませんので、そういったことも含めた形での平和学習というの、構築をするべきなんじゃないかなというようなことも、ちょっとこれ意見としてですね、思っているんですけど、ぜひとも長崎を中心として今まであった平和学習というのは非常に大事なことだと思いますんで、ぜひとももっと柔軟な考え方も取り入れていただきつつ、御検討いただければなと思っております。

以上です。

委員長、続いてですか。

国松敏昭委員長

はいどうぞ。

下田 寛委員

決算書の236ページの、節13. 委託料の音楽祭委託料について。

これラ・フォル・ジュルネについてなんですけれど、これきっと一番残念な思いをされていらっしゃるのは、一番しっかりと企画等された市役所の方々なのかなという思いがしてるんですけども、結局これが、結果、外的な要因でなくなってしまったということなんですけれど、結局ラ・フォル・ジュルネのときに言ってたような、その音楽の文化をいかに浸透させるかというようなところでの効果がどうだったかっていうのと、そのやったことの意義を今後何かの形で継承できるのかっていうところをお伺いしたいんですけど。

園木一博教育部長

ラ・フォル・ジュルネ音楽祭について、事業の目的でありましたものについては、基本的におおむね市民の方々に、本当、本物のクラシックに低料金で親しんでいただけるという、事業趣旨を踏まえて、十分に浸透いただいて、評価もいただいたものという認識はいたしております。

で、この音楽祭については、先ほど下田委員さんのほうから御指摘ありましたように、受託業者の事業費の問題等、いろんな課題等がございまして継続が困難であるということで、

音楽祭の実施自体は断念をいたしておりますけれども、この音楽祭の中で行ってございましたアウトリーチ事業、各小学校、幼稚園、保育園等、音楽家のほうが訪問演奏ということで、実際、その現場でですね、本物の音楽に触れていただくという部分については継続していこうということで、事業については、このアウトリーチ事業については継承いたしておりますので、子供たちに本物の音楽に触れていただく事業については、今後も事業継続していきたいというふうに考えてるところです。

下田 寛委員

わかりました。

で、1点お尋ねしたいのが、ラ・フォル・ジュルネのホームページは削除されたんですか。

古沢 修文化芸術振興課文化芸術振興係長

ラ・フォル・ジュルネのホームページについてでございますけれども、音楽祭の実行委員会自体がもう存在しておりませんものですから、サーバー等の委託料の支出ができておりませんので、削除という形になっております。

データのほうは保存をしておりますけれども、ホームページ閲覧は不可能な状態になっております。

以上です。

下田 寛委員

もうなくなってしまった事業ではあるんですけれども、とてもいいイベントだったと思うんで、もうちょい市民の方々の目に触れられるような、懐かしむ形でもあるのかもしれないですけど、ちょっと検索して出てこなかったんで、非常にこれは残しといたほうがいいんじゃないかなと、その予算の関係でそうせざるを得なかったんでしょうけれど、ちょっと残念に思いましたので、その辺何か御配慮できればなあと思っております。意見です。

で、ちょっと引き続きいいですか、委員長。

続いて240ページの、8番、勤労青少年ホームについてお伺いをしたいんですが、これそもそですね、これ条例を見てると、35歳未満の働いている青少年が対象にもかかわらず、条例では日曜日休みてなってるじゃないですか。

日曜日休みで、2番以降で、ただし市長が認めた日に限っては、会館あけるとなってるんですけど、もうこれ時代に合っていないと思うんですけれど、この存在そのものを見直して、使いやすい形でやっていくべきなんじゃないかなと思うんですが、ここについてって何か議論あってるんでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長

まず、この勤労青少年ホーム条例につきまして、本年4月1日から、改正をいたしており

ます。

その改正をするに当たって、実際に今勤労青少年ホームの利用状況等を検討いたしまして、実際に利用者の中で、これまでは市内に働く、あるいは、市内に住所を有する30歳未満の勤労青少年という形で、範囲を30歳未満にしておりましたものを35歳に引き上げたところでございます。

ただ、実際のところなかなか、対象者という方の利用というのは非常に少のうございます。それが現状ではありますが、今回の見直しによって、それ以外の方の、目的外使用についてもですね、幅広く利用していただくために、料金の見直しもあわせて行っております。

ただ、議員おっしゃるように、日曜日は休館になっておりますので、日曜日の開館についての検討は、これまでしたことはございません。

以上です。

下田 寛委員

そこがですね、ちょっと意見になってしまうんでしょうけれど、勤労青少年に使ってほしいのに日曜日休みてのはやっぱおかしいと思うんですよね。

せめて逆ならわかるんですけれど、何かここ見直す点じゃないのかなというふうに思います。

あと、今言われたようなところで、これ主要な効果の説明書の134ページのところに、勤労青少年ホームの件が書いてありますけれども、一番上の教養講座が693人、延べということになると、この各教室に参加された人数というのは、延べでどうなるんでしょうか。各講座、多分5人10人しか来られなかったのかなというふうに思います。

それを受けての改定だと思うんですけれども、であと、その下の本館の利用状況についても、今御答弁いただきましたように、使用者、利用者自体が減っていると。

今後見直しが、条例の改正もして、使いやすいようにしたということですが、見込みとしては、今後どのようになっていきそうでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長

まず、この教養講座、教室、この事業につきましては、勤労青少年を対象にした教室でございます。

基本的にこれまで、ホーム、30歳未満の勤労青少年を対象とした事業ということでこの教室を開催しておりましたので、なかなか利用者が限定されると、講座を受講する方が限定されてしまうということで、こちらについても今年度からは、一応勤労青少年を対象にしたものでございますが、例えば受講募集をして、人数にあきがある場合については、勤労青少年以外の方も受講可能という形をとることにしました。

また、利用状況につきましても、現在まだ改正をして半年がたったばかりでございますので、なかなか比較が難しいところではございますが、勤労青少年の方は無料で受講もできすし、利用もできるという施設と、教室になっておりますが、実際のところ、利用者の中では、勤労青少年以外の利用者がふえつつあるかなという感触を得ております。

以上です。

下田 寛委員

そもそも勤労青少年ホームって、当時とはとても画期的なものであったと思うんですけど、やっぱり時代の流れに合わせて、当然行政としても、考えながらやられているものだと思います。

もっと多くの方に利用できるようなことを、また、議論をさせてください。

で、引き続いてなんですけれど、こっちの、説明書のほうの137ページの、こちら、スポーツ教室等いろいろ、参加人数と場所等を書いていただいているんですけど、これは全部無料で行われているやつなんじゃないかな。

その点お伺いしたいんですが。

石丸健一スポーツ振興課長

基本的に無料でございます。一つ、ナイターテニス教室だけが、材料費をいただいております。そのほかは無料でございます。

国松敏昭委員長

どこ。

石丸健一スポーツ振興課長

ナイターテニス入門教室が、ボール代をいただいております。

下田 寛委員

ここで、ちょっと担当外になるのかもしれないですけど、例えば今、フィッ鳥栖ってあるじゃないですか。これとのすみ分けてどうなってるのかなと思ひまして。

石丸健一スポーツ振興課長

スポーツ振興課で行っております事業は、大きく二つございます。

まず一つは、健康づくりの観点からの教室、それからもう一つはきっかけづくり、何かこう始めるに当たって、そのきっかけとしていただくための教室という二つの教室を開催しております。

フィッ鳥栖のほうは、これをしたいというのが決まって、実際はボクシングとかいろいろございますけど、そういうやつと、あと、フィッ鳥栖の中でも、確かに委員さんおっしゃるように、スポーツの振興を図るために、いろんなニュースポーツ、軽スポーツ等の普及活動

もされてますので、そこで若干かぶる部分はあるかと思いますが、基本的にフィッ鳥栖はお金をお支払いされて、お金を払ってでもこうしたいという方がフィッ鳥栖の会員ということになりますので、フィッ鳥栖がされている分は、会員確保のためのいろんなイベント教室をされておるといふふうに理解しておりますので、一定すみ分けができてるのかなというふうに思っております。

下田 寛委員

いろんな団体があって、そういった健康政策といいますか、スポーツ関連政策があるのも、鳥栖の非常に大きな武器であるというふうに思うんですけど、いまいちその辺が見えづらいといいますか、っていうふうに思ってます。

インターネットなんか見ても、ちょっと広報ももっと強くしたほうがいいのかなというふうに思います。

多分市民の人、どっちがどっちで多分あんまわかってなくて、やって、ちょっと楽しく周りの人たちと楽しめればいいかなというところからきっと入っていくんでしょうけれど、その辺の、何でしょうね、すみ分けという言い方しましたけれど、どっちがどういうブランドで、どういう発信力持って、役割持ってるのかっていうところは、もっと突き詰めていくと、非常に強い武器になっていくのではないかなと思いますんで、何かその辺、今後、さらに盛り上がっていくように、御協議をお願いしたいと思います。

とりあえず以上で。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

成富牧男委員

同和関係で少しお尋ねをします。

ページで言いましょうかね、決算書の216ページと、小学校関係、それから中学校関係が222ページ。いずれも三神地区、これ何か、人、同和教育、このとおり読んだら同和教育研究会負担金ですけど、人権が抜けとるんですかね、人権同和教育研究負担金、小・中学校とも。金額的には大変、余り大きい金額ではありませんけども、そこで、何をされているのか、趣旨、目的、構成、年間回数、鳥栖市からの参加人数、それと、成果物はどういうふうなものが上がってきているのか。

以上お尋ねをします。

柴田昌範学校教育課長

人権がちょっと抜けてしまっておったんですけども、三神地区人権同和教育研究会ということで、負担金を出しております。

活動内容としましては、支援研修の研修会が61回ほど、あるいは理事、世話人研修会、あるいはエリア研究会、それから担当者研修会も年間4回ほど行われております。

また、全教職員を対象といたしました夏季講座ということで、昨年、平成25年度は、基山で開かれておりますけれども、講演会が行われまして、教職員404名が参加しているということです。

あとは、担当者研修会では授業研究会ということで、人権教育を中心とした道徳の授業、道徳の公開授業が行われまして、これに指導助言者あたりも来ております。

支出の内容としましては、こういった研究会の講師の旅費、謝金、資料代、あるいは授業研究会の謝金、資料代、あと事務局費として、文具、用紙代等となっております。

成果物としましては、きょう持ってきておりますけれども、こういったですね（実物を示す）、三神地区人権同和教育研究会総会といった冊子ができておりまして、どのような活動をしたかという、ところあたりが報告書としてまとめられているところです。

目的としましては、主にやはり人権教育ということで、今、いじめあたりが、非常に問題となっておりますけれども、やはりいじめ防止に取り組むという大きな目的持って、この人権同和教育研究会あたりも活動してもらっているという状況でございます。

以上です。

成富牧男委員

これ授業研究会ってさっきおっしゃいましたけど、そこには何か、特定の、例えば鳥栖から、誰かを任命じゃないですけど、選んで、同じ人に行ってもらってるような、パターンがあるんですかね。

柴田昌範学校教育課長

北茂安中学校で道徳の授業が行われているんですけども、各学校に案内が行きまして、人権担当あるいは道徳主任あたりが、希望する者が参加する形で行われているという状況です。

成富牧男委員

それでは時間的にとか、拘束されるという内容ではないんですね、全体的に。単発のいろいろなやつがあるということに理解しとっていいですか。

さっきの、六十、何て言いんしゃった、61回て言われました、最初に。それは、いろいろな授業が61回、合わせてあるちゅう意味ですか、年間。

柴田昌範学校教育課長

支援教員研修会というのが61回あっているんですけども、この支援教員というのは、鳥栖市では1名、鳥栖中学校のほうに配置されております。

をしたものが1,311冊ございますので、割合で申しますと、16%ぐらいがリクエストにお応えして購入をしたということになります。

実際は、リクエストはもう少したくさんあるんですけども、必ずしも新規で購入しなくても、例えば基山の図書館にありますとか、小郡の図書館にありますとか、そういうこともございますので、その場合は新規で購入せずに、そちらのほうからお借りをして、貸し出しをするというような形をとっております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

柴藤議員、いいですか。

はい。

じゃあ、質疑を行います。

成富牧男委員

同和関係の話を、続けにいこうと思いましたが、その前に、小学校の需用、小中学校のいわゆる需用費の関係でちょっとお尋ねしたいんですけど、例えば……

国松敏昭委員長

ちょっと、何ページですか。

成富牧男委員

言います。例えばで言います。

212ページ、これ小学校ですね。212ページの学校事務管理費の需用費、ざっとありますけど、私、平成21年度から平成25年度までの、いわゆる需用費のですね、需用費関係の推移を事前にちょっと調べさせていただきました。

それによると、例えば小学校でいうと、これ一番比較するのがわかりやすいのが、1人当たり、生徒1人当たりというのが一番、ふえているのか、横ばいなのか、それとも少なくなっているのかというのがわかりやすいと思いましたので、それをお願いしましたら、平成21年度が1人当たり、これは消耗品、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料品費全て、需用費込みですけども、需用費の全てですけども、平成21年度が1人当たりの額が2万1,242円なんですね。そして、平成25年度を見ますと、1人当たりは2万480円ですね。だから、少なくなってるということです。

その中で特に推移、光熱水費を見ますとですね、1人当たり、1人当たりの光熱水費、平成24年度が1万140円、それに対して平成25年度は、9,976円ですね。1人当たりの光熱水費は下がっております。平成25年度のほうが。

何を言いたいのかっていう言うと、よく先生方とお話ししますと、消耗品が足りん、足り

んとか、水道、年度末に近づくと電気料が、電気料をちょっと苦勞するとか、その、いわゆる需用費の中だから流用はできますからね、いわゆる、自分とこでいろいろ工夫をせんといかんこととなるという、悩みみたいな聞いてきたんですね。

それで、ちょっと私注目したのが、電気料で言うんですよ、これ使うなちゅうことじゃないですからね。夜体育館使われてますよね。大体どこも小学校、中学、中学校もかな、体育館電気ついてます。

この電気料は大体どちら、これも、この中の、学校事務管理費の中に含まれているんでしょうか。お尋ねします。

柴田昌範学校教育課長

今お尋ねの件ですけれども、夜の体育館、社会体育等で利用されている部分も、この学校事務管理費の中から支出していることになります。

成富牧男委員

どちらに尋ねたがいいのか、部長がいいのか教育長がいいのか。

これは、夜使ってあるのが明らかに学校教育じゃないと私は理解しているんですけど、いかがでしょうか。

天野昌明教育長

夜の分については、もう本当にどこの体育館でも1週間満杯で使っている状況ですけども、これは、この社会体育ということで学校とは関係ありません。

以上です。

成富牧男委員

学校教育ではないわけですね。

まあ同じ教育委員の中、委員会の中でそげん、どっちみち同じ予算やろうもんちゅう話はあるかもしれませんが、実際やっぱりこう予算が限ら……、やっぱり学校教育は学校教育の中で、工面せんといかんわけですね、それぞれやりくりして。

そうなりますと、例えば昼間でもそうですね、土日結構社会体育関係使われると思いますが、小さなことから言えば水、ひょっとしたら水道栓があつたら水まきの話もあろうし、これもやっぱり水道、まさに光熱、水道光熱費ですよ。

で、言いたいのは、これはやっぱりきちっと、少なくとも体育館については、別メーターつけるのか、それが費用が大変やったら大体2時間のこのワット数やったらどれぐらいとわかるはずですから、案分するとか、何かそういう工夫をされて、きっちり、それぞれのところでされた方がいいんじゃないかと私は思います。

そうせんと現場が、自分たちのね、使った電気、電気代じゃないとまで使って、それで事

務員さんなんかも苦勞してあるような話も聞きますからね。

そこんとは、ここで答えを求めようとは思いませんけど、それこそ来年度の予算の中、編成する中で、ぜひ議論をしていただけたらなというふうに思います。

それで、委員長。

そしたら、同和教育集会所の関係、これは、同じく決算書でいうと、226ページですかね。

委託料のところに、これは同和教育集会所管理委託料ちゅうのがありますけれど、この関係と、それともう一つ、社会教育指導員報酬、これは二百、ごめんなさい、前後して。その前のページの社会教育総務費の報酬のところ、一番下の段、社会教育指導員報酬。

それから、さっきの話では、節7. 賃金の中に、もう1人、同和教育集会場の事務員さんですかね、が、含まれてるというふうに説明があったと思いますけど、そこでちょっとお尋ねをしたいんですが、まず確認ですけど、社会教育指導員の2名の勤務、2名。これは、同和教育集会所が勤務場所と、場所であると。

そして、さらにそこにさっき申し上げた事務員さん、合わせて3人がそこで仕事をしてあるということでもいいのかが一つと、そして、それぞれの仕事の分担、どういう仕事の分担をしておられるのか。

それと、そうですね、早く終わるように、質問項目を先に言っておきましょうか。それぞれの人件費ですね。例えば社会、例えばやなくて、社会教育指導員さんの報酬、これは、2名がその同和教育集会所にいらっしゃるというふうに私は今思っているんですけども、それぞれの報酬ですね。そしてもう一人の方の補助、内訳をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長

まず、同和教育集会所のほうに配置している人数でございますが、事務員として臨時の嘱託職員を1名、また、社会教育指導員を2名配置しております。

3名のそれぞれの仕事の内容でございますが、社会教育指導員2人のうち1名につきましては、主に人権啓発、他の関係団体との連絡調整、差別事象への指導・助言、またえせ同和担当等を主に、業務の内容としております。

もう1名の社会教育指導員でございますが、こちらも主に人権啓発を担当していただき、また、会員への生活相談、就労等の相談、また会員の生活向上、生活安定を図るための業務に携わっていただいております。

もう1名の事務職員でございますが、日常的な、同和教育集会所の施設の管理業務や、こちらのほうに配置しております社会教育指導員など関係機関等との事務連絡、また、来所者の対応などを行っていただいております。

業務の内容は以上でございます。

続いて、それぞれの賃金、報酬額につきましてお答えいたします。

まず、社会教育指導員、お二人のうち1名が年額247万500円、もう1人が、223万6,500円の指導員のそれぞれの報酬額でございます。

そして、賃金でございますが、同和集会所の事務員賃金といたしまして、年額の184万9,200円でございます。

以上です。

成富牧男委員

もう一人の嘱託員さん、3番目の、3人目の方の金額もお願いします。

国松敏昭委員長

3人目180万やろ。

成富牧男委員

3人目ちゅうのは、全部で社会教育指導員さん3人おられますので。

佐藤敦美生涯学習課長

すいません。賃金額につきましては、年額の184万9,200円でございます。（発言する者あり）

国松敏昭委員長

それ、臨時でしょ。臨時の。

成富牧男委員

そうそう、社会教育指導員さん3名。（発言する者あり）

佐藤敦美生涯学習課長

3名のもう一人ということですね。

もう一人は、市役所ほうに配置しております指導員の年額といたしましては、170万6,040円でございます。

成富牧男委員

何か違うとった。おうとるじゃろ。あれやったら委員長に言うてからあれして。

国松敏昭委員長

いやいやいや、あなたが質問して。手挙げたいやんね。

成富牧男委員

今の話ですと、まず、社会教育指導員2名、これは、この方は週4日というふうに伺っておりますけど、全日本同和会鳥栖支部のメンバーだと、構成員だと、いうふうに理解しております。

違ってたら、あと答弁いただくときに言ってください。

で、そのうち2名がやられてる仕事ちゅうのは、今の話では似たような、ほとんど似たような仕事だったと思うんです。

それで、ちょっと先に聞きたいのが、私の率直な感じとしては、二人も要るんかちゅうことですよね、一言で言うと。

で、私知らなかったんですけど、それにプラス臨時さん。しかもこれ18万4,900円ってかなり高い金額……

国松敏昭委員長

18万。180万やろ。180万じゃなか、年間の。

成富牧男委員

ああごめんなさい、180万円ね。184万9,200円、ですね。

だからその金額というのは、結構高い金額じゃないかなと私は思うんですけど、さっき社会教育指導員の報酬、3名分言っていただきましたが、上から高いほう2人が、同和教育集会所におられる指導員さん、そして、もう1人、一番少ない1170万6,400円かな、これが、今あすこにおられる元、前の部長の方ですよ。

だから、まずここで私は、非常に違和感を覚えるわけですね。役所に恐らく三十数年以上おられて、さまざまな分野、特に社会教育分野、それから健康福祉部長も最後やられておりますので、いろんな、非常に幅広い経験を持っておられる方が一番、報酬的に少なくて、どうして、その社会教育指導員、同和教育集会所に配置されてる二人がこれだけの金額になるのかというのがよくわかりません。

この二人に差をつけてあるのはどういう意味でしょうか。同和集会におられるこの二人、同じような業務内容なのに、これだけの差をつけられてるのはどうしてでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長

今現在、就職差別、あるいは結婚差別など、同和問題は解決されていない現状の中で、さまざまな関係機関や、関係団体との連携や調整など、広範囲な対応が求められている部分もございます。

また、そういった同和問題に起因するさまざまな差別に関しての問題に対して、相談事や、それから、調整、またいろんなところに場所を問わず、また時間を問わず対応しなければならないという部分もございまして、差別の相談につきましては特に慎重な対応も必要であることから、この金額については、市役所の指導員よりも増額とさせていただいております。

成富牧男委員

私、ごめんなさい、質問の仕方が悪かったと思いますが、社会教育指導員、同和教育集

会に配置されている2名に差がありますよね、金額の差が。その金額の差がありますけど、どうしてですかと。業務は似たような業務をおっしゃったようですが、どうしてです。何の違いがあるんですかと。

国松敏昭委員長

ちょっと成富議員に言うばってん、先ほどは、学校の職ね、学校じゃなかった、そこの何ちゅうか、教育委員会におられる人と社会教育委員の指導員の差額の話ばしよって、今度は話ば、この、何ちゅうか、社会教育二人の話ば今したろ。話ばされたでしょうが。

だけんちょっと整理ばして、きちつと言わんならさ、自分だけわかって、質問の意味のようわからんやんね。

成富牧男委員

学校教育の話は需用費の話で、終わっております。いいですね、終わってます。

それで、改めて同和関係の話をしますということで、同和教育集会場に配置されている指導員さん2名と、全体で、社会教育指導員さん3名の話と、それから同和教育集会所に、もう1人、嘱託さんとして配置されてる人がおるといことなんで、そこら辺の業務の分担を聞く中で、いいですか、そういうことです。

国松敏昭委員長

その辺な、御理解できますな、今の質問に対する。

佐藤敦美生涯学習課長

同和教育集会所に配置しております指導員2名の報酬の差額につきましては、主に他団体との連絡調整、あるいは差別事象への指導的の立場の方に対して、その分増額の報酬とさせていただきます。

成富牧男委員

ちょっと言いたいこといっぱいあって、それこそ、あるんですけども、今言われた、さっきから出てるさまざまな団体とか、さまざまなさまざまになって言われてますけども、私はそんなにさまざまあるっていうふうには思えません。

それで、一番高い人の理由を今ちょっと言われましたけども、このときはまだ御存命だったかもしれませんけど、例えば平成26年度現在ですね、この社会教育指導員、その二人の経験年数は何年と何年ですか。平成26年で。

佐藤敦美生涯学習課長

平成26年4月にはお一人の方、お亡くなりになっておりますので、平成25年、任命した当時の、在職というか経験年数を申し上げます。

平成25年4月1日現在でございますが、お一人の方、指導的立場の方が28年、それから、

お一人の方が9カ月でございます。なので、今、平成26年4月現在は、1年9カ月。

成富牧男委員

私の理解では、今は、2名の指導員さん、二人とも、経験が浅いというふうに思いましたけど、それは違うんですね。

私、だから平成26年度ではどうですかというふうに、前置きして聞いたと思います。

佐藤敦美生涯学習課長

はい、申しわけありません。

平成26年度、今現在、10月1日現在でございます。お一人の方が6カ月、もう一人の方が2年と3カ月でございます。

成富牧男委員

先ほどの説明からすると、ちょっとやっぱり違和感があります。

6カ月の人、平成26年度も同じ金額で予算はしてありますよね、今のところね。

これ、6カ月と2年数カ月の方にですね、ベテランだからということで、わざわざこれ私の記憶では、平成22年度か何かの予算で、公務員賃金が下が、右肩下がりのときに、ぼんと上がったんですよ。

これやっぱり特別扱いだったと思いますので、これはもう私の要望です。

この報酬については、お二人とも、たった6カ月の方、それから2年数カ月の方、これを三十数年ね、市役所を勤め上げて、部長までされた方はよりも高い金額を置くと、報酬を置くというのはどうしても考えられませんので、ぜひ平成27年度の予算編成に向けてですね、考えていただきたいなど。これは要望ですので、お答えは要りません。

もう一つお伺いしたいのが、委員長。

国松敏昭委員長

はい。

成富牧男委員

さっき、あと一つボリュームの問題でいいましたが、あそこ現在の開所すべき日数ですね。

規則によればあそこは、1日だけ、閉めてるんですかね、条例か、週に1日、日曜日が休館日かな、そういう前提で、開所すべき日数が何日で、稼働している日数が何日で、延べの利用人員が何人か、お願いします。

佐藤敦美生涯学習課長

平成25年度実績で申し上げます。

開所すべき日数でございますが、休所日といたしまして日・祝日、また、12月29日から1

月3日が休所日となっておりますので、それ以外の日数でいきますと244日となります。

また、稼働日数につきましては、開館した日、開所した日というふうに捉えて、お答えしたいと思いますが、これは218日開所しております。

また、延べの利用者数でございますけれども、760人でございます。

以上です。

成富牧男委員

稼働日数ちゅうのは、開所すべき日数と開所日数の違いを、何か理由があってあけてないということですか。

ちょっとそこんところ、さっきの話でわからなかったんで。

佐藤敦美生涯学習課長

一つ一つを今現在、詳細はわかりかねますが、基本的に開所すべき日数から稼働日数、会館開所した日を引いた分につきましては、職員が、出張あるいは所用で、開所できなかった日というふうに考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

すいません、それちょっと私稼働日数って言い方悪かったんですけど、要は、この施設が使われた日っていう意味で言ったんですけどね、それはそれでいいです。

ただ、今のでまたあと一つ、その開所すべき日数が244日なのに、いろいろであけなかったというのは、これはこれでまた大きな問題だというふうに指摘しておきたいと思います。

この延べ利用、そしたら延べ利用人員の760人は何日間の760人ですか。

佐藤敦美生涯学習課長

利用日数につきましては125日でございます。

成富牧男委員

これは、もう一つ聞きます。この125日のうち、夜、夕方か、夕方5時以降使われたのは、何回ありますか。

佐藤敦美生涯学習課長

夕方、あるいは、土日、祝日含めまして、42日でございます。

成富牧男委員

今言われた平日の、開館日の5時、5時以降とそれ以外のって意味で言われたんですかね。その、職員がおらん時についてという意味で言われたんですか、日にち。土曜日はだけど、あけるのが当たり前の日でしょう。

そこんところはどうです。

佐藤敦美生涯学習課長

失礼いたしました。

5時以降で、開館すべき日の5時以降の利用実績といたしましては、37日でございます。

成富牧男委員

125日利用されとって、そのうち、5時以降は37日ということだったと思いますけど、この集会場は、さっきの決算書でいうと、226ページの委託料がありますよね。同和教育集会所管理委託料、99万3,945円っていうのがありますけども、ここの中に、5時以降の管理も含まれているんですよね。

管理委託料の内訳を、念のためちょっと言っていただけますか、簡単に。この同和教育集会所管理委託料の内訳。

佐藤敦美生涯学習課長

同和集会所の管理委託料、99万3,945円の内訳でございます。

まず、管理委託料36万円、日常清掃委託料36万円、警備委託料12万8,520円、清掃委託料14万5,425円でございます。

成富牧男委員

このうち、いわゆる同和関係と思われる方に個人委託されているのは、どれですか。

佐藤敦美生涯学習課長

個人のほうに委託しておりますのが、管理委託料の36万円、日常清掃委託料の36万円でございます。

成富牧男委員

はい、ありがとうございます。

そいでですね、毎月3万の多分36万円だと思うんですよ。

それで、今お聞きしますと実日数、5時以降使われた、そのため、管理委託を受けた人かな、出てこなければならない日数は37日だと思うんですよね。そうですね、さっき言われたのでは。

違う。違うなら言ってください。何日。年間。

佐藤敦美生涯学習課長

先ほど、最初に申し上げた42日でございます。

通常、事務職員が月曜日から金曜までの9時から17時までの勤務となっておりますので、それ以外の利用に対応するという委託でございます。

成富牧男委員

まあ42日でもいいですよ。42日というのはだから月に何回かっていうときもあると思う

んですよ。

そうすると、そのために、毎月3万円、ずっと払ってあるわけでしょう。それから清掃委託料ちゅうともそうですよね。前に。

私からすれば3人おられれば、その清掃にしても、そのうち、その3人で賄ってもらえばいいんじゃないかなと思うぐらいなんですよね。ちゃんとした清掃は定期的に、また、年間何回かやるにしてもですよ。

だからこの委託料の契約方法、契約が多分そういうふうに、いても、来ても、来なくても月3万円となっているのであれば、それはそれとして、今後ぜひそれも検討していただきたいなというふうに思います。

あと、この同和教育集会所勤務、勤務っていうか、されてる3人についての、服務関係ですけど、この鳥栖市社会教育指導員設置要綱には、服務その他必要な事項については別に定めるてなってますよね。

この別に定めた何か、あるんでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長

社会教育指導員の服務に関するものは、まず社会教育指導員の任用伺いのときに、決めています。

以上です。

成富牧男委員

そういう形で示しているちゅうことですな。

はい、それはいいんですが、それで、問題はいわゆる、日々の仕事をしてあるかどうかという、管理の面、人事管理の面でですね、例えば、こちら本庁のほうですと、朝印鑑押してありますよね。そういう出勤簿か、出勤簿、それと、業務の内容を逐次こちら、つかまんどいかなんですよ。

そのための業務日誌なり、報告書なり、そういうのは、今やっておられるんですかね。

佐藤敦美生涯学習課長

まず、同和教育集会所の事務員につきましては、現在出勤簿を毎日押していただいております。

また、日誌等については、日常的な形で、生涯学習課の職員のほうが出向いていろんな情報交換を行いながら、業務の把握に努めているところではございますが、今後日誌の整備については検討しているところでございます。

なお、社会教育指導員につきましては非常勤特別職でございますので、出勤簿はございません。

以上です。

成富牧男委員

社会教育指導員が非常勤特別職だというのもちょっとこう違和感がありますけど、はい、わかりました。

一応ちょっと、あと一項目ありますけど、同和関係で、とりあえずは終わりたいと思います。

国松敏昭委員長

はい、ほかございますか。

柴藤泰輔委員

1点いいですか。すいません。

決算書の220ページですね。

この節18の備品購入費、この中に図書館の本代が入ってると考えてよろしいでしょうか。学校の、はい。

国松敏昭委員長

答弁は誰ですか。

柴田昌範学校教育課長

柴藤議員の御質問ですけれども、この備品購入費から図書購入に充てているかという御質問ですが、学校図書館の購入は、この備品購入費から行っているということで結構です。

柴藤泰輔委員

ありがとうございます。

それで、この平成25年の決算認定資料の、これは21ページなんですけど、この学校図書蔵書数のやつですね。

これで、小学校は、旭小除いて基準の達成率になってるんですけど、中学校がですね、基里中以外の3校の中学校が、蔵書……

国松敏昭委員長

何ページ。

柴藤泰輔委員

21ページですね。

で、基里中は119%、平成25年度がですね。ほかの、鳥栖中が85.2%、田代中76.1%、鳥栖西中が84.7%っていうことなんですけど、この原因ていうのは何ですかね。

柴田昌範学校教育課長

図書館の基準に対しての蔵書数の基準達成率が100%満たしていないというところで御指

摘いただいているところですが、ここはやっぱり100%行くように、今後、鳥栖中学校、田代中学校、鳥栖西中については、備品購入で、この図書の部分をふやすように、また、読書指導に力を入れるように教育委員会としても指導してまいりたいと思います。

柴藤泰輔委員

ありがとうございます。

それで、これ平成24年度と平成25年度の、12の小学校中学校の蔵書数を見ると、三つの学校以外、全部減ってるんですか。これはもう廃棄とかそういうものの関係で減っているんですかね。

柴田昌範学校教育課長

やはり相当、図書が、学校図書館の利用も小学校あたりは利用率が高いために、本も大切に扱うということは指導しておりますが、傷んでくる本もたくさんあるために、廃棄ということで、この蔵書数の変化が起こっているということで御理解いただきたいと思います。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

以上です。

下田 寛委員

すいません、今のところに関連して、今後の考え方等伺いたいんですけど、今の柴藤議員のところですね。

これ、当然小学校同士で本の貸し借り等はやっていると思うんですけど、そういうのはやっ、小学校間の図書の貸し出しっていうのは。

柴田昌範学校教育課長

現在、学校図書館につきましては、いわゆるバーコードリーダーあたりの導入も、単体で2校しか導入できておりません。

ということでオンラインで、各学校の蔵書あたりをのぞけるシステムもできておりませんので、学校同士の図書館の本のやりとりというのは全く行っておりません。

一方で、市立図書館の利用については、ある程度できて、例えば総合的な学習で環境について調べるといことで、団体貸し出しである程度本を借りてくるということはしておりますが、鳥栖小学校と鳥栖北小学校での本の貸し出しというのは、全くやっておりません。

下田 寛委員

ちょっと電子化がもしできるのであればするべきなんじゃないかなという思いを持ってるんですけど、もしできるようになったら、恐らくまた小学校、各小学校が持ってる蔵書というのもきっとかなりかぶってる部分があったりすると思うんですけど、そこも想定し

た上で、学校間での貸し借りというところは、視野に入れてるんですかね。

園木一博教育部長

今、御指摘いただけてます学校図書の関連でございますけれども、実は、一昨年図書館システムの再構築を行っております。

その前提として、学校図書との連携というのも、システムの構成の中で、念頭に置きながらシステム構築を行った経緯がございます。

今後、学校図書のシステムの導入も含め、ただ課題として残りますのは、どうしても蔵書のやりとりという部分が、要はマンパワー、人を動かす部分、それと、図書館との連携というのも視野に入れておまして、とりんす号の活用等も含めてですね、今後学校図書、学校間の蔵書の貸し借り、それから市立図書館との連携も含めたところで、どういったシステム構築並びに運用方法が一番効率的で、利活用が図っていかれるかというのも、視点に置きながら、現在検討は進めている状況でございます。

下田 寛委員

わかりました。よろしくお願いします。

国松敏昭委員長

ちょっと私からばってん、それはいつ。検討してるて、いつまで、どういう形ですという具体的なものまで、数値目標はない。

園木一博教育部長

当然、新たに追加する部分として、費用も伴ってくる部分がございます。当然、予算編成の部分も絡んでまいりますので、現段階では、当然その事業化に向けた、教育委員会内の検討は進めておりますけれども、現段階で、いつから稼働させるという明確な明言はちょっと、現段階ではお答えできない状況でございます。

ただ、そういった方向で今後進めてまいりたいということで協議を進めている状況だという御報告で、御了解をいただきたいと思います。

国松敏昭委員長

いいですか。はい、まだ追加。

下田 寛委員

で、決算書の206ページの食育シンポジウムというところがありますが、ちょっとこれここで聞くべきなのか、ここの項目で合致するのかどうかちゅうのがちょっとわかんないんですけど、給食センターも含めた上で、今後の食育のあり方について、恐らくやり方が大きく変わってくるのであらうと思いますし、給食センターを生かした形で、当然、センター自体も食育をするような、2階は見れるような形でやっているものだと認識してはいますが、今

後どのように行われていくのか、というところをまずお伺いしたいんですが。

佐々木英利学校教育課参事兼課長補佐兼学校給食センター長

食育シンポジウムについては直接かかわっておりませんでしたので、わかりませんが、食育、今後の食育については、これまでも学校教育の中で食育進めてまいっております。

ただ、提供するところが自校の給食室からセンターのほうに変わりますので、以前からその課題になっているその調理員の顔が見えないとか、においがしてこないというようなところの課題はありますけれども、その課題については、情報提供したり、もしくは、給食センターのほうに見学とか、試食とか、そういったことを通じて、つくっている人、それから、生産者のほうの顔も見えるような食育を進めていくと。

それを学校教育の中で、栄養教諭を中心として食育は進めていきたいというふうには思っております。

以上です。

下田 寛委員

わかりました。

で、あと、今お話しいただいた栄養教諭の件なんですけど、今後も、今の人数を維持できるのかどうかということをお伺いしたいんですが。

柴田昌範学校教育課長

現在、平成26年度につきましては、スタートの時点が単独、各学校に給食室がございましたので、学校栄養教諭及び学校栄養職員が合わせて5名、市内で配置されております。

それが、センターに9月から変わりましたので、今現在のところ、給食センターのほうで5名が勤務している状況です。そしてまだ学校のほうにも食育指導等に行っているという状況なんですけど、来年度につきましては、国の基準からすると、5,000、来年在5,500以内ですので、2名配置という基準になってしまいます。

ですので、5名から2名に3名減ということになりますけれども、5名でも今いっぱいっぱいでやっている状況ですので、県のほうに加配申請ということで、1名は増員していただくようお願いはして、来年度については、3名体制でいくことができればなと考えているところです。

以上です。

下田 寛委員

県の予算も含めて、3名のスタートになるであろうという見込みで今活動されてらっしゃるということでした。

で、具体的に食育に関してはやっぱり今後、今までのやり方と変わってくるところってい

うのがあるんでしょうか。その給食センターを活用、の活用というところも踏まえてですね。

あとその栄養教諭が減ったこと、減ることに関するデメリットの部分、今後協議しなければいけない部分というのがどこなのかっていうのをお尋ねしたいんですが。

柴田昌範学校教育課長

給食センターの活用という面では、2階にランチルームをつくって、見学等もできるようなスペースつくっていただいておりますので、各学校で見学の機会を設けて、実際つくっている現場、働く人の姿あたりを見せていくことができればと思っております。

栄養教諭並びに、学校栄養職員の減員、減ってしまうことについては、例えば今までは各学校で食育だよりをつくっておりました。

そういった点で、今回、9月からは食育だよりも市内統一した形で、一つのたよりを全市内に配布するといった形でできるようになりましたので、そういった面では、人数が減っても幾らか、効率的なところで、対応できるんじゃないかと思っております。

佐々木英利学校教育課参事兼課長補佐兼学校給食センター長

つけ加えて、学校における食育については本来、学級担任のほうで進めるところで、栄養教諭については学校のコーディネーター的な役割を果たすところだと思っております。

そういう意味で、逆に、給食センターのほうになって人員減になったことによって、より学級担任、もしくは学校全体での給食に対する意識を持たなければならないという現実、現状になってきたのではないかなというふうには思います。

栄養教諭等で学校に対して、食育については推進していくということになるとは思いますが、けれども、さらに、学級担任、学校のほうも意識の向上を図っていかなければいけないと思います。

以上です。

国松敏昭委員長

いいですか。

下田 寛委員

あと、給食センターの2階を、恐らく、今後、市内の小学生が見学を、年1回程度は恐らくするようになるのかなと思うんですけど、そういう認識でいいんですかね。

全てのクラスが年に1回は必ず来る。

柴田昌範学校教育課長

全ての学級が年に一度あそこに出向くとなると、また、交通手段等もありますので、6年間を通して1回はというのは必ず、あると思いますが、そのほかに、子供だけじゃなくて、保護者についても、給食試食会等を、ランチルームを使って、提供するということで、早速

もう弥生が丘小学校あたりのPTAからも申し込みがあつておりますので、子供たちについてもなるべく、機会あれば、例えば修学旅行の途中でとかですね、いろんな形で活用できると思いますので、見学の機会は、最低で申しましたけども、できるだけ多くあそこに足を運ぶことができたとは思っております。

下田 寛委員

じゃあ、イメージとして、2階のランチルームっていうんですかね、集会場というんですかね、あそこは1年間で大体どのくらい稼働するイメージなんでしょうか。

国松敏昭委員長

計画はあるかどうかたいね、まず。誰、答弁はどちら。

園木一博教育部長

正直申し上げて、現段階でランチルームの活用、食育の中心としたイベント等が中心なろうかと思いますが、具体的な計画策定まで至ってないのが現状です。

今後学校給食運営委員会と、学校現場の担当者等も加入いただいた、学校給食を考えるような組織体を、いよいよ運用開始しとりますので、立ち上げていく予定にしております。

そういった中で、各学校の要望事項等もお聞きしながら、当然センターとしては、施設提供できる準備ができておりますので、具体的に学校側の御意向等も伺いながら、整理して計画をつくっていく必要があると思います。

先ほど申し上げましたように、やはり給食の実情を保護者の方々にも御理解いただくという意味で、実際弥生のほうから申し出があつとりますけれども、PTAの方々への学校給食の研修というような形での御提供というような形も十分視野に入れながら、できるだけ、あれだけ大きな施設を当然つくって、見学コースも確保しておりますので、食育の視点、運用を用いながら、有効活用ができるように、今後推進をしていく必要があるというふうには考えております。

以上です。

下田 寛委員

わかりました。

議会としても、当然こういう給食センターをつくるべきであるという総意でありましたので、ただつくったはいいものの、全く使われなかったではやっぱりだめだと思いますんで、また協議をさせていただきたいと思います。

もう1個質問、委員長、引き続きいいですか。

決算書230ページの遺跡管理と勝尾城の件なんですけれど、これ、私、以前もちょっと聞かしてもらったことがあったんですが、勝尾城の施設の整備、あと遺跡等の保存、整理等も

されてらっしゃると思うんですけど、これをどこか、随時展示するようなことはできないものかなと思ってんですが、そういった協議というのは、執行部の中でなされているものなんでしょうか。

久山高史生涯学習課文化財係長

現在の勝尾城筑紫氏遺跡の紹介及び展示資料につきましては、牛原町文化財整理室というのが史跡内ございまして、そちらのほうに資料室という形で一部屋設けております。

ただ、こちらについては常時、人がおるときはいつでも見せられるんですけども、一応入り口のほうに必要とあれば御連絡くださいという形で書いてありますので、そちらのほう御利用いただいております。常設の展示場としては以上です。

あとは年間、見学会のたびであるとか、特別展等について、できる限り公開の方向を考えております。

下田 寛委員

遺跡の見学会とか、勉強会とか、さまざまなことをされていらっしゃるんですが、この前、たしか委員会で行ったんですよね、その資料館行かせてもらって、まずあそこまでしっかり意識を持っていかない限りは、見に行く人まずいないと思うんですよね。

ただ、例えば、前もこれ言ったのかもしれないですけど、基山町であると図書館の2階が歴史展示館になってて、ここも職員があけたり閉めたりして、人が来てるかっていうとまたそうでもないんですけど、あと武雄の図書館なんかは、今話題の人がいっぱいいる図書館に、武雄の歴史物をもう誰でも見れるような形にしているんですよね。

それが、そこをどこまで市民が意識しているかっていうと、また別の課題があるんでしょうけれど、この鳥栖市にある国史にも認定されたこの勝尾城というものが、山奥にぽつんとあるのは僕はもったいないんじゃないかなと思うんですよ。

今から日本語教育というのも始まって、鳥栖の歴史をいかに見直していくかっていうところも始まってくる、文化を見直してくるかというところで、そういえばそれはあの山奥まで歩いていくんじゃなくて、図書館なり、そういった公共の場で、いつでも、ちょっと思ったときに見ることができるというような環境があれば、いいんじゃないかなと思ってですね。

ちょっとこれ要望として申し上げたいと思います。

国松敏昭委員長

はい、まだ質問があるかと思いますが、トイレ休憩を踏まえて、暫時休憩をします。

午後2時6分休憩

午後 2 時18分開議

国松敏昭委員長

じゃ、再開をいたします。

質疑を続行いたします。

久保山博幸委員

それじゃ、文化財に関してお尋ねを申し上げます。

228ページの、文化財保護審議会委員報酬でございますが、ここの審議会ではどういうことを協議、活動されておるのかお尋ねいたします。

久山高史生涯学習課文化財係長

文化財保護審議会の役割でございますが、まず、まずは第一といたしまして、鳥栖市の指定文化財に対する審議があります。

それ以外につきましては、各種文化財に関する審議事項、こちらが上げる審議事項を、見ていただくことに対して意見いただく、意見と助言をいただくという趣旨でございます。

国松敏昭委員長

いいですか、今の答弁で。

久保山博幸委員

それで、これは、私の意見にもなるんですが、まず最近感じておるのが、地域の伝統行事ですね。

例を挙げますと、秋の奉納相撲っていうのを基里のある地区でもやっとなるんですが、例によって少子化で、なかなか、いま一つ、今後の存続が危惧されとって、ことしですね、やっとな、やっとなその開催できたところなんですけど、ただ、この行事自体を、同じ校区でも毎年やりよるの知らないという状況なんですね。

もったいないな、で、ぜひこういうことにもそのスポットライトを、もし当てていただければ、これ日本語教育にもつながってくると思うんですが、地域の伝統、文化、伝統行事ですね、で、こういうことをスポットライトを当てていただければ、もうここ何年かが勝負、勝負なのかなというふうに思ってます。

地域全体で、それはまたまちづくり協議会も広がっていくかとは思いますが、まずはその、今現状こういうことに、こういう状況にありますよっていうことをですね、鳥栖市全体の伝統行事を、もう一度精査していただければ、だから、そういう協議の、こういう、その協

議会の場でも、どうあるべきかという、協議をやっていただいて、特に先日、姫古曾神社もですね、二百何十年っていうあの文化財も、ああいう焼失してしまって、もう、やっぱりああいう鎮守の森ちゅうのが、鳥栖全体による鎮守の森ちゅうのがやはり日本の文化財の貴重な、意外と鳥栖でそういうその伝統的なその文化財というのは少ないんですね。

何かその、あんまりその鳥栖市自体、文化財についてどうなの、どうなのかなという、意識がどうなのかなという、貴重なその鎮守の森を中心としたですね、そういうところにもうちょっとスポットライトを当てるような何か、今後の取り組みをですね、この協議会を中心に進めていただけないかな、そういう意見でございます。

国松敏昭委員長

意見ですね。

何か、それに対する何か。

文化財の保護に対してそういう地域の取り組みと、どうやってその辺を何ちゅうか、占用していくちゅうか、その辺何か考え方ある。

久山高史生涯学習課文化財係長

先ほど、委員おっしゃったとおり、まず地域において民俗的な行事が特に廃退というか、廃れている傾向にあるということは、以前から審議会の先生方からも指摘されておるとおりでございます。

ですから、近年鳥栖市誌というものを発刊いたしておりますが、この中の民俗編におきまして、悉皆調査に近い形で各地にどのような民俗行事が残っているかとか、そういったものを調査いたします。

ですから、そういったもの記録を保存するということについては、割と鳥栖市のほうも進んでいるほうだと思いますが、それを今後どう生かすとか、どう保存活用していくかについては、まだ今からの課題だと考えております。

国松敏昭委員長

そして、どこが主導権ちゅうかな、どこか引っ張るところっていうのは、どの部署ですかね。

久山高史生涯学習課文化財係長

私たち文化財の保護部局といたしましては、今申し上げましたとおり、現在の記録、過去の記録、そういったものとりあえず残しておこう、将来に伝えておこうというのが主目的として行っております。

ですから、それを具体的に保護活用するとなると、やはり地元の方たちの協力、協力というよりも、地元の方が主体的に行われ、それについて我々が、過去の記録等もとにいたし

まして、こういう形でされていましてよとか、こういう形のほうがふさわしいというような、そういうアドバイスをするという立場でございますので、なかなか、行政のほうが主催となって地域の民俗行事をとなると、また別問題が出てまいりますので、まずは記録の保存というものに努めております。

園木一博教育部長

まず、文化財の保護関係になりますけれども、市でも、当然国関係になりますと、国指定の史跡とか、無形文化財、いろんな形があります。

同じように市でも文化財においても、無形文化財ということで、地域に残る民俗芸能等、一部補助をしてる部分もあるんですけれども、村田の浮立ですとか、こういったいろんな伝統行事については、市の無形文化財としての登録等も行っている現状等もあります。

先ほどお話がありましたように、地域で、その地域独特の民俗芸能的な形で継承されてる部分というのが、今後、やはりどう保存していくかというのも重要な課題という認識はいたしておりますので、御意見いただいたことにつきましては、先ほど久山のほうから申し上げましたように、記録保存等については、文化財のほうで所掌しておりますけれども、こういったものを地域の声としてやはり継承して、一定何らかの形で、残していきたいという御意見等が賜われれば、そういったもの、御意見等もいただきながら、教育委員会の中で、じゃあ方向性としてどうして持っていくのかっていうのは、今後の検討課題だというふうに認識いたしておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

国松敏昭委員長

はい、次、いいですか。

成富牧男委員

そうしたら私は、文化事業関係でまとめて質問いたします。

ページで言いますと主要な施策の成果の131ページ、それから、決算書で236ページ、そこから辺ですね。

で、ちょっと3点ですね。

一つはこの主要な施策の成果ごらんいただくとわかりますように……

国松敏昭委員長

何ページ。ページばびしって言ってください。

成富牧男委員

131ページで。

国松敏昭委員長

ああ、そうですか。

成富牧男委員

言うた。

国松敏昭委員長

その施策のね。了解。

成富牧男委員

131ページでよろしいでしょうか。

これには、例えば、チケットの単価もついてません。だから、チケットの単価とかですね、それから売れた、要は金額的なやつが入ってないんで、そういうやつを網羅した、言うならば、この委託事業分の収支決算書、これは、委託事業ですから当然、文化芸術振興課が求めることができる資料だと思いますので、ぜひ資料として提出してもらうように、委員長からもお願いしたいと思っております。

それから、あわせて、資料の面でいうと、これは文化事業協会の中の委託事業の収支決算の話ですね、私が言ったのは。今度は本体の文化事業協会全体の収支決算書、これも、資料を求めたいと思います。

資料についてはそれだけです。

あと1点は、私、これは文化事業協会の会則を今回質問するに当たって見てたんですけど、どうも現実との実態との乖離があるように思えてなりません。

例えば、役員の選任は次のとおりとするというのが、この鳥栖市文化事業協会会則の第7条の2項3号にあるんですね。そこに幹事はアイレックス会員のうちから選出し会長が委嘱するとかいう文言があるんですが、私の理解では、アイレックス会員というのは文化事業協会が行う、言うなら友の会みたいなものであって、文化事業協会の会員とはまた違うものだと思っております。

ちなみにアイレックス会員で何ていう別の、文化事業協会のホームページ見ますとこういうふうに書いてありますね。「鳥栖市民文化会館などで実施事業を開催している、「鳥栖市文化事業協会」の会員制度です。」

ですから、どうもこの会則と実態、私が実態に近いのはこの文化事業協会のホームページの、アイレックスって何てっていうやつだと思っておりますので、これについてはもう答弁求めませんので、その整合性について御検討願えたらと思います。

それで、もう終わります。

ただ、終わりますけど、私ちょっとタイトルに注文つけたいのは、この236ページの委託料、ごらんいただくと、この分は上から2番目ですよね、市文化事業協会委託料ってありますよね。何かちょっと違和感ありませんか。文化事業協会を委託するわけではありませ

で、これは例えば市文化事業委託料とか、委託先が文化事業協会だと、いうことになると思いますので。

こういうのが時たまほかのところでも散見されますので、ぜひこれは平成27年度から、適当なタイトルに、委託料のタイトルに改めていただけたらと思います。

以上で終わります。

国松敏昭委員長

いいですか、今の。

ほかはございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

いいですか。はい。

私がちょっと。

私から3点ほどお尋ねしたいんですが、212ページと218ページに、小学校、中学校それぞれ樹木管理委託料というのが550万5,240円と、218ページの樹木管理委託料、これは510万4,995円あります。

当然学校周辺の環境改善のためにされると思うんですが、もっと中身について、どんなふうな委託をされているのか。中身について、御説明をお願いします。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

小学校費並びに中学校費の樹木管理委託料につきましては、学校内にございます高木低木含めまして、まずはわかりやすいところでは樹木の剪定、それから近隣に邪魔になるようなものであれば、主な伐採、並びに消毒が主なものになってまいります。

また、伐採につきましては高木になりますと、高所作業車などの出動がございますので、そういったものを利用しての樹木管理といったものが主になってきておるものでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

具体的にどこをどうされたちゅうのは、わかりますでしょうか。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

わかりやすいところであれば、基里小学校の国道側のクスノキが国道側にかなり枝が張り出しておりましたので、それを伐採をさせていただいております。それから、西中学校も同じくクスノキの枝を伐採をいたしております。

近隣に葉っぱが落ちて、かなり御迷惑をかけておると、いったような次第でございましたので、そういったものを利用していただいておりますのでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

それで委託料ということで、業者選定されて頼んであると思うんですが、何回ぐらい、また全部それはもう、委託先に任せてあるというのか、そのチェック機能、チェックはどんなふうになされてるのか。

例えば、2回ぐらいだけでなく3回やってますとか、結構伸びるんじゃないですか、草にしる樹木にしる。それとも今言うように、さっき大木の上に、費用がたくさん予算が必要になってくるとかちゅう、なんかそういうもうちょっと、要するに何でこういうことかと言うと、逆にオープンなってる鳥栖小学校あたりは防犯的には大丈夫やろかというところはいっぱいあるんですよ。余りオープンなってる。

そういうことも踏まえて防犯上からも見て、この樹木伐採管理ちゅうかな、管理委託料のあり方をどうにお考えなのか、その辺も踏まえて、お答えできたらと思います。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

まずもって、今御質問にございました防犯上の問題でございますけれども、一つは、校内は外からのぞけると、例えばグラウンドから校舎が見える、逆に校舎からグラウンドが目視できるといったような、学校側からの要望等もございまして、枝の伐採等、順次いたしておるような場合が多うございます。

逆に今御指摘をいただきましたように外から中がのぞけ過ぎるといったような御指摘は、今のところ、学校関係者並びに保護者の皆様からの御意見としてはいただいております。

また、樹木の管理につきましては、適当な時期に消毒業務も入っております。

例えば、今、ちょうど運動会の時期でございますけれども、その運動会に合わせて、どこでもございます桜の木にかなり虫がついておりますので、その事前に、うまいタイミングで消毒をしていくと。市内12校ございますので、そういったところで、やっていっているといったようなところが多うございます。

また適宜、例えばその台風の後には折れているとか、それが立ち枯れをしているとか、そういったものにつきましては、適宜、お願いをして、手当てをしていただいている部分がございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

ちょっと1点、消毒云々で今お話ありましたが、消毒はどんなタイミングでされてるのか。ちょっと確認の意味で。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

今話の途中で申し上げましたけれども、学校防除業務につきましては、特に桜の木が多うございますけれども、桜の木につきます毛虫類の防除が主になってまいります。

特に代表的なところでございますと、この秋の時期になってまいりますと、ちょうど今の時期、かなり虫が食っておるような状態が散見されますけれども、そういう状態で学校行事、特にグラウンドの行事に支障を来すといったようなことがございますので、特にこの秋の時期の運動会の前に、例えば雨が降らない時期を見計らって、防除させていただくといったようなものが主なものになってまいります。

以上でございます。

国松敏昭委員長

そうしたら、実際工事するのは、どんな時間帯ですかね。例えばこういう話を聞いているんですよ。街路樹なんか特に道路に面してるから、通りが多いと夜中の、ね、少ないときに消毒をするとか、12時からとか例えば朝方とか、そういう話あります。

学校の場合そういうことはない。そこまで把握しとる。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

学校につきましては、特に学校行事との関係がございまして、主に土曜か日曜日に、生徒さんがおられない時期を見計らいまして、短時間のうちにさっと終わらせていただくといったようなことを心がけていただいております。

国松敏昭委員長

はい、わかりました。

もう一点いいでしょうか。220ページ、御質問させていただきます。

委託料の13、備考に給食業務委託料、7,920万4,492円。これ中学校の選択弁当制の、業務委託だと思いますが、これは、この状況というか、この中身について、どのように把握されているのか。

柴田昌範学校教育課長

中学校については、選択制弁当給食ということで、今、始まって7年目を迎えようと、迎えたところで、もう6年を経過したんですけれども、今年度につきましては、日米クックに単年度契約ということで、お願いしているところです。

平成25年度の生徒たちの利用状況を見ますと、ほぼ1,000食、1,000食を補償ラインとしておりますけど、ほぼ1,000食に近いところ、全体でいうと50%までは行っておりませんが、40%台で推移しているという状況です。

中学校給食につきましては、今年度中に子供たち、あるいは保護者あたりに現在の選択制弁当についてどういうふうな感想を持っているのか、完全給食を望んであるのか、この選択

できる給食制度というのに満足されているのか、そのあたりのアンケートを実施する予定にしておりますが、現在のところちょっとまだ進んでいない状況ですが、今年度中にはアンケートあたりを実施して、今後どういった方向にするかというところを考えていきたいと思っていますところでは。

以上です。

国松敏昭委員長

はい。

プラスアルファ何か、いいですか。はい。

いずれにしても、学校給食、小学校は今注目されておりますが、この学校給食、中学校においては、今後どうされるのか、もちろん検討課題だという話ですが、しっかりこの辺は、このままに終わらないとは思いますが、しっかり、この中身についてもやっぱ検討し、前向きに取り組んでいただきたいなということを要望しておきます。(発言する者あり)

成富牧男委員

教育委員会の方針は、弁当給食から、そうじゃなくて小学校と一緒にセンター給食するという方向が決まってるんじゃないですか。

そこ確認してもらえませんか。

園木一博教育部長

学校給食については、基本理念、基本計画の中で完全給食を目指すということで方向性は、先ほど成富議員が御指摘されたとおりでございます。

ただ、先ほど柴田課長が申し上げたのは、基本的に選択制弁当方式というのは鳥栖市が選択して導入した結果がございますので、その導入成果の一定の評価は必要だという判断のもとで、調査が必要だという認識を持ってるということで、御理解いただきたいと存じます。

国松敏昭委員長

すいません、もう1点、ちょっとこれは細かいことですが、230ページの補助金、負担金補助金及び交付金の件でございますが、決算時期によく出てくる数字の羅列が、230ページの節19でございますが、各、御田舞とか、特に宿町の、とか神辺とか、いろいろ獅子舞云々の補助金とか出とるでしょ。この一律にこんなふうな金額が出るという根拠はどこにあるのかな。

また本当に従来どおりの中身の、何ちゅうか、細かい精査をされながら進められているのか。ちょっと気になるので、その辺の捉え方、考え方、また、本当にこの、こういうやり方でいいのかっていうのは疑問に思いますので、答弁をお願いします。

佐藤敦美生涯学習課長

今御質問がありました、浮立、あるいは御田舞等の補助金の金額の積算根拠についてという事でございます。

明確な金額の根拠は、ございません。

いつからかという資料はございませんけれども、相当前からこの金額で、毎年補助金の交付を行っております。

ただ、この中で御田舞補助金が8万円でございます。これについては、県の文化財の指定がございますので、その分についてが3万円増額と、3万円のプラスで8万円になっております。

また、村田の浮立補助金につきましては、村田町とそれから江島町の2町で、この浮立を行っていただいておりますので、通常、1浮立あるいはその獅子舞等について5万円の2倍という金額になっております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

ちょっと今、明確な根拠がなくて補助金だけ通年通りやってると。もうそれで事済むのかなあと。それはそれぞれ事情があると思いますがね、もっとあの、(発言する者あり) 答弁がある。

はい。(発言する者あり) あります。

久山高史生涯学習課文化財係長

以前も委員会等で指摘があったことですので、これについては、ほかの市町村も含めて、考え方をまとめたことがあるんですけれども、やはり先ほど申し上げましたとおりに、この民俗芸能の補助金というのは、行政が出す補助金といたしましては、民族芸能の保存継承に対する助成という意味合いでございます。

ですから、基本的にそれ実行される地元の方中心にこの行事が行えるわけですが、費用等は確かにそれぞれの町によって、安いところだったら数十万円、高いところだと数百万円と、いろいろと幅があります。

ただ、この中で、全体にそれぞれの毎年上がってくる補助金の申請書を見ましたところ、道具に対する経費、つまり道具を新しく補修したり、そういった経費ですね、それについて高額のものにつきましては別途補助金の制度が2分の1以下でございますが、それ以外の通常の、ちょっとした小修理とかちょっとした付けたものに対する割合については、どこも、どこの行事を全て大体10%から15%ぐらいの割合でこの5万円の補助金が使えるようになっておりますので、やはり人件費、大部分が人件費とか練習費、準備費だろう、参加者の手当等が恐らく大部分の費用負担となっておりますので、行政といたしましては先ほどの民

俗芸能の保存伝承に、継承に対する助成という意味合いで、道具類に対する補助に対して約1割から1割、多くて20%の助成を行っているという形で考えております。

以上です。

国松敏昭委員長

ここでとやかくは言いたくはありませんが、道具だってそんなに、毎年要るわけじゃないしね、また、本当に、身近な、私んところも関係もありますが、個別的にはもう申しませんが、本当にただ、精査もしなくてね、補助金、これ本当に補助金の問題は、この問題以外でもいろいろ問題なっておりますので、もっとね、明確な根拠がないとかいう発言が大体そのものがちょっとおかしいと。

だからこういう事例の中で、もうちょっとね、言いわけの、上手な言いわけ、ちょっと私から言うといかんばってん。要るなら要るでね、年度別に、変わってきたりしますとか、また大事な保存するためには、最低限のこれだけ要りますとかっていうのがあると思うんですよ。

そういう面ではしっかり精査をしていただきたいと、税金でございますのでね、その辺は強く申し上げておきます。

この件に関して私からは、ここままで、できますか。

中村直人委員

今の件ですけどね、これ以前はまだ獅子舞だとか、まだ幾つかしかないときに、3万円とか、ばらばらなときがあったんです。それでもやはり、保存をしたりする、そういうものについては1町区の場合には、今これは大体5万円なつとりますね。それから一つの物を管理したりするのは1万5,000円ぐらいでいいやないか。何か基準があったはず。

ですから、以前はまだばらばらだったし、それから新しく、前は宿と神辺、牛原ぐらいで、あと藤木が入ってきたり曾根崎が入ってきたり、ずっとやってきたわけですけども、そのときはまだ5万円じゃなかった。

今一律にそういったところで保存する、今言われたように郷土の民俗を保存するとは、そんなら1町に5万円ぐらいしておこうかというふうな話で、あと、後の管理、後は管理なんです。ちょっと門を管理したりとか、何かそういったものについては、これは決算書から見ると1万5,000円ということです。何かの基準があったはずですよ。

ですから、それは曖昧じゃなくして、きちんとした基準のもとでやってるということをしなないと、じゃあ今からまた出てくる可能性があるときに、うちはもう長い年経つとるからもう少し保存料くれろとか言われたら大変ですので、きちんとしたものをつくったほうが、いつか補助金とかそれから負担金の問題のときにもそういったものがありましたので、きちん

以上です。

国松敏昭委員長

〔発言する者なし〕

~~~~~

本日の総務文教常任委員会を散会いたします。

午後 2 時50分散会

平成 26 年 10 月 2 日 (木)



## 1 出席委員氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長   | 国 松 敏 昭 | 委 員 | 中 村 直 人 |
| 副 委 員 長 | 下 田 寛   | 〃   | 久保山 博 幸 |
| 委 員     | 成 富 牧 男 | 〃   | 柴 藤 泰 輔 |
| 〃       | 久保山 日出男 |     |         |

## 2 欠席委員氏名

な し

## 3 委員会条例第19条による説明員氏名

|             |         |                 |         |
|-------------|---------|-----------------|---------|
| 総 務 部 長     | 野 田 寿   | 教 育 長           | 天 野 昌 明 |
| 総 務 部 次 長   | 松 雪 努   | 教 育 部 長         | 園 木 一 博 |
| 総 務 課 長     | 古 賀 達 也 | 教 育 部 次 長       | 白 水 隆 弘 |
| 総務課長補佐      | 古 澤 哲 也 | 学 校 教 育 課 長     | 柴 田 昌 範 |
| 情 報 管 理 課 長 | 青 木 博 美 | 生 涯 学 習 課 長     | 佐 藤 敦 美 |
| 財 政 課 長     | 小 柳 秀 和 | 文 化 芸 術 振 興 課 長 | 石 橋 沢 預 |
| 契 約 管 財 課 長 | 三 橋 和 之 | ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 石 丸 健 一 |
| 会計管理者兼出納室長  | 権 藤 博 文 | 議 会 事 務 局 長     | 江 崎 嗣 宜 |
| 監査委員事務局長    | 中 山 泰 宏 |                 |         |

## 4 議会事務局職員氏名

議 事 係 長 江 下 剛

## 5 審査日程

現地視察

乗目交差点改良事業

麓小学校（特別支援学級）

議案審査

議案乙第25号 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔総括、採決〕

## 6 傍聴者

な し

## 7 その他

な し

自 午前10時

## 現地視察

乗目交差点改良事業

麓小学校（特別支援学級）

至 午前10時50分

~~~~~

午前11時16分開議

国松敏昭委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。



国松敏昭委員長

すみません、先ほどの、現場視察というか、現地視察、御苦労さまでございました。

お手元に、きのうの文化事業協会の決算資料についてということで、御質問あっておりました。

その中で、資料を配付しておりますので、その件について、まずは、すいません。

石橋沢預文化芸術振興課長

おはようございます。

文化事業協会の決算の資料を本日２部、作成して提出をさせていただいております。

まず、縦長の、A 4 縦長のほうでございますが、こちらが文化事業協会全体の収支決算になっております。上の段が、市からの委託料、チケット収入、会費等の収入の一覧でございます。こちらの資料の収入欄の説明の、上から 5 段目、4,000 掛ける 363 とありますが、横の文字が切れておりまして、申しわけございません。口でございます。4,000 円掛ける 363 口でございます。

下の段につきましては、文化事業を行うのに必要な経費及び事務局職員の賃金等の事務費を合わせた、支出の一覧でございます。

それからもう一部、横長のほうの資料でございますが、こちらのほうは昨年度中に、文化事業協会が事業として行った興行等の、興行に係る収入と支出の決算でございます。

①から⑱までの事業を行った分についての収入はチケット等の収入、支出については出演料とか、会場使用料とかそういったものに関する支出の一覧でございます。

説明、以上でございます。

国松敏昭委員長

はい、終わりですね。

これに、今の御説明については、よろしいですか。

成富牧男委員

2つ、そうしたら質問、ちょっと今見ただけなのであれですけども、1つは、支出を見ます、支出はどこですか。支出が多いですね。それはこの差し引き額のところと合うような計算になるんですかね。ちょっとそのところ、教えて。

この横版、これも全部の事業が入っているとおっしゃいましたよね。もちろんほかにも、これ以外の費用もありましょうけど、そこら辺の関係をちょっと説明してもらって。1枚目と2枚目の関係。

石橋沢預文化芸術振興課長

まず横長のほうの、事業別のほうの収入額の一番下の合計をごらんください。

4,348万8,158円、これが縦長のほうの決算額の収入の分、事業収入、こちらのほうと合っております。

それから先ほどの、横長のほうの欄のですね、支出総額という欄がございます。こちらの一番下の合計額5,759万7,746円、こちらの合計が縦長のほうになりますが、こちらちょっと合計金額としては上がっておりませんが、支出欄の説明欄のところをごらんください。こちらの説明のところに事業費と書いている分がございます。各科目の中に、事業費というのが入っていると思います。こちらのほうを合計するとこの事業総額の5,759万7,746円と一致するようになっております。

この事業費、説明欄の事業費の一つ一つの金額につきましては、横長のところの支出内訳の一番下の合計のところと、全部合ってるようになっております。

成富牧男委員

もう1点。今の説明受けて、もう一つお尋ねしたいのは、赤ですね、これ。赤字が出てますね。

それ、その処理ちゅうかその補填、どっからお金を、持ってくるのか。

園木一博教育部長

も、要は、一つは仕事量との関係で、本当に3人もいるのか、2人の社会教育指導員ともう1人。これはやっと、私もちょっと勉強したんですけど、社会教育指導員が非常勤特別職、そして、もう1人の事務員さんが、臨時的嘱託員ですよね。そういう身分だということがわかりました。

それで、臨時的嘱託という人はどういう人になるのかっていうことですが、やはり、目を通したところですね、鳥栖市の規定に目を通したところでは、やはり、知識、技術、職種の特異性を考慮して云々というのも入ってますですね。単なる臨時さんじゃないような職務だと思うんです。ところがあそこにおられる臨時さん、既に18年毎年更新。毎年更新が可能なんですね、この臨時的嘱託員というのは。毎年更新で18年目を迎えておられるっていうことですので、うん。本当は、いわゆる私たちが、通常、頭に描いています6カ月でもう打ち止めよっていう、いわゆる事務補佐的な臨時さん、私はそれで対応できると思うんですね。

何でかという、ずっと話聞きましたら、まず、あそこの利用申請、同和教育集会所を借りるための申請は、生涯学習課に来るようになってます。多分その申請して受け取るのもここでだと思うんですね、利用した人が。

そうすると、臨時的嘱託さんの仕事って何だろうかと考えたときに、極論すれば、特別職、非常勤特別職であるところのいわゆる社会教育指導員さんがおらん時の留守番みたいな、寝ずの番ぐらいの意味しかないと思うんですよ、利用申請には来ないわけですから、あそこには来ないわけですから。

今であれば、携帯電話もあるし、取り次いで携帯電話をつなぐとかそういうことすれば、取り次ぎも、直接、いわゆる部屋借りに来た人以外で来られた人にも対応できるし、どう考えても、あそこのボリューム、3人もおるちゅうのは考えられません。

せめて、だから、臨時的嘱託職員については、6カ月で上限になってる事務補佐的な臨時さんに、やはり変える、変えてもいいんじゃないかというふうなことを強く申し上げておきます。

それから、社会教育指導員さんについては、服務規程、服務の規定はどうなってるのかって言ったら、ひとつ具体的な話として、いわゆる出勤簿はないのかちゅうたら、非常勤特別職、少し言葉ははしょられたのかもしれませんが、非常勤特別職だから必要ないというふうに私は受け取りました。

しかし、実際、同じ嘱託職、臨時的嘱託職員にあるところの家庭児童相談員さん、あそこもそうですよね。あそこは、ちゃんと出勤簿もつけてあるわけですね。

だから、イコール必要ないというのはちょっと違うと思いますので、どうして出勤簿が必要ないかちゅうのを、やはり答えられるようにしてもらわないといけないと思います。

いずれにしろ、あそこの、その、もう一つ言うならば今度は委託料の話ですね。きのうの話でもせいぜい四十何日やったですよ。5時から以降の、そこから5時から以降、平日のあけているときの5時から以降、それから日曜日をもって言われてましたけど、いずれにしろ2カ月足らずなのにもかかわらず、管理するために、管理料として毎月3万円、12カ月で36万円、2カ月足らずしか来ておられないのに、12カ月分支払っておられるということになりますので、それについても1回につき幾らとかですね、時間給にするとか、そこら辺を予算の上でやっぱり考えてもらわなければならないと思います。

あとは、せっかくああいう施設があるわけですから、これまでどれぐらい、ホームページも含めて、外に向かってPRされてるのかっていうのも、私は疑問が残ります。また、社会教育指導員さん、非常にそういうのに、同和問題にたけた社会教育指導員さんが2人もおられるのであれば、そういう方を講師にした同和研修、そういうのもやられたことがあるのか、それも私は非常に疑問です。もったいないです。

いずれにしろあそこの、もう珍しくあそこは無料で借りられる施設ですので、大いにホームページでも宣伝して、やってほしいなと思います。

とにかく一言で言うと、いつも言っておりますが、この同和問題に関するいろいろな、例えばそういう服務の問題にしろ、具体的に言うと同和集会所、社会教育指導員の問題、それから総務部もおられますので言いますけども、向こうの生活相談員の話も含めてですね、社会福祉課のほうの。そういうことも含めてですね、ほかのその他のところの扱い方と異ならないように、二重スタンダードにならないようにしていただきたいと。

人事に関して言うならば、当然、人事のほうに、あれ回って来てるはずですよ。少なくとも合議かなんかで。そこら辺でチェックする、社会教育指導員が70歳未満の者を採用するちゅうのもあるしですね、いろいろあります。

だから、チェックポイントをきちっとして、これ、平成25年やったですかね、何月だか忘れましたが、前の監査委員さんからも、指摘もあっておりますのでですね、そこらのこと含めて、ぜひ、少し前進したなっていうのを平成27年度の予算の中で見せていただきたいなと思います。

長くなりましたが、終わります。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

柴藤泰輔委員

1点にお尋ねしたいんですが、昨日参考資料で提出した中学校の修学旅行の件で、この目的、いろいろ書いてあるんですけども、田代中学校の中で、大阪では高度な技術や最先端の

特殊技術に支えられたアメリカの映画文化を通して国際理解を含め想像力を養うて、これU S Jのことだと思うんですけど、国際理解を含めっていうのはやっぱ、こういった国際理解含めるんですかね。

国松敏昭委員長

きのうの資料に対する御質問ですかね。

柴田昌範学校教育課長

国際理解を深めっていうところを目的で田代中学校書いておりますところにつきましては、U S Jのところを指しているんだと思いますが、この辺につきましては、U S Jにつきましては、各学校いろんな考え方、意見等もありまして、本当にそのU S Jで国際理解を深めることができるのかどうか、という目的に沿うかどうかというところも非常に、確かに、疑問点もあるわけです。

そういった点で、来年度につきましては田代中学校U S Jは行かないというふうに聞いているんですけども、また再来年については、行くことも検討中というのも聞いております。

こういった目的に沿うかどうか、各学校にしっかり目的に沿うところかどうか検討した上で目的地を選定するように、教育委員会としても指導してまいりたいと思っております。

御指摘ありがとうございます。

柴藤泰輔委員

ありがとうございます。

これですね、アメリカの文化を通して創造力を、この国際理解を深めて言葉がなければ全然問題ないと思うんですけど、卒業生の、きのう何人か子供たち、田代中の聞いたら、やっぱり物すごく楽しかったっていうことで、たら国際理解はどういう深めたねて、いや全然ていうかですね、まあ……。

だからこの言葉がなければ、物すごく子供たちにとっては楽しい修学旅行ということで、もちろん奈良とか行ったのも思い出に残ってますしですね。

だからその、なくす必要はないと思うからですね、だから言葉、国際理解というのがなければ問題ないんじゃないかなって、私個人の意見です。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかございますでしょうか。

久保山博幸委員

きのう、給食センターのランチルーム、そのあたりの話で、食育教育の話が出ましたけども、以前から思っているんですが、やはりそのデメリットを補う試みとして、要するに、給

食センターから発信して、各学校の各教室をですね、ネット環境がそろえば、要するにそのビデオレターみたいな形で、センターの職員さんがビデオカメラを持って、近郊のですね、生産者のところに直接取材に行って、お話を聞いてっていうふうな、もう二、三分でいいと思うんですね。

何かその、要するにそのプロセスですね、物をつくっている。どういう方が、このタマネギにしるジャガイモにしる、まあ卵にしるですね、いろんな食材をどういう方がどういう思いでつくられてるっていうその、やはり目に見える形で発信していただくと、今回の自校方式からセンター化によるデメリットの部分を逆にですね、逆に、いろんな情報を、そういう機会を通して発信することで、逆に大きなメリットになるんじゃないかなと、いうふうに思いますので、そういう企画、運営をぜひ、御検討いただければと思います。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

中村直人委員

何点かにわたってちょっと。答弁要りませんけれどもですね。

まず財政的な問題で、職員定数も含めて、さらには地方交付税の問題を含めてちょっとやりとりをしたんですけれども、やはりこの決算を得てですね、平成26年はもうあとわずかですけれど、平成27年度に向かってどのような方策を立てるのかっていうのが一つの課題なってくると思うんです。ただ、平成27年度の予算編成は市長選挙を目の前にしてですから、多分暫定予算になるだろうと、こう予測をされます。

そうしますと、補正でどうやっていくのかというのがありますので、そこら辺はやはりこの意見を通じて、きちんとやはり対処してほしいというのが1点です。

さらに、勤労青少年ホームのことを言われましたけれども、当時建設する場合の時代と、今日の勤労者を取り巻く時代はもうかなり変わってるんですね。それで、やはりまだまだ講座を開設をして、ここに集まりくださいという方式が非常に多いんですよ。

そうじゃなくして、やはり利用者が自分たちで企画立案をしながら、ここをやはり拠点として活動するというふうな場所に、やはりこの自主管理方式みたいな感じで、切りかえていったほうがいいのではないかという気もしますので、そこら辺は今後ですね、さらにはもっと勤労青少年のやはり条例をもう一度確認をしていただいて、どのような形にするのが一番いいのか、これはもう検討に値する時代になっているんじゃないかこう思いますので、そこら辺はお願いしておきたいと思います。

それから給食センターの関係もありますけれども、自校方式からセンター化にされるとき

の、やはりこのいろんないきさつは、給食室のいろんな法令が変わったりして、敷地が狭いとかいろんなことがあって、もう一斉にやるとかなりの額が要るのでセンター化にしよう、というふうな話もひとつあったですよ。

ですから、しかしやっぱり本来は自校方式が一番望ましいと思うんですよ。

ですから、今建てたばかりであれですけれども、これから先、各学校の実態をやはりきちんと、生徒数の問題含めてですね、やはりしながら、栄養士さんの問題も含めて、どのような実態に持っていったらいいのかということも検証して、将来はもう、いずれにしてもセンターは老朽化していくわけですので、これ、その間に自校方式にまた戻すというやり方ですね。

これやはり我々要望しておりますけれども、一時避難的にセンター化にしたと、いうとらえ方を我々しているんですが、やはり将来は自校方式に戻すという方式で、この考えてほしいということを要望しておりますので、ぜひそういった考えも頭に入れて運用していただきたいというのと、やはり子供たちの感想は非常に悪い。給食センターの中身は悪い。これはもう食べる子供たちが一番素直ですので、あした我々に行くそうですが、あしただけ特別メニューにはしないでほしいと思うんですけれどもね、やはり、どんなものでもやっぱり時間をかけると、搬送に、今ちょっと力を入れたような感じですので、搬送時間、そうすつともう、早くつくって早く学校に届けてっていうサイクルになると、やはり何時間か待つわけですよ。やはりどんなものでも、やはり料理はさめると思うんです。

ですから、そういったものも含めて、もう少し検討の余地があるかもしれないけれども、非常に子供たちにとってはやっぱり今のところは、非常にまずいという声がもう、それはメニューによってもちよつと若干違うんですけれども、大方の感想はそういう方向ですよ。

ですから、もっとこの努力をしていただきたいと思うけれども、やっぱり搬送などに力を入れ過ぎるから、じゃなくしてやっぱりおいしいものを、短い時間でどう搬送するかというですね、逆に、子供目線でしないと、今はもう搬送する側の目線でしよるから、そうじゃなくして、やはりこの発想の転換をしてですね、やっぱりそういったところを今後、考えてほしいなということ。

あとはもう開かれた学校とかいっぱいありますけれども、もういつときしたらもう窓もあけない開かれない学校になりますので、冷暖房完備が、完備されてですね。そうじゃなくして本当に、特色ある学校っていうなら、1校1校全部変わらなければいけないけれども、やはり指導要領の関係などもあって、やはり一つの方角にして行かないだろうって、今は。

と思いますから、そういった面含めて、いろんな案を研究をしていただいて、予算編成もですね、きちんと、これから先は教育委員会も、市長部局のほうとかなりの接点を持つよう

以上です。

はい、ほかはよろしいでしょうか。

ほかはよろしいでしょうか。副委員長いいですか。

– 237 –

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

本案は認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

挙手多数であります。よって、議案乙第25号 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定について、当総務文教常任委員会付託分は認定することに決しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前11時45分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 国 松 敏 昭 印

